

平成18年度林野庁補助事業
違法伐採総合対策推進事業

合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業

ロシア極東における合法性証明の実態調査 報告書

平成19年3月

社団法人 全国木材組合連合会
違法伐採総合対策推進協議会

もくじ	
はじめに.....	3
用語解説.....	5
第一章　ロシア極東地域における森林法とガバナンスの概要.....	8
1-1. 概況.....	8
1-1-1　ロシア連邦レベルでの森林行政における体制変換.....	8
1-1-2　現行の連邦森林ガバナンスと問題点.....	10
1-2. 林業関係の法制度.....	12
1-2-1　伐採地での森林管理運営に関する法規.....	13
1-2-2　伐採権の譲渡に関する法規（オークションとコンクール）.....	13
1-2-3　移送に際した法規.....	15
1-2-4　加工に関する法規.....	15
1-2-5　鉄道輸送に関する法規.....	16
1-2-6　税関申告・輸出に際した法規.....	16
1-3. 新森林法典.....	18
第二章　ロシア極東地域における森林資源および林業情勢に関して.....	22
2-1.　ロシア極東の森林資源.....	22
2-2.　極東地域の林業と経済.....	26
2-3.　ロシア極東地域における違法木材ビジネス.....	31
2-4.　木材輸出のしくみと傾向.....	35
2-5.　ロシア極東地域における大手木材業者.....	43
第三章　ロシア極東地域における違法伐採対策、森林認証制度への取組み.....	49
3-1.　ロシアにおける違法伐採対策、森林認証の概況.....	49
3-1-1　違法伐採問題.....	49
3-1-2　違法伐採対策.....	49
3-1-3　森林認証制度.....	51
3-2.　地方政府機関による地方レベルでの違法伐採対策、森林認証制度への取組み.....	53
3-2-1　沿海地方における違法伐採対策.....	53
3-2-2　ハバロフスク地方における違法伐採対策.....	54

3-3. 木材業界による違法伐採対策、森林認証への取組み	58
3-3-1 ダリエクスポートレス（DEL）による団体認証.....	58
3-4. 個別業者による違法伐採対策、森林認証制度への取組み	61
3-5. NGO、消費者による違法伐採対策、森林認証制度への取組み	63
3-6. 日本の改正グリーン購入法に対する関係者の反応	64
まとめ～課題と対策	67
課題～ロシアにとっての「違法材」、「合法性」、「持続可能性」とは	67
対策～「持続可能性」を考慮した木材生産・取引のために	68
参考文献.....	70

はじめに

本報告書は、平成 18 年度違法伐採総合対策推進事業において、我が国への主要木材輸出国における合法性・持続可能性証明木材の供給事例を調査し、その供給可能性を探る事業の一環として実施したロシア極東地域の実態調査報告である。

調査にあたっては、国際環境NGOFoEJapan(所在地:東京都豊島区池袋)が主体となり、ロシア側の橋梁機関であるBROC(所在地:ロシア極東沿海州ウラジオストック市)、FSF(所在地:ロシア東シベリア, クラスノヤルスク地方クラスノヤルスク市)との合同調査チームによって実施されたものである。

本報告書の構成は、第一章では、木材の流通経路を念頭に置き、その各段階に関連する法関係の整理し、各々の手続きにおける問題点の抽出に努め、この流れ全体に影響するであろう近年のロシア林政における体制変換、新森林法典の策定という動きとの相互作用について検討した。

(担当:FSF(アンドレイ・ラレティン博士)とBROC(アナトリー・レベデフ氏))

第二章では、同国の資源状況、貿易統計などを参照しながらロシア林業を概観し、その担い手である林産業者による森林利用と木材取引の実際から、現時点で顕著である問題点を違法性という観点から素描した。

(担当:BROC(アナトリー・レベデフ氏)とFoE Japan(佐々木勝教、中澤健一))

第三章では、林政と林業の関係性、その担い手である各者が参加したロシア木材市場の現在をおさえた上で、違法伐採、違法流通への取組みという観点から今一度現在の状況を捉えなおし、本調査の第一の焦点であった流通経路における合法性とは如何にして確保され得るか、その流通経路の一端を担う我が国からみた場合、如何なる取組みが合法性証明として機能し得るかを検討する目的で、政府、業界団体、NGOによる各取組みを紹介した。

(担当:BROC(アナトリー・レベデフ氏)とFoE(佐々木勝教、中澤健一))

なお、本報告書のための調査最終段階の時期である2007年(平成19年)初頭に、ロシアでは新森林法典が施行され、地方においてはこれを司る各機関が大幅に再編され、本報告書の取りまとめの時点においても新体制および林業法における細則が明確になっておらず、従ってそれらの分析については本報告書では言及し切れていないことを注記しておかなければならない。この度の体制および制度の変革は、林政の枠を超えたものであるだけに、今後の合法性証明木材の確保を考えた場合、木材輸入国である我が国としては、この情勢の変化を今後とも継続的に注視し、積極的にロシア側の取組みへのかかわりを検討する必要があると思われる。

本調査報告が、我が国のロシア材貿易における合法性・持続可能性証明木材の調達のあり方に関する検討にあたって参考材料になれば幸甚である。また、調査を担当した各位に対し、ここに改めて感謝申し上げ、引続きロシア極東の森林セクターと日ロ木材貿易の健全な発展にご協力をお願いする。

2007年3月

(社)全国木材組合連合会

会長 庄司橙太郎

用語解説

本報告書では、術語・専門用語は基本的にすべて和訳して使用しているが、その幾つかは、日本語における意味のすみ分けが困難なものもある。そのような訳語に関する誤解を避ける目的で、本報告書で使用した訳語と原語の対応を下記し、必要なものへは補足説明を加えることとする。

森林経営方針 лесоустройство

英語では Forest management と訳されることが多いが、ロシアでは、特定の研究機関(国営企業体)により策定される特殊な性格をもつことから、意味の差別化のため本報告書ではこの訳語をあてることにした。この森林経営方針は、連邦機関としての各営林署単位で行われ、森林の状態から蓄積量調査まで総合的に行った結果を連邦森林局に報告し、それに基づき年間許容伐採量などが策定された後、地方の森林局へその情報が伝わり、地方林業政策の策定が開始されるといった一連の手続きを意味している。

森林経営 лесное хозяйство

英語では Forestry (林業)とのみ訳されることが多いが、実際には、個別業者の森林経営をも意味することから、本書では森林経営という訳語をあてることとした。但し、森林局 **агентство лесного хозяйства** のように固有の語結合の際には適切に訳語を与える。

森林管理 контроль

英語では、control, check, inspection の訳語が与えられるが、本報告書では文脈上、「管理」と訳した。営林署が行う管理行為。

森林管理 управление

英語では、administration, management, control の訳語が与えられている。日本語では、語結合によって、「管理」、「局」という訳語を与える。森林局が行う管理行為。

監督 надзор

文脈的に森林の「管理」と訳した方が適切な場合があるが、基本的には、ロシア天然資源省下の自然利用監督局が森林において行う業務に特定して使用している。

森林保全 лесная охрана

英語では、protection, guard と訳され、「保護」、「保全」と訳されるが、ここでは、下記の森林保護と差別化するために、「保全」と訳す。基本的には、森林局、営林署により行われる森林の保全活動を差す。

森林保護 защита

英語では上記と同様に protection, shelter と訳されるが、原則的には衛生関連諸法の基準に沿って、営林署、リース保有者等が病虫害に侵された森林から健全な森林を保護する、という限定的な意味を持つ。

森林ファンド лесной фонд

非林地をも含む森林地帯を規定するロシア独特のカテゴリー。森林ファンドは、林地、非林地に分類され、この林地は森林被覆地と非森林被覆地に分類される。森林ファンドは、天然資源省下の組織である森林局と自然利用監督局により管理され、後者は自然保護区など商業林以外を管轄している。非森林ファンドと呼ばれる土地にも林地は存在するが、それらは都市林や防衛林など天然資源省の管轄外となっている。上記区分のイメージは以下の「図. 極東全土と森林分類」を参照のこと。

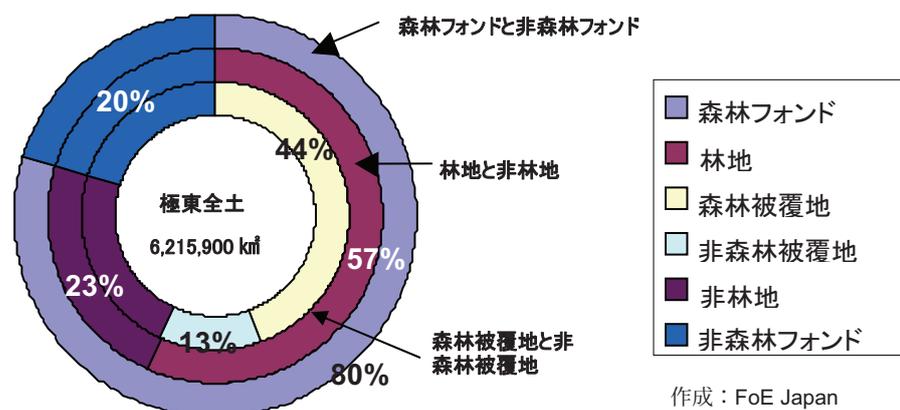


図 0-1. 極東全土と森林分類

- ・極東地域総面積：6,215,900 km²
- ・森林ファンド総面積：4,961,044 km² 約 80%
- （林地：3,530,037 km² 57%
（森林被覆地：2,756,944 km² 44% 非森林被覆地：778,924 km² 13%）
非林地：1,431,007 km² 23%
- ・非森林ファンド総面積：1,254,856 km² 20%

伐採許容量 расчетная лесосека

森林経営方針策定の際に営林署単位で得られた情報を基に国が決定する理論上許容される伐採量。

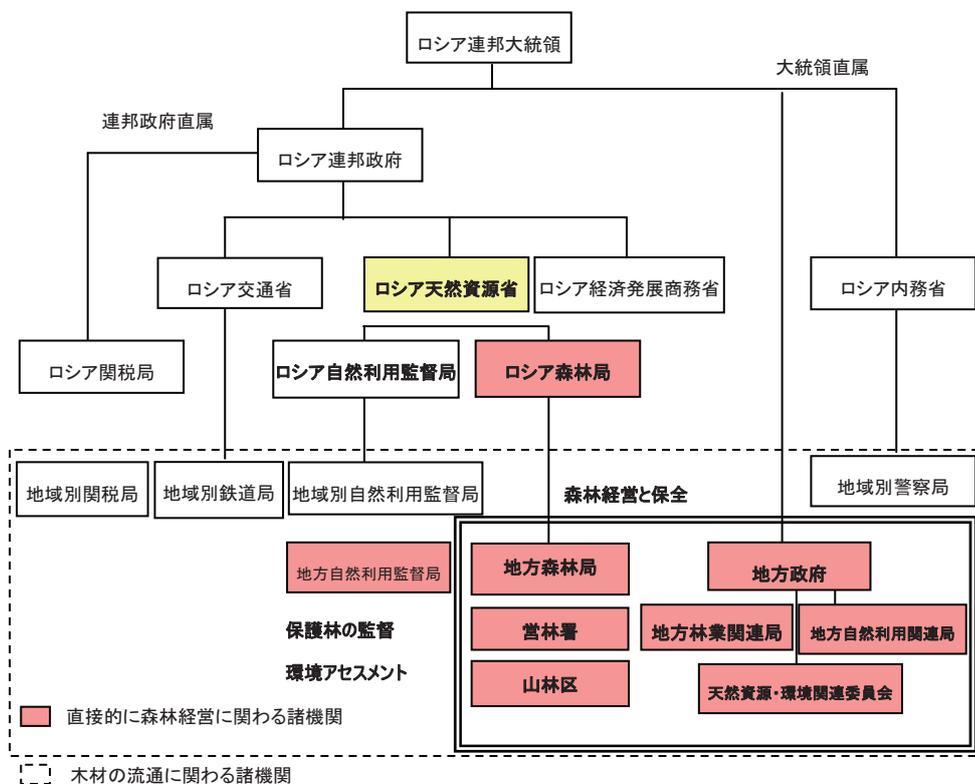
経済的開発可能伐採量 (экономическая) доступная лесосека

単純に「伐採可能量」としてもよいのだが、上記()内の「経済的」という語を割愛した形でも全体としては表記の訳語の意味を維持するため、用語の意味を特定する意図で上記の訳語とした。

第一章 ロシア極東地域における森林法とガバナンスの概要

1-1. 概況

1-1-1 ロシア連邦レベルでの森林行政における体制変換¹



地方林政関連の各主体(太字は中心的組織、二重線枠は、主導となる組織)

図 1-1-1. 林政関連の政府機関(2007年1月31までの状況)

¹ 本項は 2006 年 12 月時点で新森林法典案最終版をもとに分析したもの。

新森林法典の施行後、それまで連邦森林局の配属であった営林署が2007年2月1日付けで地方政府下へ移されることになり、営林署下の山林区だけが森林局の配属のまま残り、森林保全に従事することとなった。また、この営林署は、2007年9月までには改編され、実質的には営林署は消滅することになる。

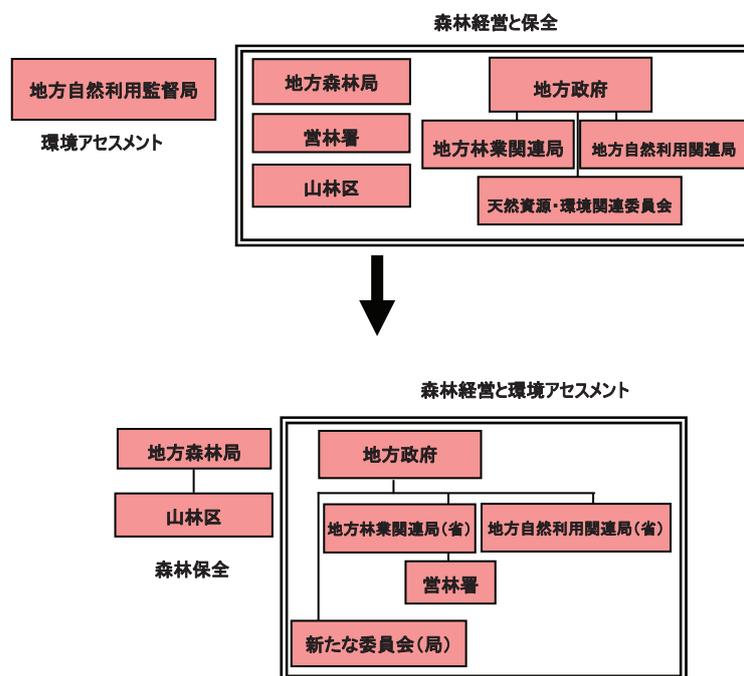


図 1-1-2. 林政関連の政府機関(2007年2月1日以降の変更点)

ロシアの森林行政は現在、森林の所有形態、国家による森林管理のシステム、管轄機関の構造、そしてあらゆる法的、規範的な基盤などのすべてが変更されるといった、大規模な体制変換に直面している。しかしながら大方の専門家の見方では、この体制変換はこれまでであった諸問題を解決し得るものではなく、反対に新たな問題を生み出しかねないものとなっている。

この体制変換の中心にあるのが、新森林法典案の施行と森林ファンド²におけるガバナンスの地方分権化である。ロシア国家にとって革命的とも言えるこの両方策は、残念ながら当該分野における専門家の参加による慎重な分析を欠いたまま進められた。その結果、2007年1月1日の施行時においても、地方政府が新たに組織することになる管理機関がまったく準備されていない状況である。さらに、地方の連邦出先機関から地方の新管理機関への権限委譲に伴う行政上の空白などの障害を最小限に抑えるための連邦レベルでのいかなる規範的な書類も用意されていない状況である。一方の新森林法典(三年にわたり、20案以上が作成された)は、最終的に林産業者、地方自治体、自然保護機関、営林署職員などの森林関係者からの厳しい批判を拭いきれない内容のまま決定された。

² 森林ファンドー森林以外の沼地なども含んだ森林地帯を定義するロシア独特の単位

体制が変換され、新森林法典が施行される時期に法的な空白期間をつくりだしてしまう危険性をはらみながらも、法を準備する側は依然として専門家の意見を取り入れずに作業を進めている。この体制変換と新森林法典の制定という二つのプロセスは、互いに協調せず混沌とした様相を呈しているが、森林利用の際にはこれまで不可欠とされていた環境的基準をクリアするための手続きを廃止した上で、森林資源への多額の資本流入を許容し、経済的に利用するという点では双方とも同様の傾向をもっている。

1-1-2 現行の連邦森林ガバナンスと問題点

現行森林ガバナンスにおける体制変換の第一段階は、2000年に起こった旧連邦森林局と国家環境保全委員会の解体であった。これに代わる所轄官庁は、2004年になってから辛うじて天然資源省下に創設されたが、機能、人員、予算のどれもが大幅に削減された。この結果、ロシアの林政において長い間存在してきた、営林署(レスホーズ)、森林区、自然保護区のような枠組みが不安定な立場に置かれることになった。

しかしながら体制の変換が不可欠であることもまた明らかな事実である。現行の森林管理システムは、様々な時代の法規と原則が入り交ざっているため、場合によりそれらは互いに矛盾し、何よりも現在における合理的な森林ガバナンスのあり方には対応していない。ロシア古来のシステムが持つ保守性が、ある意味では森林の保全を可能とし、前世紀90年代における混沌期にさえ常にそれに従事する人員を確保させたとも言える。しかし他方ではその保守性が、森林分野における発展にブレーキをかけており、世界レベルで発展を続ける森林諸国に遅れをとる結果を生んでいるのである。

現在、森林ファンドは基本的に国家に属し(市街地や村落の森林および防衛林を除く)、森林はタイプ別に三つのグループに分けられる。第一グループには、水源涵養、保健衛生的な機能を果たす森林が入り、各種自然保護区などもここに属する。第二グループには、森林利用に際して厳しい制限があるものや操業制限があるもの、資源として不十分な森林が入る。第三グループには、国民の経済活動に即し、森林へ環境的なインパクトを与えずに商業的な伐採が可能な森林が入る。木材資源の利用は、それぞれの地方および営林署の管轄単位の許容伐採量に即して行われるが、この許容量の算出は非常に古い蓄積量調査法に立脚しているのが現状である。森林経営方針は、各営林署(レスホーズ)が国有林に対する責任者として10~15年毎に更新しなければならないが、実際には営林署が蓄積量調査を行っているのではなく、森林経営方針を専門とする民間企業が定期的に蓄積量データと許容利用限度量の確認を行っている。森林利用に際しては、伝統的に以下の利用法がある。

- 1) 商業目的の木材伐採
- 2) 森林のための保育伐

3) 森林の環境的、商業的な価値を高めるための伐採（間伐³）

これらの利用枠に当てはまらない林業上および国家にとって価値が低い森林資源は、管理されないままの状態となり、違法伐採に対しても脆弱な状態となる。

地方の各営林署は過去 10 年に渡り、割り当てられる国家予算の減額に伴い、資金調達のために自らが管轄する森林において、「間伐」の名目で伐採を行ってきた⁴。生産性や生態系上の健全さを確保するために行われる若齢林における病中害木や過熟木の伐採の代わりに、あからさまに販売目的の「間伐」を行うことで、営林署は巨大木材生産者になっていった。このような伐採は、極東南部の価値の高い森林において、全森林利用量の 25%～30%にも達する。このような状況にもかかわらず、営林署の間伐からは森林税の徴収が行われず、営林署と営林署が選んだ伐採業者が純粋に利益を得るために行われている。この結果、賃金の低い営林署職員や伐採業者らは、自らの収入の向上のために「間伐」の名目で多くの保護領域の森林を過剰に伐採している。このような伐採は当然、違法であると判断されるべきものであるが、以下に記載する公的な証明書類により合法化されている。

³ 林分の完成と主伐の間の清掃伐、間引きなどすべての伐採を含む。具体的には主として衛生伐（病虫害木や火災木などの処理）や保育伐を行う際の方法。

⁴ 2006 年 10 月に行った沿海地方森林局での聴き取り。同森林局の予算の内、15%が国家予算で、85%は管轄する森林における伐採による収益とのこと。

1-2. 林業関係の法制度

森林林業に関わる法律は、森林経営全体に直接関係し、規範的な意義をもつ森林法典以外にも、様々なものがある。この森林法典を具体化、あるいはそれがカバーしていない領域を補うのが、連邦政府や連邦政府機関(省や局)による政令や指令などの規範的アクトである(法的・規範的アクトとも云う)。この他にも流通の過程には、契約を規定する民法、伐採計画の環境的側面を監査する環境法、鉄道による貨物運送規定、関税法などが複雑に関係している(図 1-2-1)。関連するこれらの諸法については、付属資料1「森林経営プロセスにおける法関係図」を参照されたい。

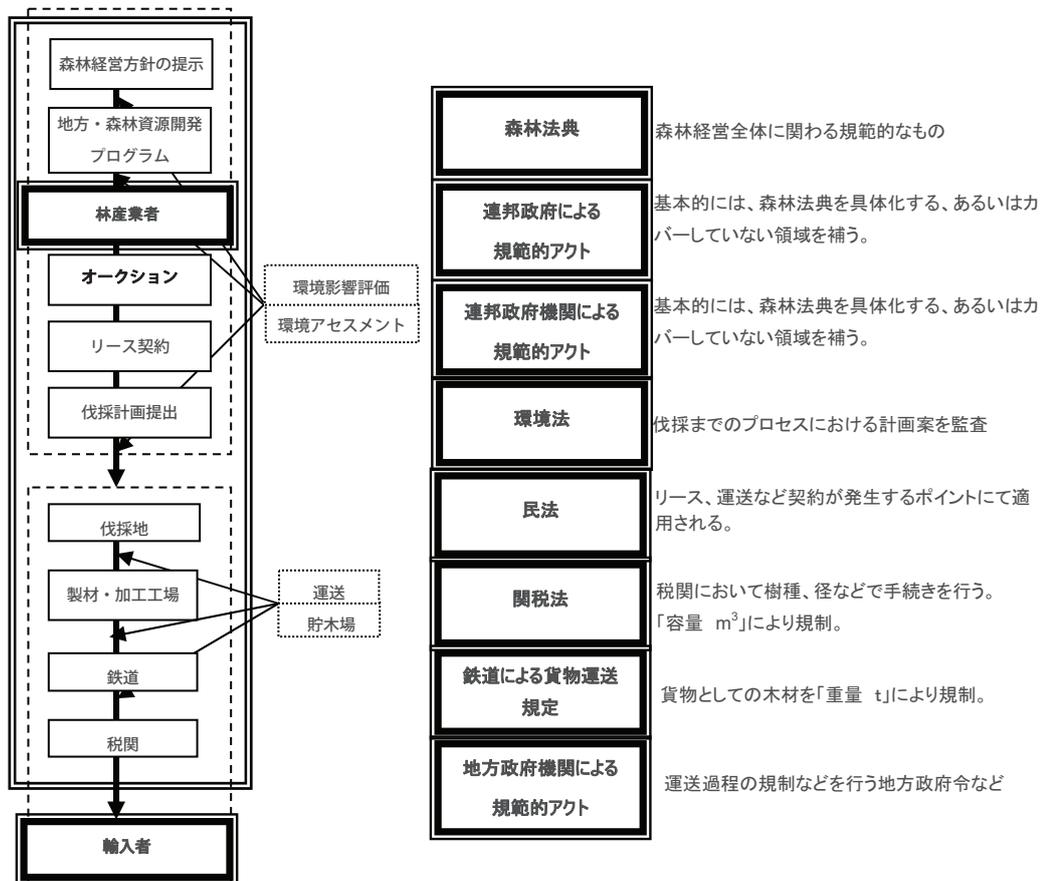


図 1-2-1. 森林林業関連の法体系の現状(2006年12月31日時点)

1-2-1 伐採地での森林管理運営に関する法規

上述したような例も含め、現在行われている伐採は、堅固な現行の森林利用システムとその公的書類によりしっかりと保証されている。このシステムはロシア森林局による一連の規則文書により規定されており、州・地方政府に属する特設の森林利用委員会がいかんにして伐採地(リース)の譲渡を決定すべきかを取り決めている。この委員会は、連邦局の地方出先機関、地方政府、自然保護機関、警察、検察などの関連当局、税関関連機関などからの代表者たちにより構成されている。コンクールにかけられる伐採地は、地方知事の合意に基づき地方の森林局が策定する地方森林資源開発プログラムに従い規定される。このプログラムは、公聴会、環境影響評価(OVOS)および環境アセスメントを通過しなければならない。しかしながら実際には、このプロセスは行われなかったことが殆どである。地方政府の参加の下、上記の森林局により発足された森林利用委員会は、このプログラムに基づき、伐採許容量の範囲内で各営林署の年間森林利用量を規定する。営林署ごとの森林経営方針案は、伐採区を規定すると同時に国家の環境アセスメントの対象にもなるが、それが行われることは非常に稀である。

1-2-2 伐採権の譲渡に関する法規(オークションとコンクール)

上述の森林開発プログラムに基づいて、営林署は森林局下に設置された、コンクールおよびオークション実施委員会と共同で、伐採地譲渡者を決定する**コンクール(公募)**あるいは**オークション(競売)**を実施する。コンクール(公募)では、地方の森林資源開発プログラムに基づき、譲渡される伐採地における森林伐採が社会的に及ぼす影響なども考慮の対象となるが、オークション(競売)は、入札価格によって譲渡者が決定される。このコンクールあるいはオークションで選ばれた者は、国家権力機関としての地方政府と**アレンダ**(リース)契約を結び、これを登記し、リースの期間と森林経営方針書類に則して**伐採計画**を策定する。この伐採計画に対しても公聴会とアセスメントが義務付けられている。上述の地方森林利用委員会は、地方自治体あるいは集落に必要な木材を確保するための短期利用権を承認する役割も持つ。

なお、同委員会は、2004年までは森林局の参加の下、地方政府により発足され、地方政府内の然るべき部署(自然利用、森林資源関連の部署)により承認されていた。

伐採証明書は、リース契約および管轄営林署の年間伐採量に則して発行される。伐採証明書を発行するまでのプロセスは幾つかの段階に分けられる。先ず初めに、森林経営方針に基づいて先5年のリース期間における樹種、伐採方法が明記された伐採計画書が作成される。その後森林での伐区の線引きが行われるが、主伐に際してはこれが25ha以下になる。それから森林経営方針の内容の確認が行われ、広葉樹の場合には毎木調査が行われる。伐区の線引きのデータに基づき、伐採計画リストが作成され、優勢樹種がマーキングされる。主伐の際には、出荷時の直径を考慮した木の選定が行われる。その後、営林署職員が調書(アクト)によって割当てを決定する。この割当てに従って営林署の署長が一年間有効の伐採証明書を発行する。この割当てでは、木材の商品価値による分類が定義される。営林署の場合は、3つの段階に分けられるが、この基準は必ずしもGOST(ロシアの国家規格)が定める輸出時の等級分類と一致しているわけではない。

間伐の問題点

2005年に沿海地方において間伐により伐採された木材量は、総伐採量の30%に及ぶ。これはおよそ100万 m^3 に相当する。リースをした者は、借り受けた伐採地において、自ら間伐を行う他、別の業者を雇い入れることもできる。営林署も自らの伐採班を持つことができるが、出荷できる木材量が少ないので、伐採のプロセスすべてを自ら行っても営林署にとってはそれほど利益にはならない。営林署による間伐の際には、森林税は課せられない。これがリースを受けた伐採者の場合は、出荷木材の価格の50%を納めなければならない。昨年(2004年)から森林税法が新たに定められ、知事が木材運送を考慮に入れて税率を制定できるようになった。この税収は基本的には、国家予算へ入るが、それ以外は地方予算へ入り、地方内で地区との分配が行われる。2005年に沿海地方が森林から得た収益は、約1億9千万ルーブル(約4千3百万円)にのぼる。これには林地を非林地に移行させた際の収益も含まれる。⁵

間伐実施計画は、地方森林局の承認を受けた各営林署の一方向的な決定により策定される。この計画は、原則的には森林経営方針の特定の条項に基づいたものであるにも係わらず、営林署の商業的利益やそれに関係する権力構造と結びついているため、極めて不透明であり、非公開である。民主的手続きによって行われている通常の商業伐採がある一方、本来は非商業的で販売のための伐採ではない上記のような営林署による「間伐」も法律で認められている。この「間伐」は、営林署の内部業務とされ、あたかもビジネスや権力とは無関係のように見える。それは通常、一年間の期限付きで、小規模な伐採地での少量の伐採というかたちで、アセスメントも行われずに実施される。この結果、上述したような「間伐」の慣行は、不誠実な営林署職員や伐採業者に、最も高価な樹種が分布する通常の商業伐採が禁じられた森林へ立ち入ることを許してしまった。このような「間伐」は各所で行われ、その生産量は極めて多い。それらは公式の伐採リースから生産される木材にも比較しうるほどである。この「間伐」から連邦政府が税収を得られるのは、輸出時のみであり、それ以外の利用に関しては何の管理権限も有しない。森林からの利益を考える連邦政府にとり、これまで述べてきた「間伐」の不透明な実情が体制や法制度を変革する要因になったと言える。

1-2-3 移送に際した法規

木材輸送の過程そのものに直接関わるのは連邦法である民法の第 40、41 章、輸送される商品の販売に関わるのは、第 30 章となっている。ここで発生する各種の契約書類は、輸送過程において連邦機関である警察などによりチェックされる。この他にも地方ごとの林政において具体的に要求される各種の書類が規定されることもある。例としては、極東の沿海地方においては、各車両毎の伐採証明書の写真が義務付けられ、高級樹種の場合には、ホログラム付きの伐採証明書、調書などの携帯が義務付けられる。

税関までの木材輸送を行う企業や個別業者は、伐採証明書の番号と発行年月日、木材集積確認書、木材輸送ナンバー、運搬者の名前と業務を委託された場所が記された**通行リスト**と**貨物引換書**の携帯が義務付けられている。沿海地方における広葉樹丸太の輸送の際には、この他に**確認書**および**ホログラム入りの伐採証明書**が必要となる。仲買された木材の輸送の際には、販売者により証明された**貨物引換・認証書**と**インボイス**の写し、あるいは**入金伝票**と**販売者から受け取った貨物引換書、契約書**および**伐採証明書**の写し(あるいは差押えに関する書類)が必要となる。これらすべての書類は、営林署により登録され、証明されていないなければならない。

1-2-4 加工に関する法規

製材、加工の過程に関わる法規は、建築基準および規定である СНиП (SNiP)、国家規格である ГОСТ (GOST)、技術基準である ТУ (TU)、業種別規格 ОСТ (OST) などの製造規格である。現在、国内の木材加工業は発展途上の段階にある。連邦政府は、原木輸出が多い現状を木材加工業の推進により打開し経済的に発展させる意向を表明している。具体的には、原木への輸出関税が段階的に引き上げられているのに対し、木材加工製品へ対する輸出関税の免除として表れている。

加工に関わる法的な問題としては、本報告書 1-2-6、税関申告までの流通過程に言及した部分で詳述されることではあるが、違法材流通において加工は、木材の出所情報を隠蔽するためのプロセスとして利用されることも多い。製品として流通させることで、原木の流通には不可欠である林政上の書類が不必要になる。

1-2-5 鉄道輸送に関する法規

鉄道での木材の運搬は、ロシア交通省により定められた連邦法「鉄道交通における貨物運搬規則」に従って行われる。また民法、第34章、第3節、第2部「輸送手段のリース」(第632条～第649条)により輸送契約が規定される。極東地域は、鉄道により中国国内へ木材を輸送すると同時に、東シベリア地域から送られてくる日本向けの木材の終着点でもある。鉄道局は連邦機関であるため、同じく連邦機関である関税局とは異なる規準を持つ。国境を越えた輸送では手続き上、一車両中の積載量算出の規準が、鉄道では重量(t)に基づき、税関では容量(m³)に基づくために齟齬を来す場合もある。

1-2-6 税関申告・輸出に際した法規

極東地域において主伐および間伐により生産される木材は、輸出を目的としたものが殆どである。このため税関手続きは、国境付近や港湾のみならず、鉄道の木材積み込み場など輸出向け木材が手続きされる特別な税関区域においても行われる。最近では、ロシア領内で税関手続きされた木材は、輸送専門の代理業者により国境まで運ばれる。彼らはその分野において独占的に活動し、しばしば輸出業者の役割を担っている。

出所が疑わしい木材や違法材は通常、伐採証明書を欠いたかたちで調達される他、主伐や間伐という名目でも調達され得るが、それらの木材は、運送、等級分け、加工の各段階を経るうちに、容易に合法化されてしまう。このような木材は、流通の過程では偽造された書類と共に供給され、税関へ着く頃には「きれいな」木材になっている。とりわけ製材品の輸出に際しては、原料となっている木材の出所を記載した書類は要求されないため、加工が違法材を税関申告するための最も一般的な方法となっている。

現在輸出業者は、しかるべき税関所宛に遅くとも申請予定日の10日前には**木材ロット申告通知書**を送らなければならない。通知書は税関において登録され、商品の出所および各種書類の合法性を確認するために内務機関へ送られる。警察が伐採証明書に記載された情報と営林署で登録された情報-容量、樹種、等級、輸出価格などの適合を確認する。その後内務局が申請者に対して、登録番号と木材ロットに関する情報すべてが記載された証明書を発行する。抜き打ち検査の際には、検査員は木材に添付された書類に記載された情報と営林署に控えられている情報や木材の等級検査評価などと照合する。検査員は必要に応じ、商工会議所あるいは「森林技術センター」による要求の下、木材ロットの等級構成をサンプリングしてチェックすることができる。このようなチェックは卸売りが行われる集積場や木材港といった野外においてのみ行われる。また、税関コントロールにおいては、**植物検疫証書**、および等級構成と輸出される木材量を証明する**自主的検査の調書**提出が必要となっている。

本報告書の4-2項において後述されることではあるが、税関は連邦法である関税法典に従って業務を遂行しているため、基本的には木材の出所を記載した書類(伐採証明書)を確認する義務はない。このことが地方林政において伐採地から輸出までの統一的な管理、サプライチェーンの確認が不可能である要因のひとつとなり得る。上述したような繰り返し行われる書類検査は、一見合法性を確保するために十分なように見える。しかしながら必要書類は複雑に絡み合っており、かつ各機関間で基準の断絶がある。書類があるかないかのみで立脚した管理統制と各機関の閉鎖性が書類の偽造を助長し、実際量と申請量の食い違いなどを生み出している。従って、実際の輸出量に相応した書類が存在するためには、すべての書類を自由に参照し、申請量、等級、樹種を実際よりも低く見積もるといった類の違法行為を発覚させるだけの技術をもった安定的かつ独立的なモニタリングが必要となるであろう。

上述したように複雑に絡み合う関係機関間での手続き、書類の統一性のなさが、違法性を回避するのをより困難にしている。木材流通過程において考慮されるべき違法要素は、各ポイントでのチェック事項を一貫して管理し得る統一的なシステムによって排除すべきである。(付属資料2「違法行為発生ポイント」を参照)

1-3. 新森林法典

ロシア経済発展商務省により立案された新森林法典案は、2006年12月5日付けでロシア連邦大統領により署名され、2007年1月1日付けで遂に施行された。この新法典では、森林ファンドをリースする者自身による森林管理の義務が大幅に拡大されている。それにも係わらず、リース者が合理的な経営を行い、管理することに対しての利害を保証するいかなる仕組みも用意されていない。また同法典の採択は、森林経営方針を規定している主要な規準である伐採手引書、伐採指示書、伐採規制、森林経営方針指示書、衛生規準などの変更を要求するものである。新法によればこれらの規準は、技術執務規定のような技術規制関連の法律に則って制定されるべきとされているが、これ程多数の規準の基盤が完全に更新されるには数年を要するであろう。その期間、ロシアの林業は新しい法典に則りながらも、古い規準に従うことになる。このように様々な問題を孕む新森林法典だが、既に2007年1月1日から発効しており、もはや変更を加えるのは不可能である。

2007年1月1日の新森林法典施行後に出された研究者および環境組織によるコメントは、付属資料9「新ロシア森林法に関する批評」、付属資料10「ロシア連邦森林法典2006、と法令「ロシア連邦の森林法の制定について」についてのコメント」を参照されたし。それらによれば、同法は現在のロシア情勢を反映し、幾つかの改良点はあるものの、全般的にみれば環境的のみならず法そのものとしても不明瞭な点が多く、理性的な森林経営を行っていく上では危険性を孕んだものであるとされる。

以下、新森林法典における現行森林法典からの変更点として特徴的なものを記す。なおここで参照する資料は2006年11月8日付けロシア国家院第三読会にて採択された最終法典案とするが、2007年1月1日に発効した最終版と基本的な変更点はない。

森林の所有管理権限

新法典自体には、森林用地を国民あるいは法人の所有へ受け渡すためのいかなる取り決めも記載されていない。私有化に際しての制限は、追加法案である「森林法典の導入に関して」に記載されているだけである。新法典案第7条によれば、森林ファンドの土地の所有は、森林ファンドの土地取引に関する別の法律が制定されるまで保留されるとなっている。

新法典案の 81 条によると、連邦政府機関は、森林用地および資源の所有、使用、管理に関する権限を失うことになる。連邦政府機関は、所有者としての権利を放棄し、義務を負わないことになる。この動きは、2005 年 12 月 31 日付けで発効した**連邦法第 199 条**により進められた地方の連邦政府機関への権限の移譲のプロセスとリンクしている。しかしながら権限を移譲される地方の行政機関にもまた国民の権利を保証する義務が欠如しているのが現状である。すなわち、誰も「所有、使用、管理」の権限を有しないのであれば、法が変更された林政の空白期間に、当該の法案に従って、現在リースされている森林用地を買い上げという形で私有化が実施されていく可能性もあるということだ。この他にも民法、不動産法、国民基本法に立脚すれば、林地を非林地へ土地区分を変える等して、諸外国籍の国民や法人、国籍を持たない者による私有林の獲得も可能ということになる。

所轄官庁間での管理機能の分散

新法典案および行政改革の理念によると、森林管理の権限は二つの機関に分散される。まず森林管理の機能は、連邦森林局およびその地方出先機関に残る。一方、森林保護および監督の機能は、連邦自然利用監督局とその地方機関が担うことになる。この方策自体は極めて合理的であり、森林および自然保護関係者の中で長年期待されてきたものであるが、それが改革プロセスの最後の段階まで連邦政府により導かれて確立するかは未定である。機能の分割そのものは、一年前に既に行われ、かつての森林監督機関の予算や人員は大幅に削減された。今日では、沿海地方の 1200 万 ha の森林ファンドをわずかに十数名の監督職員が全ての監督業務を担当し、この地域の環境管理分野の諸問題に対する全責任を負っている。このことは、監督機関としての能力や効果が不十分であることを表しており、現状では森林破壊を防止することも出来ず、警察職員の存在がなければ違法行為（伐採）を取り締まり、違法材を没収する権利も持たない。2007 年から地方政府に新設される予定である地方森林管理機関とこの自然利用監督局、森林局の相互関係は未だ不明確なままである。

伐採証明書および各種指示書（許可証システム）の消滅

伐採権獲得のためには、これまでの「許可証システム」のかわりに「申請書システム」が導入される。リースを受けた者は、森林経営を監督する諸機関へ年次計画の詳細を記した「森林申告書」を提出しなければならない。自然利用監督局は 2 週間以内に申告された施策の法適合性を検討する。この期間内に申告内容に対する法律不適合の通知を受けなければ、森林利用者の申告は受理されたことになる。伐採証明書および各種指示書、伐採区境界に関する然るべき書類の消滅は、森林分野で使用されていた書類を大幅に減少させるであろう。しかしながらこのプロセスは、書類上はかろうじて木材の出所を確認することができたこれまでのシステムが立脚していた書類制度基盤の消失をも意味している。新法典案には、これに替わるいかなるシステムも提示されておらず、結果として新法採択後の違法伐採木材量の増加も懸念される。

オークション(競売)のみによる伐採地リース

新法典案では、森林をリースする唯一の方法として、オークションという形態のみが提示されており、そこではリース譲渡を決定する唯一の条件は、提示される借受価格となる。インフラの発展や森林利用者の社会的役割を含む地域開発計画が考慮されるコンクール(公募)が実施される可能性は提示されていない。このようにリースの分配は、オークション参加者の提示価格のみを考慮して行われ、リース保有者の社会的役割、すなわちこれまでの経験、木材加工業および自社のインフラを発展させる意向などは全く意味を持たず、林業分野への外資投入の可能性を開いている一方、これは貧困にあえいでいる伐採村の地元住民の生活福祉が考慮されておらず、森林ファンドの資源枯渇の危険性も孕んでいる。

森林経営に対する伐採リース受領者の義務

新法典案によれば長期のリースの際にはリース受領者は、森林再生、保育伐、森林保全、森林保護を含むリース単位での森林経営方針の策定を自己負担により実施する義務がある。その際に、リース受領者が十分な森林経営を行うようにさせるための仕組みが法典にはまったく記されていない。

保護林(第一グループの森林)における森林経営に関する条件不足

新法典案中の保護林における森林経営方針に言及している章は、十分に準備されているとは言えない。特定自然保護地域に言及している条項において、「特定自然保護地域法」が引用されているのみである。当該の章におけるこれ以外の条項は、様々な出典からの項目の寄せ集めになっており、互いに適合していないばかりか、森林保護の概念にも矛盾している。保護林における森林経営方針への一貫した要求が、法案には用意されていない。

間伐実施に際した技術執務規定の欠如

新法典案では、現行の諸規準(伐採規則、森林経営方針などに関する指示書、手引書、規則)の変更が不可欠となる技術執務規定が数多く提示されている。法案では必要となるあらゆる技術執務規定が明記されているが、間伐に関する技術執務規定が欠落している。これは事実上、技術執務規定以外に施業行為を指示するべき規準が他にないだけに、不明確な状況を作り出しかねない。

リースされた森林への国民の侵入制限

現在、国民は森林において自由かつ無償で、果実類、山菜類などの非木材林産物を採集することが出来るが、これが森林所有者、リース保持者、行政機関により恣意的に導入されうる制限や禁止により事実上不可能になる恐れがある。新法典案第 11 条では、森林における滞在は、安全性確保および森林再生の目的に制限される可能性が示唆されている。しかしながら実際にこの条項が定めているのは、森林の保護や国民の安全性の確保ではなく、国民の権利の制限であると言える。これはリースされた用地や私有地が特定自然保護区などの森林へ関係(隣接など)している場合、そこへの立ち入りが禁止される可能性を孕んでいる。同第 11 条に従えば、土地の所有者は民法、不動産法に則り、国民の権利を制限あるいは彼らの森林での滞在、林産物の収穫を禁止することができる。すなわち林産物収穫林への国民の侵入を規制する法的な障害ができることを意味している。しかしながら、新法典案受諾後の天然資源省大臣ユーリ・トルトネフ氏の発言によれば、上記のような国民の侵入制限は行われないとされる。

リースされた森林ファンド用地における建物建設の可能性

新法典案の幾つかの条項は、森林ファンド内での建設を制限しない可能性を含んでいる。第 2 章 23 条によると、「狩猟業の実施にともなう森林利用に際し、森林利用者は狩猟小屋やその他の施設を建設する権利を有する」と定められている。リース受領者は、領地内におけるあらゆる権利を有しているので、好きな所で上記のような建設を行うことができる。例えば、都市郊外にあるリース用地において、狩猟用の小屋あるいは休憩所という名目で住居が建設される。第 25 条によれば、レクリエーション目的での森林利用においては、駐車場や交通・道路網の建設の可能性も示唆されている。

特例として刑法執行機関へのリースを行う場合

新法案では、特別な条件で森林用地を刑法執行機関(刑務所)へ譲渡する可能性が提示されており、その際の譲渡はオークションを通さずに、政府の決定のみに基づき 10 年以下のリース期限により行われる(第 58 条)。また、リース価格は、オークション開始価格の 10%を超えないと想定されている(第 65 条)。

第二章 ロシア極東地域における森林資源 および林業情勢に関して

2-1. ロシア極東の森林資源⁶

ロシア極東地域における森林面積⁷は、5億420万ヘクタール、森林率は81.1%に及び、この地域のほとんどを被うほどである。このうちの2億8090万ヘクタールは、207億 m^3 もの森林資源を有する林地である。この林地の98.4%は、連邦森林局の管轄下にあり、同局の地方出先機関により管理されている。ハバロフスク地方における森林被覆面積は、5,090万ヘクタール、沿海地方では1,140万ヘクタールにのぼり、森林蓄積量は前者が50億3500万 m^3 、後者が17億5300万 m^3 に及ぶ。サハ共和国以外の地方では、森林の98%が山地に位置している。また極東地域の森林の75%が永久凍土の上に植生しており、残りはいわゆる不連続永久凍土(気温の変化により融解が起こる)上に位置しており、このことが、ヘクタールあたり年間0.9 m^3 (沿海地方では最大でも1.5 m^3)という平均成長率の原因となっている。なお、林地の99%は、自然林である。

極東地域の森林の約60%はカラマツ、8%がシラカバおよびダケカンバ、5.2%がモミ・トウヒ類である。この地域の南部に位置し、1ヘクタール中に20種の樹木が植生するチョウセンゴヨウマツ・広葉樹林は、貴重な樹種ゆえに資源の枯渇が心配されている。2003年の時点で、290万ヘクタールが記録されているこの森林は、1960年には390万ヘクタールであった。蓄積量は少ないが、シベリアマツ林(40万ヘクタール)、ナラ林(310万ヘクタール)、アムール・シナノキが優勢である林(80万ヘクタール)、ヤチダモ(40万ヘクタール)も植生している。詳しい樹種構成は以下の図を参照されたい。

⁶ 2-1. 参考文献：

「ROSSTAT (ロシア国家統計局沿海地方支局)」

「Лесной комплекс Дальнего Востока России, Аналитический обзор (極東ロシアの木材産業、分析的概観)」2005年、A.S.シェインガウス著

⁷ 森林フォンドの総面積と非森林フォンドの中の森林(防衛林、都市林)の合計。森林フォンドは、「林地」と「非林地」から構成され、「林地」には森林被覆地(疎密度0.3以上)と非森林被覆地(伐採跡地、火災跡地、疎林など)、「非林地」には森林の生長に適さない土地(ツンドラ、沙漠など)と森林経営のために利用される土地(道路、草地など)が含まれる。

表 2-1-1. ロシア極東地域の土地カテゴリー別森林ファンド内訳(単位:千 ha)

地方・州	林地						計	非林地	森林ファンド総面積	森林蓄積 (百万 m ³)
	森林被覆地		非森林被覆地							
	総面積	人工林	非密集人工林	火災跡	伐採跡	その他の非森林被覆地				
サハ共和国	143,061.8	3.7	—	11,863.1	313.5	37,271.2	192,509.6	62,243.7	254,753.3	8,825.6
沿海地方	11,373.3	62.9	8.1	30.1	18.4	82.0	11,511.9	338.6	11,850.5	1,753.1
ハバロフスク地方	50,924.2	167.1	80.6	3,219.2	248.6	3,369.8	57,842.4	15,862.7	73,705.1	5,034.6
アムール州	22,654.8	83.9	21.5	511.6	429.2	1,864.6	25,481.7	5,062.7	30,544.4	2,000.4
カムチャツカ州	9,004.5	44.2	13.2	24.5	13.2	480.7	9,536.1	5,539.3	15,075.4	623.1
マガダン州	16,259.9	14.9	5.8	2,474.4	76.5	8,588.2	27,404.8	17,301.3	44,706.1	387.3
サハリン州	5,519.5	177.1	53.6	139.9	53.3	448.9	6,215.2	732.0	6,947.2	618.3
ユダヤ自治区	1,563.1	26.2	6.1	11.0	19.7	23.1	1,623.0	514.2	2,137.2	170.1
コリヤーク自治区	9,837.6	3.1	0.3	528.4	3.6	862.7	11,232.6	17,682.4	28,915.0	553.4
チュコト自治区	4,912.6	—	—	1,848.9	6.2	2,878.7	9,646.4	17,823.8	27,470.2	82.0
極東管区全体	275,111.3	583.1	189.2	20,651.1	1,182.2	55,869.9	353,003.7	143,100.7	496,104.4	20,047.9

出典：ロシア科学アカデミー極東支部経済研究所、2005

*「森林蓄積」のみ 2003 年

表 2-1-2. ロシア連邦地域別樹種別木材蓄積分類(百万 m³)

地域	針葉樹					硬質 広葉樹	軟質 広葉樹	つる植物および 茂み	総計
	アカマツ	チョウセン ゴヨウマツ	トウヒ・ モミ	カラマツ	計				
サハ共和国(ヤクー ト)	1,019.6	74.2	49.2	7,337.1	8,480.2	-	84	261.4	8,825.6
沿海地方	0.3	425.8	528.7	207.7	1,162.4	371.3	216.4	3	1,753.1
ハバロフスク地方	116.9	104.8	1252	2,735.7	4,211.9	165.4	385.2	272.1	5,034.6
アムール州	54.8	1.5	79.3	1,427.5	1563	23.1	356	58.3	2,000.4
カムチャツカ州	0.6	-	34.7	70.6	106	356.2	74.2	86.8	623.1
マガダン州	-	-	-	251.4	251.4	-	25.9	110.1	387.3
サハリン州	3.1	-	352	161.1	516.1	66	18.8	17.4	618.3
ユダヤ自治区	0.2	30.5	33.7	15.8	80.3	35.8	54.1	-	170.1
コリヤーク自治区	-	-	-	18.5	18.5	167.5	35.2	332.3	553.4
チュコト自治区	-	-	-	45	45	-	8.1	28.9	82
極東ロシア総計 (百万 m ³)	1195.6	636.8	2,332	12,270.3	16,435	1,185	1,258	1,170.2	20,048
%	6	3.2	11.6	61.2	82	5.9	6.3	5.8	100

出典：ロシア科学アカデミー極東支部経済研究所

極東地域の年間伐採許容量は、9,280 万 m³ に上り、このうちハバロフスク地方が 2,650 万 m³、沿海地方が 800 万 m³ である。この地域の開発性の低さを示すため、経済的開発可能伐採量（現在の技術で開発可能な伐採量）という概念が導入され、2004 年におけるハバロフスク地方でのこの枠組み内での算出伐採量は、1,560 万 m³、沿海地方では 600 万 m³ であった。環境的、社会的に特別な役割を担うとされ、基本的に商業伐採の禁止されている第一グループの森林は、この地域の森林全体の 11.8% を占める。このグループの森林の割合が最も多いのが沿海地方で、32.9% にも及ぶ。

表 2-1-3. ロシア極東地域における伐採許容量

地域	伐採許容量、千 m ³		極東での地方政府割当て、%		計
	全伐採許容量、2002 年	経済的開発可能伐採量、2004 年	A-経済的開発可能伐採量の容量、2004 年	B-森林面積、2003 年	
サハ共和国(ヤクート)	35,403.80	30,587.10	46.4	52	0.9
沿海地方	8,330	6,029.10	9.2	4.1	2.2
ハバロフスク地方	26,546.10	15,600	23.7	18.5	1.3
アムール州	16,040.30	9972.6	15.1	8.2	1.8
カムチャツカ州	1,446.70	852.2	1.3	3.3	0.4
マガダン州	81.3	40.5	0.1	5.9	0
サハリン州	3,627.60	2162.1	3.3	2	1.6
ユダヤ自治区	1,281.20	613.1	0.9	0.6	1.6
コリヤーク自治区	0	0	0	3.6	0
チュコト自治区	42.8	0	0	1.8	0
極東ロシア総計 (百万 m ³)	92,799.80	65,856.70	100	100	1

出典:ロシア科学アカデミー極東支部経済研究所

ロシアの森林法の厳しさは広く知られるところではあるが、それにも拘らず持続可能な森林利用は法律の中で保障されていない。極東地域の商業的開発可能林を例にとれば、森林査定員たちは、極東地域の森林において森林経営方針を策定する過程で1ヘクタール 50 m³ 以上の地域を算定しているが、実際に伐採業者による商業的伐採が許可されているのは、80~100 m³ 以上の森林においてのみである。またこの地域には、森林火災後の森や伐採禁止林が点在しているにも拘らず、算定の段階では、それらの地区も大まかに伐採区の算定に含まれるため、実際には危機的な状況にあるのだが、あたかも豊かな資源がある場所のように見積もられている。このように適用される査定法は多くの場合、現実的にみて環境的に持続可能とみなされる伐採量の二倍以上を許容伐採量として認めてしまっている。極東地域において 2000 年から新たに実施されている伐採規則では、伐採可能な木材の最小直径が拡大されたため、沿海地方だけ年間伐採許容量が 53 万 5000 m³ ほど縮小されているのは、注目に値する。

主伐が行われる針葉樹林では、用材の割合は76%以下であり、それ以外は薪材もしくはパルプ材として利用される。特に日本への輸出の際に要求される1、2等級の丸太は、用材全体の約35%以下であり、これは森林蓄積全体の約25%にあたる。それ以外の低い等級の丸太のほとんどは、森林利用者の集中的択伐および条件付き皆伐の対象として伐採区に残されることになる。3 m³の伐採が行われる毎に、その内の1.5 m³は失われ、その後の加工などの利用を行う際には2 m³毎に1 m³が失われる。しかしながら近年、薪材の15%をも含むあらゆる等級の丸太を、製材用として大量購入する中国側の柔軟な需要の拡大がこの状況を少なからず緩和している。これらの木材は、中国で綿密な等級分けをされた末にあらゆる木材製品のために利用されている。

2-2. 極東地域の林業と経済⁸

極東地域の経済において林産業の占めるウェイトは非常に高く、原木および木材製品の輸出による収益がこの地域の経済にとっての主な収入源となっている。その中でも最も木材生産量が多いのがハバロフスク地方であり、これに沿海地方が続くが、この上位2地方と他の地方・州との間には大きな開きがあり、木材搬出量、用材生産量では、同2地方の合計が極東全体の約85%を越える。

極東地域における2005年の総木材搬出量は、1450万m³に上り、用材生産量は1250万m³、製材生産量は120万m³であった。ロシア連邦内の7つの連邦管区中、極東地域(地域管区分では、「極東管区」)は、用材生産では3位に位置するが、製材生産では6位と、欧州市場と近く製紙産業が発達しているロシア西部諸地域と比較して、木材加工分野の未発達さが伺える。

表 2-2-1. 極東地域の木材搬出および生産量

	木材搬出量	用材	製材
極東地域全体、%	100	100	100
沿海地方	27.4	27.9	21.9
ハバロフスク地方	56.7	57.6	50.6
カムチャツカ州	1.2	0.5	1.6
サハリン州	2.6	2.6	6.0
マガダン州	0.0	0.0	0.0
アムール州	7.4	7.4	2.4
サハ共和国	3.7	2.9	15.7
ユダヤ自治区	1.0	1.1	1.8

出典: ROSSTAT(ロシア国家統計局沿海地方支局)

⁸ 2-2 参考文献:

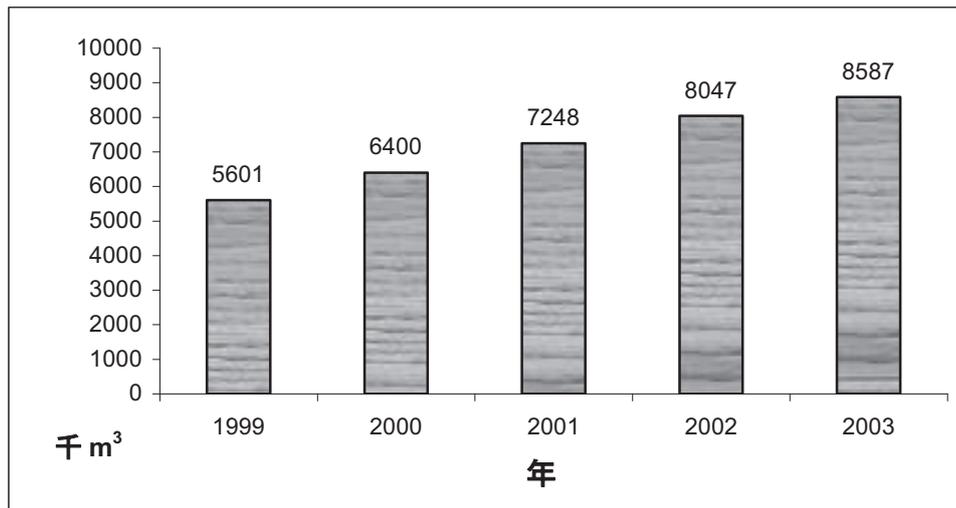
- ・「Лесной комплекс Дальнего Востока России, Аналитический обзор (極東ロシアの木材産業、分析的概観)」2005年、A.S.シェインガウス著
- ・「Аналитическая справка об экспорте лесоматериалов через таможи ДВ региона в 2005 г. (2005年極東地域の税関を通過して輸出された木材に関する分析)」2006年、極東関税局
- ・「Лесные поселки и малый лесной бизнес Дальнего Востока в 2002-2005 гг. (2002年～2005年における極東の伐採村と小規模木材ビジネス、)」2005年、Forest Trends-BROC 発行、A.V.レベデフ著

2001年12月26日付け地事令第540条「ハバロフスク地方政府改変」により、ハバロフスク地方の国家機関であった「ハバロフスクグラブレス」は、林業省へと改変された。この改変の目的は、国営企業であった「ハバロフスクグラブレス」を商業的な活動から撤退させ、管理機能を強化することにあった。これまで木材の輸出収益による地方予算への補充がその役割のほとんどであった部署が、改変後は地方政府の経済政策を策定し実施する立場へと移行したのである。これに加え、知事は2002年9月11日付け政令第419条により、地方森林利用委員会の創設を承認した。この委員会の任務は、森林ファンドの利用、保全、保護、再生、および森林資源の効果的利用促進の分野における地方政府政策の実施であった。委員会には、ハバロフスク地方の森林ファンドを利用する権利を参加者へ譲渡するためのコンクール(公募)とオークション(競売)を実施する権限が与えられている。この他にも委員会は、地方の森林利用の状況を調査し、森林利用者の利用状況を分析した後、この結果に基づいて森林資源の適切な利用に関する解決法、提案、プログラムを知事へ提示しなければならない。

これと同様な構造改革は、沿海地方でも行われ、林業部が創設されたが、その時点では沿海地方政府天然資源・環境委員会の内部の閉じられた部署でしかなく、その後これが森林利用委員会として再編成された。この委員会は、2005年に自然利用局として再編され、林業部は専門家により拡充されることになった。

林業分野で1990年代に起こった経済危機の後、2000年からはこの地域の木材調達と輸出は、安定的成長をみせている。しかしながら2004年と2005年ですらその総量は、ハバロフスク地方で1400万 m^3 、沿海地方で600万 m^3 を伐採していた1980年代の平均値の半分を超える程度である。高級広葉樹やチョウセンゴヨウマツのほとんどは、合法性および資源保護の観点からみると疑わしい間伐や保育伐により市場に出荷されている。木材加工に関しては、この地域の業界はいまだ低いレベルにある。しかし、加工の主流である製材では、2003年の時点で1986年と比較して15%生産量が向上している。近年の製材生産量と輸出量の増大は、中小企業を含む極東地域南部の企業全般にみられる傾向である。2004年から2005年にかけてだけでも製材輸出54万9000 m^3 と、92%の成長率を示している。しかしながら同期間の丸太輸出量も引き続き増加傾向を示しており、極東地域の実質丸太輸出量は、1190 m^3 に達した。

現在、ハバロフスク地方と沿海地方の政府間では、共同で木材加工業を推進する(化学パルプ・ボール紙工場、化学的、熱機械的セルロース工場の建設)目的で積極的な意見交換が行われている。パルプ・ボール紙工場に関しては、既に木材加工に対する投資の決定が為されている。ハバロフスク地方におけるこの分野の戦略は、ハバロフスク林業大臣であるワシリー・シハリョフ氏の見解では、既存の5つの持株会社を合併強化してグループ企業とすることであるとされる。現時点では既にこの地区で有名な以下のようなコーポレーションが名を連ねている。年間約100万 m^3 の伐採量を有し、加工や輸出業も行う「フローラ」、120万 m^3 の伐採量をもつ「リンブナン・ヒジャウ」、250万 m^3 もの伐採能力をもち、高度の加工技術を有する「ダリレスプロム」。近年、ワニノにあるコピンスキー林業コンビナートが基になって形成された新進の大企業である「アルカイム」。そして五つ目が、加工の分野で急成長を続ける「中央アムゲン」林業コンビナートである。



出典：2004、A. コトロバイ

図 2-2-1. 1999～2003 年の天然資源省管轄林におけるハバロフスク地方でのあらゆる伐採法による用材伐採量(ロシア連邦森林局、ハバロフスク地方天然資源・環境保全総局、連邦国家単一企業「ロスレスニフォルグ」のデータに基づく)

しかし未だ輸出における丸太輸出が優勢であるため、ロシアの丸太販売業者は資源の枯渇をもたらす恐れがある程の開発を行いながらも丸太調達量を増大させ続けている。このような状況下では、以前は伐採が許されなかった森林資源に対する需要が高まる。林業分野におけるこのような例は、生態的・経済的に価値が高い森林にとって環境的に壊滅的な影響を与えるのみならず、経済的にも持続可能とは言い難い。アジア経済危機の当時、日本の木材市場が深刻な不況に見舞われたことにより、極東の港や国境付近には輸出されずに山積みされた丸太が堆く積み上げられていた。ロシア側の各地方政府機関は、生産者が加工製品を市場へ出荷し、安定的な収入を得られるようにと、加工業推進のための投資を募り始めた。しかしながら地域の加工業を推進する傾向は 1998 年頃から中企業および大企業においては既によく見られるようになっていたが、木材調達量の減少をもたらしたしなかった。つまり、新たなリースを獲得しようとする動きは、減速しなかったと言える。また加工業の発展は、国内市場における製材に対する需要の加速的な復興を意味するだろう。

ハバロフスク地方林業省ワシリー・シハリョフ氏

私たちの地方では既に加工業推進のための経済的刺激が働いており、地区レベルでの森林利用税に関する地方特別法が制定されており、その効果は一目瞭然である。この地方における 2004 年の加工率は 16.5%であったが、2005 年には既に 20%に達した。2006 年の目標は 25%達成を計画しており、2010 年までに 50%到達を目差している。大きな関心が寄せられている点は、税の支払いが先ずは伐採リースがある地域、地区へ行くということである（訳注：納税者はその地区において会社登記しなければならない）。これは絶対的な条件であり、例外は許容しないように努力している。企業が持つ可能性を正確に伝えることを目的に、企業の持つ加工機器の査定を実施し、査定結

果を照会している。しかしながら正直なところ、この点において連邦森林局は私たちに非協力的であり、逆に解決しがたい障害を設けている。

前述したように、国家はこの林業分野の収入の向上に特別な関心を抱いている。この収入は、森林利用税(森林税)、伐採リース料、利潤および輸出関税の控除金から得られる。森林税およびリース料は、連邦政府が設定する最低額に地方政府が追加額を付加するかたちで規定されている。連邦政府が設定している最低額は、非常に低い税率であり、ロシア連邦計算局よれば、その額はアメリカ、スウェーデン、フィンランドの50分の位1以下である。ハバロフスク地方の2004年における平均的森林税は、立米あたり1.7ドルで、これは伐採リース競売(オークション)額の5分の1に相当し、伐採コストの5%以下、木材販売価格の2%にあたる。このようなシステムでは、省資源や複合的森林利用が促進されないため、ハバロフスク地方では自らの権限の範囲内で、材料加工割合と高級樹種を考慮に入れ、企業別に税額を設定したのである。加工を行わない場合には、森林税は20~60倍の幅で増額される。しかしながら2005年の森林税の決済は連邦機関の管理の下で行われている。

林産企業の収益性は、1990年代の深刻な経済危機の後、2000年になってやっとハバロフスク地方でも改善し始め、同年の売上は3億8100万ルーブルに上り、2001年の沿海地方では、2億3400万ルーブルに及んだ。しかしながら現在のところ企業の利益が政府の予算に大幅に還元されている例は少ない。その理由は、材料加工技術が低いいため、企業は企業活動の将来的な安定性を確保する目的で加工技術の発展に最大限の投資を行うことを余儀なくされているからだ。これは同時に、既存の製材機器との完全な入れ替えを要求することもしばしばであった。ハバロフスクの加工業における2004年時点の入れ替え率は、65%に及び、沿海地方でもほぼ同様であった。この結果をもたらしたのは、第一には取引関係が成熟してきて丸太取引に関する契約が安定化したことが挙げられる。もう一方にある外的要因は、原木確保のための価格値上げには柔軟に対応するが、自らの競合相手であるロシア国内の加工業発展には貢献しない中国人の存在である。

ロシア科学アカデミー極東支部経済研究所、

アレクサンドル・シェインガウス氏

森林利用税すなわち森林税および輸出税は、両方とも国家に入るお金である。今年、輸出税(訳注:丸太輸出に対する)はロットの価格の4.5%まで引き上げられ、来年には6%まで値上がりする。WTO加盟した暁には、この輸出税は減額されるか廃止されるであろうが、その一方で森林税は引き上げられ、国家の側からみれば、全体として同額の税収が残るであろう。しかしこの分野はそれほど単純ではなく、多分に不正なかけ引きが行われる可能性を含んでいる。たとえば、ラザレフ営林署の山林区員がすべての違反行為を公開し、多額の罰金を課そうとした時、地区の財務官たちは異議を申し立てた。彼らが言うには、それほど多額の租税を今年度予算の収入に含めると、翌年の計画にもそれを組み込まなければならないが、それは誰にとっても必要のないことだ、というのである。つまり隠した方が、丸く収まるということを意味している。

**表 2-2-2. 2001 年～2004 年におけるハバロフスク地方の伐採区画リース
(主伐による木材生産量)**

指標	2001	2002	2003	2004
リース受領者の数	149	156	161	
伐採区画リースの数	188	205		215
リース総面積 (千 ha)	9,876	9,976		10,400
年間木材供給量 (千 m ³)	9,250	8,954		9,463
リース受領者による実質的 商業材生産量 (千 m ³)	5,729	6,632	7,817	7,316

出典:ハバロフスク地方森林局

木材調達量に関する国家統計局のデータと森林局のものには著しい開きがあることは注記しておかねばならない。ハバロフスク地方森林局のデータによれば、2002 年のリース受領者による総木材供給量が 895 万 4000m³で、実質的商業用木材生産量は 663 万 2000m³であるが、国家統計局のデータによれば、同年のリース受領者の総生産量は、783 万 830 m³であり、このうち用材は 632 万 800 m³である。統計局の調べによる 2002 年の伐採業者数は 114 件であり、このうち森林局のリース受領者リストと照合できるのは 66 件のみであった。残りの 48 件は森林フォンドのリース受領者リストには記載されていなかった。それぞれの企業の木材調達量データにも、少ない場合も多い場合もあるが、極めて大きな差異が確認された。国家統計局と森林局のデータに差異が生じるにはいくつかの理由が考えられる。例えば、間伐が中心の伐採業者であったり、他の管轄官庁の土地において伐採を行う業者である場合、森林局によりリース受領者として登録されていないなどである。この他にも国家統計局が、伐採証明書からではなく、諸企業の決算報告を基にデータを取っているため、決算報告を提出していない多くの小企業を計算に入れていないからであろう。しかしながら伐採業者、木材輸出、丸太生産に関する業者リストデータの食い違いには、推測し難い部分も多い。

2-3. ロシア極東地域における違法木材ビジネス⁹

極東地域の木材調達業者は、極めて厳しい条件下にある森林伐採村で伐採を行っている。ソビエト体制崩壊後、法的な混乱と生活における犯罪の蔓延、需要の高まりに伴う資源不足が経営者に労働者の解雇をやむなくさせてきた。結果として、失業者たちは木材の積換えと運送のため、古びたロシア製や日本製の機器を手に入れて、自ら企業するようになった。2000年までにこの地域の林産業者はそれまでの約3～5倍に膨れ上がり、ハバロフスクでは約300社、沿海地方では約150社の企業があった。小企業が自社の経営を軌道に乗せるためには、違法あるいは半合法的に森林ファンドを利用する必要があった。偽造あるいは営林署職員から不正に手に入れた伐採証明書を用いるか、時には全く書類を持たずに調達した木材を非常に低い価格で売買していたのである。このようなビジネスはすぐに、小企業が欲しがるとドル現金を持つ中国人バイヤーにコントロールされるようになった。

地元の伐採業者は多くの場合、タイガでは実質的に奴隷のような労働条件下で働かなければならない。伐採班(数人～10数人で構成)は伐り出した木材1立米あたり約18～20ルーブル(75セント)を受け取る、すなわち一人あたりに換算すると10セントにも満たない額である。丸太を40キロ以上の距離を運送する木材運搬車の運転手は、中国や日本の市場では100ドルにもなる1立米の木材に対し、25セントしか収入が得られないことも多々ある。

⁹ 2-3 参考文献：

- ・ 「Лесной комплекс Дальнего Востока России, Аналитический обзор (極東ロシアの木材産業、分析的概観)」2005年、A.S.シェインガウス著
 - ・ 「Аналитическая справка об экспорте лесоматериалов через таможи ДВ региона в 2005 г. (2005年極東地域の税関を通過して輸出された木材に関する分析)」2006年、極東関税局
 - ・ 「Лесные поселки и малый лесной бизнес Дальнего Востока в 2002-2005 гг. (2002年～2005年における極東の伐採村と小規模木材ビジネス、)」2005年、Forest Trends-BROC 発行、A.V.レベデフ著
 - ・ 「Незаконная заготовка, транспортировка и торговля древесиной в Хабаровском крае (ハバロフスク地方における違法木材調達、運搬、取引き)」2005年、A.コトロバイ著
「собственные исследования в 2005-2006 гг (2005年～2006年における独⁹ 2-4 データ出所：
 - ・ 「Лесной комплекс Дальнего Востока России, Аналитический обзор (極東ロシアの木材産業、分析的概観)」2005年、A.S.シェインガウス著
 - ・ 「Аналитическая справка об экспорте лесоматериалов через таможи ДВ региона в 2005 г. (2005年極東地域の税関を通過して輸出された木材に関する分析)」2006年、極東関税局
 - ・ 「Лесные поселки и малый лесной бизнес Дальнего Востока в 2002-2005 гг. (2002年～2005年における極東の伐採村と小規模木材ビジネス、)」2005年、Forest Trends-BROC 発行、A.V.レベデフ著
- 「Незаконная заготовка, транспортировка и торговля древесиной в Хабаровском крае (ハバロフスク地方における違法木材調達、運搬、取引き)」2005年、A.コトロバイ著

このようにして生産された木材は、流過程において合法化され、企業の利潤を拡大しているが、貧困にあえぐ伐採村の労働者らは、自らの収入向上のために違法・合法を問わず丸太を伐採し運搬することを日々繰り返している。このような貧困住民による伐採行為は確かに違法ではあるが、住民が地域の資源を利用するという憲法で保証されている権利を実現する手段にもなっている。このような小規模な違法伐採に対しては、単に取り締まりを強化するというだけでなく、住民の生活レベルの低さから違法調達に関わらざるを得ないという現状を改善することが重要である。丸太を伐採して販売するだけでは、伐採村にはわずかな収入しか還元されず、資源の劣化は避けられない。

全体としてみれば、このような合法ビジネスと違法ビジネスは一体となって、中露国境両側の貧しい村落に居住する住民の多くに最低限の生活水準を確保する手段として働いている。また、違法性を隠蔽するため、警官、営林署職員、自然保護官、リース受領者を買収する資金は、それが小規模な伐採班によるものであれ、大規模な企業体によるものであれ、木材から得られる収入を地域の低所得者層へ分配する手段として働いている。その際、木材ビジネスにおける陰の社会の掟＝秩序は、国家が定める法よりもむしろ効果的でさえある。例えば、盗伐材の買い手として地区において有名な林産企業の社長でも、学校や病院の修理や薪の供給など、地域への貢献がなければ、地域の権力機関や行政機関から支持が得られない。

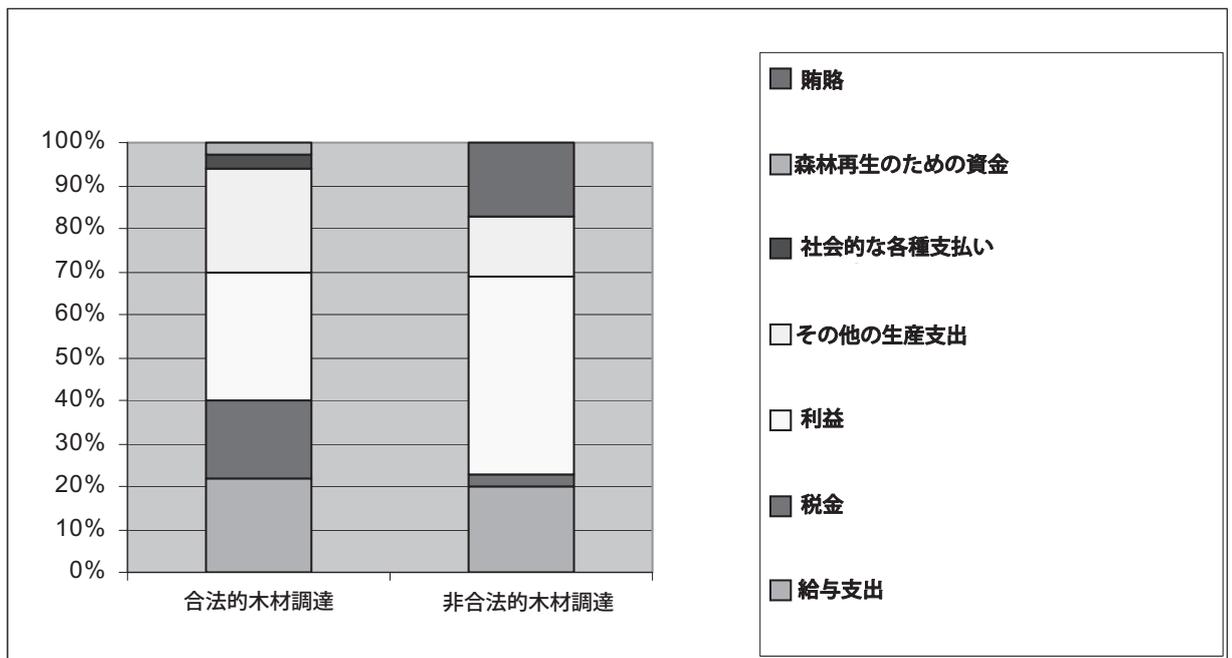


図 2-3-1. 2003 年ハバロフスク地方における木材調達施業に対する支出の構造

出典:「極東ロシアの木材産業、分析的概観」、2005 年、A.S.シェインガウス著

沿海地方とアムール川流域に豊富である特に高価な樹種のナラとヤチダモの販売規制に関しては、ハバロフスク地方、沿海地方、アムール地方の各政府機関の間で合意が結ばれ、その規制の制定は政府令第 18 号を実現するために発行された 1999 年 1 月 19 日付け連邦森林局指令第 16 号「高級樹種木材の調達、加工および輸出に際した国家規制の追加措置について」により規定された。この指令では、ロシア連邦内務省、ロシア国家関税委員会の地方出先機関が高級広葉樹種の保護強化へ向け共同で対策を策定することが規定されている。この規定では合同実施グループおよび相互協働実施センターの組織と一般道への管理・通過ポイントの設置に対し特に注記されている。この例として、2002 年から 2003 年の間に極東関税局と沿海地方内務局の指導部により出された大量の指令や指示書を挙げることができる。両局は、この地方にある丸太積換え場所および税関手続き地点の総数を制限し、共同で抜き打ち検査を実施、伐採地から税関に至るまで木材の出所に関する書類を一貫して管理し、閉鎖型鉄道貨車による木材輸送の禁止など厳しく規定している。しかしながら内務省、国家関税委員会がこれらの対策を森林局と合意しないまま行ったこと、民間の貯木場での管理が欠けていたこと、またその後の森林利用分野の大規模な構造改革などが、木材ビジネスの違法性を助長し続け、この地域において極めて大量の違法伐採を許容する原因となっているのである。

2002 年 12 月 4 日付けハバロフスク地方政府令 I23-pr により、天然資源省および内務局に対し、2003 年の第一四半期に森林資源の利用と保護に関する取り締まりを行う移動部隊四隊を組織することが指示された。しかし政令のこの条項は遂行されずに終わった。上記の部隊を機能させるための法的基盤を整備する目的で準備されていた二つの地方知事令案は、ハバロフスク地方法務局のレベルで滞ってしまったのだ。ハバロフスク地方林業省、天然資源省、内務局は合意に基づき、「仕方なく」盗伐防止抜き打ち検査を行った。これと同時期に、沿海地方とユダヤ自治区では現在もある移動調査部隊が創設され、定期的に活発な活動を行った。また沿海地方では、森林監査員による 14 のグループが組織され、木材関連の犯罪件数を著しく減少させている。

2002 年初頭、9 つのロシア連邦管轄省庁により「違法伐採および木材違法流通対策案」が策定され、承認された。この対策案では、地域レベルでの調整を行う協議会の設立と、違法伐採および木材輸送に対する省庁間対策の実行、調整方法の集約化が規定されていた。税関では、木材製品の等級、質、量、樹種などを基準に職員による検査の強化が予定されていた。2003 年末には、連邦レベルで木材の購入と輸送の合法性を保証する書類、その検査、交付、破棄に関する規則が策定される予定であった。しかしながら、これらを実施する代わりに、政府は、別の政策を提示した。すなわち新森林法典の枠組みにおいて森林管理と林業を地方へ委譲したのであった。

「ダリエクスポートレス」 実行部長 ミハイル・カリコフ氏

中国人の木材買付け人は、ここでは表には出てこない。誰も彼らの住所や電話を正確に知ってはいない。売買契約は中国にある会社のオフィスにおいて、その会社との間で交わされ、ロシア国内にいるディーラーたちは身を隠している。

木材を用意する一般的なモデルは非常にシンプル。大企業自らが木材を全て生産している場合は、これを管理するのは比較的容易である。しかしこの他にも、小規模な伐採業者やサプライヤーから木材を購入する特別な輸出業者も存在する。このような集団が最もやっかいである。このような買付け人たちは小口のロットに対する証明書類を必要としないからだ。このような取引の場合、違法材が混入しないように保証する管理モデルは未だ策定されていないのである。

このような背景があるため、企業が淘汰・整理統合されている傾向は肯定的に捉えられるべきものである。しかしながら、このような流れの中であって、貧困に喘ぐ小さな伐採村落の多くは、生き残りの瀬戸際に置かれていると言える。

2-4. 木材輸出のしくみと傾向¹⁰

ロシア極東からの木材輸出の主な地域はハバロフスク、沿海地方、アムール州である。これらの地方・州は、南部に位置するため森林資源が豊かであり、かつ鉄道や港湾などのインフラが比較的整備されており、中国と国境を接しているためである。

表 2-4-1. 2002 年、ロシア極東の主要3地域からの丸太輸出量(商品コード:TH B3D 4403)。(データは輸出業者ごとの集計値)

地域	輸出	
	金額 \$	容量 m ³
ハバロフスク地方	479,196,527	9,916,899
沿海地方	199,510,690	3,905,920
アムール州	112,427,926	2,183,243
(参考) イルクーツク州	354,324,293	6,151,433

出典:貨物通関申告データベース M_INFO

樹種別、税関別、輸出先国別の木材量と金額を、表 2-4-2～2-4-4 に示す。5 割強もの木材が中国へ輸出され、日本へも約 3 割となっている。特に高級な樹種であるナラは、64 万 5000 m³、金額にして 7200 万ドル(111.5ドル/m³時)が、ヤチダモは 43 万 8000 m³、金額にして 5050 万ドル(115ドル/m³時)が輸出された。

林業分野から国庫に入る資金の源として最も確実と言えるのが、輸出により支払われる関税である。2005 年の極東関税局管轄内の各関税局が手続きした輸出申告は計 2 万 6700 件に及び、丸太だけで約 1400 万 m³、金額にして約 10 億米ドルが輸出された。その際に支払われた関税額は、約 9500 万ドルである。一方、製材輸出量は、55 万 m³、金額は 1 億 3200 万ドルにとどまっている。

¹⁰ 2-4 参考文献:

- ・ 「Лесной комплекс Дальнего Востока России, Аналитический обзор (極東ロシアの木材産業、分析的概観)」2005 年、A.S.シェインガウス著
- ・ 「Аналитическая справка об экспорте лесоматериалов через таможи ДВ региона в 2005 г. (2005 年極東地域の税関を通過して輸出された木材に関する分析)」2006 年、極東関税局
- ・ 「Лесные поселки и малый лесной бизнес Дальнего Востока в 2002-2005 г г . (2002 年～2005 年における極東の伐採村と小規模木材ビジネス、)」2005 年、Forest Trends-BROC 発行、A.V.レベデフ著
- ・ 「Незаконная заготовка, транспортировка и торговля древесиной в Хабаровском крае (ハバロフスク地方における違法木材調達、運搬、取引)」2005 年、A.コトロバイ著
- ・ 「собственные исследования в 2005-2006 гг (2005 年～2006 年における独自の調査資料)」BROC

表 2-4-2. 樹種別丸太(4403)税関申告統計(2005 年)

	金額 (千ドル)	金額割合 (%)	2004 年比	数量 (千 m ³)	数量割合 (%)	2004 年比 増減
針葉樹	795,685.35	79.76	100.82	11,762.31	82.95	99.34
ナラ	72,037.13	7.22	151.53	645.62	4.55	144.14
タモ	50,570.57	5.07	105.76	438.42	3.09	102.26
シナノキ	34,254.73	3.43	130.37	485.91	3.43	116.87

表 2-4-3. 税関別丸太(4403)税関申告統計(2005 年)

税関名称	税関 申告数	金額 (千ドル)	金額 割合 (%)	2004 年 比	数量 (千 m ³)	数量 割合 (%)	2004 年 からの 成長率	1 m ³ の 価格 (\$)	関税総額 (千ドル)	2004 年 比
ナホトカ	2474	272362.34	27.30	97.49	3858.36	27.21	97.65	70.59	20250.73	99.93
ワニノ	1490	169264.80	16.97	103.59	2585.24	18.23	107.77	65.47	11325.24	104.75
ハバロフスク	6996	154861.62	15.52	121.33	2041.86	14.40	108.32	75.84	20706.81	133.31
アムール	3163	143467.32	14.38	143.51	2230.70	15.73	137.31	64.32	10262.44	150.63
ウスリースク	6063	94827.82	9.51	142.33	1288.19	9.08	124.48	73.61	18990.36	144.01
ブラゴヴェシエン スク	1249	69854.35	7.00	261.33	954.14	6.73	208.74	73.21	4239.52	255.86
ウラジオストク	422	47947.68	4.81	87.95	571.69	4.03	87.88	83.87	4917.23	102.80
サハリン	170	18099.98	1.81	79.27	245.50	1.73	69.33	73.73	1219.40	77.86
ハサン	107	8109.78	0.81	112.79	96.36	0.68	98.91	84.16	523.48	116.11
ビロビジャン	517	12688.37	1.27	195.44	232.75	1.64	155.39	54.51	1013.59	184.61
グロデコボ	442	6171.87	0.62	36.22	75.79	0.53	29.54	81.43	1232.55	58.00
計	23093	997655.93	100	105.69	14180.58	100	103.50	70.35	94681.35	112.07

表 2-4-4. 輸出先国別丸太(4403)税関申告統計(2005 年)

国名	税関申告数	金額 (千ドル)	金額割合 (%)	2004 年比	数量 (千 m ³)	数量割合 (%)	2004 年比
中国	19208	543829.14	54.51	133.27	7952.59	56.08	121.68
日本	2780	336834.83	33.76	77.39	4439.12	31.30	78.33
韓国	1048	113366.87	11.36	115.54	1738.56	12.26	107.39
北朝鮮	24	2378.49	0.24	149.07	34.57	0.24	114.13
インド	4	882.90	0.09	0.00	12.32	0.09	0.00
ベトナム	19	328.01	0.03	102.15	3.04	0.02	86.36
台湾	8	28.71	0.00	8.36	0.29	0.00	5.17

木材製品の輸出関連データの分析が情報源によって全く異なることがあるという事実は注記しておく必要がある。このような現象は、輸出までの過程で製品が幾度にも渡り売り渡されるサプライチェーンが複雑で混乱していることに起因している。このサプライチェーンは、簡単に国境をも越え、ある木材所有者が申告名を変えることもあれば、木材市場の操業者の申告名を使って幾多の木材所有者が調達元の不明な木材を輸出するケースもある。このような林産業者らのサプライチェーンにおいては、あるロシア国内の地方自治体で会社を登記している者が、別の地方自治体で会社登記し、別の社名を持った自らの会社へ木材を売り渡すこともあり、そのような販売先が中国国内の会社である場合もある。ある地区において伐採証明書あるいはリース契約に沿って調達された木材の1ロットが、輸出のために別々の税関ポイントを通り、別々の税関で手続きされることもある。このような状況下では、地区の政府機関が管轄域内の業者毎に行う輸出量算出は信頼性に欠けると言わざるを得ない。極東関税局による統計の方がより正確な情報を提供してくれるであろう。しかしながら傾向の分析を行うためには、上記のような地方による算出データも重要な側面を提示するであろう。

1998年から2003年の6年間で、ハバロフスク地方から輸出される未加工材の輸出量は、4倍近くに膨れ上がり、1100万 m^3 の域に達した。2002年の結果では、ハバロフスク地方はその前年同様、丸太材の輸出量に関してロシア連邦の地方間で第1位、製材輸出額では第7位を占めた。2002年全体では、ハバロフスク地方内で登記している企業および個人経営者が輸出した未加工用材の総計は990万 m^3 、製材は19万700 m^3 であった。

2003年においても同地方は、丸太輸出に関してはロシアの地方間でもトップの位置を保持し、輸出量は1115万 m^3 に上った。これと同時に製材輸出も前年より6000 m^3 伸ばしたが、この年の総計では、同地方はトップ10に入ることは出来なかった。

2003年におけるハバロフスク地方からの木材輸出を国境ポイント別にみると以下のようになる。

表 2-4-5. ハバロフスク地方からの木材輸出の主な国境通過地点

国境通過地点	シェア	発送先
海港(ワニノ、ソフガワニ、デ・カストリ、シジマン、ネリマ、ニコラエフスク)	43%	ほとんどが日本、一部が中国南部と韓国
沿海地方領内グロデコヴォースイフンガの鉄道横断ポイント	37%	中国
沿海地方の港	11%	日本、中国南部、韓国
アムール川沿い河港ポイント	7%	上流の中国領内河港へ
アムール川沿い河港ポイント	2%	下流。中国と日本の海港へ

ハバロフスク地方から中国への木材の基本的な流れは、鉄道によってグロデコヴォへ向かう。発送は 47 箇所（ゴリン、ヴィソコゴルナヤ、ポストウイシェヴォ）で全体の約 3 割を占めている。

表 2-4-6. 2003 年、鉄道運送によるハバロフスク地方からの木材製品の流れ (%)

発送駅	税関（輸出）ポイント				全体
	グロデコヴォ	ワニノ	ボリショイ・カメニ	その他のポイント十箇所	
ゴリン	6.8	1.4	0.3	1.7	10.2
ヴィソコゴルナヤ	0.2	9.4	-	0.02	9.6
ポストウイシェヴォ	6.0	0.8	0.5	1.1	8.4
ハバロフスク-2	6.4	-	-	0.1	6.5
ホル	6.5	-	-	0.1	6.5
ゼムギ	2.4	1.4	0.3	0.2	4.2
フルムリ	2.6	0.3	0.2	0.5	3.7
スリク	1.3	0.2	0.3	0.9	3.4
エヴォロン	1.9	0.7	0.3	-	2.8
ケナイ	0.4	2.0	0.0	0.4	2.8
ボレン	1.4	0.7	0.6	0.1	2.7
その他 36 駅	22.9	12.2	1.0	2.8	39.1
全体	58.7	29.1	3.4	7.9	100.0

出典：ハバロフスク地方政府、2004 年

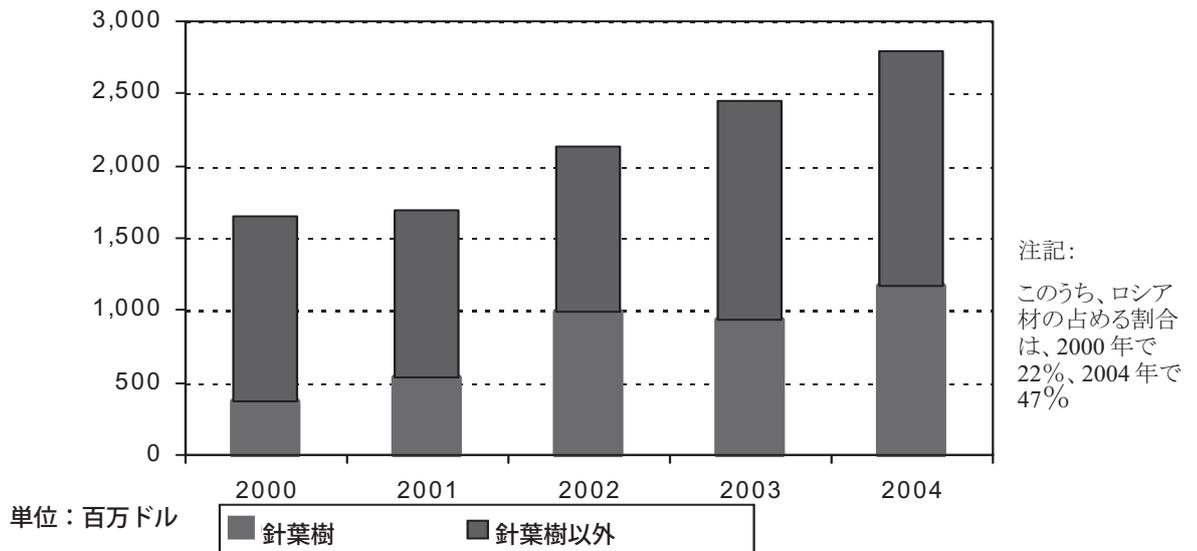


図 2-4-1. 中国の丸太輸入量推移 (2005 年、デビッド・コーエン)

沿海地方では、木材輸出のために 20 箇所の港および小規模港ポイントがある。2003 年に輸出された木材の 87%は以下の 5 箇所の主要港を通過している。

表 2-4-7. 沿海地方の主な木材輸出港

輸出港	シェア
ナホトカ港	54%
ヴォストチヌイ港	14%
ウラジオストク港	10%
プラストウン港※	5%
ボリショイ・カメニ	4%

※プラストウンでも他所と同様、沿海地方北部のアムグ、ケマ、スヴェトラヤ、アジミなどの小規模なポイントから発送されたロットが税関申告される

幾つかの企業は、船運送費を削減するために、自社で運搬船を所有している。この地方の林産業におけるリーダー的企業のひとつである「プリモルスクリスプロム」は、すでにこのような船舶を何艘も所有しており、「ダリスプロム」と「スメナ・トレーディング」もアムール汽船会社から「レカ・モレ」を 4 艘づつ購入している。

ロシア材、とりわけ極東やシベリアからの木材のおかげで、近年中国は自国の北部の地方の産業を発展させる推進力を獲得し、中国国内にある日本、アメリカ、アジア太平洋諸国の支社を経由して飛躍的に木材の輸出を伸ばしている。中国農業研究所のデータでは、1997 年の中国からの木材製品（紙、化学パルプを除く）輸出量を 1000 万 m³ と仮定すると、2004 年は 2900 万 m³ である。この内訳は、アメリカが 36% で急成長中であり、ヨーロッパが 14% である。日本への中国製品の輸出は、15% に上り、著しい成長率を示している。

また同時に、中国企業は沿海地方における加工工場の設立に積極的に投資しており、そこで自らの市場向けに家具や寄木を生産している。このように積極的にロシアへ進出する中国側の需要者に対し、日本の需要者はサプライヤーに船賃を負担させているとともに、日本のマーケットで製品の価格が決められてしまっているため、競争相手としての地位を低下させている。中国人にとってはロシアの規格は関心の対象ではない。彼らは等級分けされていない丸太や製材でも卸して購入している。中国国内では上位等級に相当する丸太は、すぐに選別され、家具、寄木、合板を生産するために加工工場へと回される。質の悪い木材はその場で加工され、中国北部の各地で建材として利用されている。

中国政府は、東北地方におけるこの分野の大企業の近代化プログラムを承認した。その際、年間生産量 17000 トン未満の小企業には、ロシア材の輸入が禁止された。経営方針の立て直しとの関連で、以前の国営企業は、国による管理文書と共に株式会社として再編された。製品として素材を最終段階まで加工することを規定する唯一の技術的な構想が、老朽化した工場の再建であった。ハルビンにある木材加工施設では、家具、ベニア、フローリングなどを生産していた 10 箇所以上の工場で生産機器の入れ替えが行われた。再編された諸企業は、10 箇所の特別な製材所から半製品の供給を受けている。しかしながら国境付近で操業するロシア材の一次加工を行う加工業者の数は著しく、これら工場ではまだ材料不足が深刻であり、その約 5% がこのために赤字経営を続けている。

ロシアからの輸入木材を扱う地元の木材取引業者は、東北地方にある工場への直接的な木材の納入を行う一方、大規模な木材市場へも販売し、そこから木材は国内の数千の購入者へと渡る。木材調達と取引のシステムが十分でない地域では、大規模な木材加工および運送企業の周辺にローカルな小規模木材市場が形成される。このような市場の代表者らは、主要なロシア材輸入ポイントである、綏分河(スイフンガ)、満州里(マンチュウリ)、ニ連浩特(エレンホト)などで非常に活発に活動しており、これらのポイントで木材供給に対する長期契約を取り付けようとしている。しかしながらロシア材輸入に対する最も大口の契約は、上海(シャンハイ)、福州(フジョウ)、広州(グアンジョウ)などの大規模な木材市場へと割り当てられている。これらの木材市場においてロシア材の出所を確認することは、ほぼ不可能である。度重なる積換えの過程で他の地域からの木材と混在してしまうからである。

中国国内市場のこのような複雑な構造は、ロシアの諸企業が国境付近の仲介業者を通さず、輸出の際に十分な価格を保持した状態で中国市場へ直接参入することを不可能にしているのである。結果として、転売する者へかなりの利益を残すため、ロシアの輸出業者にとっては 25%~30% に及ぶ損失が生じてしまう。

中国南部の海港の仲介・転売業者は、港を経由した木材輸入では利幅が少なく、過度に独占的な役割を果たしてはいない。一方、ロシアの輸出側サプライヤーにとっては、船運送に対して付加税の 50% が免税になる特典が設定されており、鉄道輸送に比して有益ではあるが、小規模な業者にとっては船賃の問題があり、かつ大口のロットで出さなければならないという、追加的な問題も生み出している。このような小規模業者は他の業者と相互に協業し、委託販売をしなければならず、結局利益の一部を不可避免的に失うことになる。

それでも、ロシアの輸出業者にとって海上運送は、より高い価格を設定できるということのみならず、中国都市部の木材市場へ直接出荷できるため明らかに魅力的である。ロシア極東地方の木材業界にとって共通の戦略的課題は、付加価値を高めた加工製品を中国市場へ出荷し、中国東北部に対する原木の出荷量を抑えることであり、そのための計画が既になされている。

ロシアの木材加工業者は、中国市場に進出するため、マーケットニーズ、規格システム、半製品の規格化、主要品目、品質要求を調査し、半製品あるいは完成品の買い手と直接取引する関係を築く、といった長いプロセスを辿らなければならない。このために輸出業者は、中国国内における自社の存在を確立しなければならない。すなわち、オフィスを開設し、個人ではなく自社および自国の利益を確保するための専門家を養成しなければならないだろう。

ロシア企業による中国国内でのオフィス開設といったプロセスは、黒河（ヘイヘ）において既に開始され、隣接するロシア側の都市であるブラゴヴェシェンスクよりも生活水準が遥かに低いその地方の政府および特別経済区の指導部がオフィス開設に対し優遇策を設けている。

近年、極東地域の木材市場では、木材樹種および市場からの需要に沿って林産企業の専門化が進んだ。「ダリエクスポートレス（極東木材輸出協会）」に所属する 30 数社は、沿海地方北部、ハバロフスク地方、アムール州において木材調達を行い、主に針葉樹を中心に主要な輸入国むけの供給をカバーしている。

一方、主に沿海地方に所在する高級硬質広葉樹種の販売業者は、独自に市場へ参入する傾向があり、最近の二年間でその加工技術を飛躍的に伸ばしている。その代表的な企業は、「レスエクスポート」、「パシフィック・トランジット」、「ルースキーレス・ダリニー・ヴォストク」、「プロムレスエクスポート」、「フォレスト・スタル」などが挙げられる。この中でも主導的立場にあるのが「レスエクスポート」であり、ダリネレチェンスク市には未だ十分に稼働し切れないほど充実した加工設備を有している。同社は 2005 年の木材取扱量 31,000 m³ の内、約 26,000m³ を、まだこの樹種に対する価格が 1 立米あたり 110ドル（日本へならば、132ドル、韓国は 162ドル）と最も低い税関地点を利用して丸太のまま中国へと出荷している。これは中国へのナラ材輸出の 90%が三等級材であることに起因している。

極東関税局および税関の検査員らの見方では、輸出業者らは時折、ロット単位で故意に木材の等級を下げて申請し、その見返りとして中国側のパートナーからある一定額の報酬を受け取るか、ロシア側で経費を浮かせたことで中国側の転売で発生する利益を得ているという。これが 1990 年代から続けられる「裏輸出」の実際である。

似たような構図がヤチダモの輸出においても見られる。そこでも市場をコントロールしているのは、沿海地方の業者たちであり、その中でも主導的な立場にあるのが、「ダリヴォストクトレード」、「ヴォストク・レソプロダクト」、「テルネイレスストロイ」、「パシフィック・トランジット」、「ダリネレチェンスクレス」である。これらの業者の中でも、三等級材（1 立米あたり 163ドル、GOST9462-88）に関して最も高い税関価格をもち、一、二等級材の輸出量が最も多いのが「ダリヴォストクトレード」であり、三等級材の価格が最も低いのが「パシフィック・トランジット」（87.6ドル）である。

関税局の専門家らの主張では、三等級材の名目で一、二等級材のヤチダモが運送される確立は非常に高いが、現場でこのようなケースを発見するのは非常に困難だと言う。輸出されるヤチダモすべてが、輸入国の市場では非常に高値で取引される競売用の木材というカテゴリーに分類されるものである。これを三等級材として出荷するために輸出業者は、木材集積場において丸太の断面に数字の 8 の形をした特別の括弧のような記号を記す、これでクラッキングを予防しているかのように見せるのである。この公式的な記号を用いることで、この丸太は三等級材と見なされるが、その断面を切り落とした途端に一、二等級材へと元通りに早変わりするのである。

2-5. ロシア極東地域における大手木材業者

日本の木材産業を中心に極東地域をみた場合、この地域において伐採を行い輸出も行う比較的大手の林産業者の木材生産地という側面以外にも、東シベリアから鉄道により輸送されてくる木材が港を経由して日本へ輸出される発送地という側面をもち、小規模な伐採業者からの木材を引き受けて取り扱う多数の仲介業者および輸出業者が存在することも忘れてはならない。

しかしながら取扱量をみる限り、極東の大手木材業社 30 数社が所属する木材輸出者協会であるダリエクスポートレスが、2005 年に極東から輸出された木材 1238 万 m³ の約 43.6%にあたる 540 万 m³ を取り扱っており、日本への輸出シェアも 64.7%¹¹と高い。このように資本力を背景にした少数の大手企業が木材取引市場の中心におり、地方政府の林業政策とも連動した発展を続けている場合も多い。金額ベースでみた極東地域の大手丸太取引業者トップ6は以下の通りである。

表 2-5-1. 企業別丸太(4403)税関申告統計、2005 年

企業名	税関 申告数	金額 (千ドル)	金額割合 (%)	2004 年から の成長率	数量 (千 m ³)	数量割合 (%)	2004 年から の成長率	1 m ³ の 価格(\$)
スメナ・トレーディング	319	58377.89	5.85	101.90	940.21	6.63	111.28	62.05
フローラ	608	50783.98	5.09	84.18	692.89	4.89	87.15	73.29
ミネスコ・ノヴォシビルスク	233	45078.86	4.52	225.49	575.42	4.06	212.91	78.34
アルカйм	312	32945.08	3.30	134.45	520.20	3.67	141.08	63.33
プリモルスクリスプロム	534	31866.26	3.19	104.44	493.37	3.48	105.04	64.59
テルネイレス	399	29827.38	2.99	99.02	572.60	4.04	114.97	52.09

上記のような大手業者は自社リースを持ち、伐採業務を行うが、同時に各地に散在する中小の伐採業者からの集材も行っている。伐採から輸出までの業務を一貫して行っているケースが多いが、それ以外の中小業者は伐採なら伐採と、各業務のみに従事しているのが一般的である。中小の伐採業者は資本力に欠けるため、短期的な伐採リースが基本であり、長期的な自社伐採リースを獲得するのが困難であるために、大規模なリースを有する大手業者の下請けとして区画を賃貸して伐採を行い、仲介業者へ販売する場合も多い。

¹¹ 木材建材ウイクリー（2006 年 4 月 24 日、No. 1581）

近年の傾向としては、このような中小業者の貯木場へ直接現金買付けに来る中国人が増え、販売流通からロシア国内での一次加工、輸出業務までこなすケースが非常に多くみられている。中国人仲介業者によるこのようなビジネスは、初めは安定性のない一過性の取引という印象が否めなかったものの、近年では伐採業者や加工施設への投資という形をとり、より安定的な形態へと変化してきている。ロシア国家統計局沿海地方支局によれば、現在沿海地方における伐採業者の総数は、約 250 社、木材加工業者は約 260 社とされる。このうち上述した大手業者のように伐採から輸出までを一貫して行うことができる業者はほんの一部であり、残りの中小業者のほとんどは、即金で買い取ってくれてそこから先の流通を一手に請け負ってくれる買い手に対し木材を販売するのが常であると同時に、会社の運営にとっても最も妥当な方法となっている。

本報告書の第2章で取り上げた極東地域の開発性の低さに加え、近年の伐採地の奥地化、大手業者と中小業者との格差の広がりという諸要素は、交通アクセスに乏しい山林地区に居住し、雇用先もなく生活水準の低い地元住民にとって、伐採業は唯一の生活資金調達手段へと押し上げているのである。このような中小業者からも集材を行う大手仲介輸出業による調達先、流通経路の確認が現在には行われない場合が多く、遡及性も非常に低い。

上記のように大手業者にすらみられる操業上の不透明な部分を評価する取組みとしては、WWF ロシアが GFTN(グローバル・フォレスト・アンド・トレード・ネットワーク)の枠組みで行った「ロシア沿海地方の木材生産・供給企業の責任度の評価」がある。業者団体、政府機関以外の第三者組織が行った企業評価として、今後の合法性、遡及性の問題を考える際には参考にするべきであろう。この評価の詳細は、付属資料 11「WWF、ロシア沿海地方の木材生産・供給企業の責任度の評価」を参照されたい。

表 2-5-2. 極東地方の主な林産業者

会社名	樹種	積込地	輸出量(又は生産量)
ALFA-1	エゾ松、カラ松	ワニノ	英企業系支援、1万5千 m ³
ALIS INTERNATIONAL	エゾ松、カラ松	ワニノ、ナホトカ、ヤーゴドヌイ	アムール河周辺材。シェレホフスキー、ティンダレスなどの輸出窓口。25 万 m ³
AMURSIBULES	カラ松、エゾ松	ワニノ、ナホトカ	アムール河周辺材。シェレホフスキー、5 万 m ³ 。中国輸出中心、日本(30%)
ARKAIM	カラ松(67%)、エゾ松(33%)	ワニノ、アムール諸港	ワニノ周辺で自社伐採、53 万 8 千 m ³ 。日本 60%、その他 40%。カラ松 4,3m、5.2m、6mなど
ASIAN PACIFIC COLLABORATION	エゾ松、カラ松	ワニノ	
ASIA EXPORT	エゾ松、カラ松	鉄道による中国向け中心	11 万 5 千 m ³ 、中国 10 万 m ³ 、日本1万2千 m ³
BUSINESS MARKETING	カラ松(60%)、エゾ松(40%)	ワニノ、ポリショイカメン	スレドネアムグンスキーを軸に自社伐採。医療機器会社が母体。日本向けは NTB PROJECT、中国向けは ASIA EXPORT が輸出窓口、18 万 m ³ 。中国 75%(鉄道利用)、日本 25%

DALLESPROM	エゾ松、カラ松	ワブビ、デスクトリ、アムール諸港	自社伐採、及び集材。40 万 m ³ 。うち中国 20 万 m ³ 、日本 10 万 m ³ 。
ELSI	エゾ松、広葉樹	ナホトカ	沿海州材、7~8万 m ³ 。中国、韓国中心。エゾ松は北海道向け。
EXTRALES	エゾ松、カラ松	ワニノ	8 万 m ³ 、中国、韓国中心。
FAREASTERSUPPLY	広葉樹(ナラ、タモ)、広葉樹原版	ワニノ	05 年設立のため、実績不明
FLORA	カラ松(60%)、エゾ松(40%)、エゾ松・カラ松製材	ソフガヴァン、ポリシヨイカメン	コロソモリスク、ゴーリン、アムグン他での自社伐採及び、集材。62 社と連携。72 万 m ³ のうち、中国 33 万 m ³ 、日本 27 万 m ³ 。他に日本向け製材 2 万 7 千 m ³ 。
FOREST STARMA	カラ松(75%)、エゾ松(15%)、カバ他(10%)	シジマン	自社伐採、35 万 m ³ 。日本向け、中国向けほぼ均等。
GERMES	エゾ松	ソフガヴァン	自社伐採、6 万 m ³ 。韓国、中国向け中心。
GIDEXPORT	カラ松、エゾ松	ワニノ	8 万 m ³
KORDAIT	カラ松(70%)、エゾ松(30%)	ワニノ	自社伐採と集材。13 万 m ³ のうち半分が自社材。
LESINVEST	アカ松原版	ナホトカ	1 万 2 千 m ³
LESPROM	カラ松、エゾ松	ソフガヴァン、ネリマ、ボドゴルヌイ	8 万 m ³ 。ネリマからは北海道向けエゾ松(3.65m)出材。
LESTRANSSERVICE	エゾ松(70%)、カラ松(30%)	ワニノ	自社伐採、5 万 m ³ 。中国、韓国向け中心。
MOLLFOREST	エゾ松(50%)、カラ松(50%)	ナホトカ	アムール材、3 万 m ³ 。カラ松は、5,2m、6m、8m。
NTB PROJECT	カラ松、エゾ松	ワニノ	ビジネスマーケティング社の輸出窓口会社。
PRIMORSKLESPROM	エゾ松、カラ松、ベニ松、広葉樹	ルドナヤプリスタン、オリガ、スベトラヤ	67 万 m ³ 。それぞれ中国 40 万、韓国 16 万、日本 10 万 m ³ 。エゾ松は北海道向け(3,65m)も。
RH FAREAST	カラ松(75%)、エゾ松(25%)	ナホトカ	自社伐採(ビチ地区)。40 万 m ³ 。中国 70%、日本 30%。
RH INTERNATIONAL	カラ松、エゾ松	ナホトカ	自社伐採(スクパイ地区)。18 万 m ³ 。中国 20%、日本 80%。
ROS EXPORTLES	エゾ松	デスクトリ	20 万 m ³ 。
SAHALIN SHELF LOGISTICS	エゾ松	サハリン諸港	3 万 m ³ 。韓国向け中心。
SAR	エゾ松(50%)、カラ松(50%)	ワニノ、ソフガヴァン	自社伐採。15 万 m ³
SHELEKHOVSKIY KLPH	カラ松	ヤーゴドヌイ	アムール河近辺で自社伐採。直輸出は 5 万 m ³ のうち、日本 2 万 5 千、中国 2 万 4 千 m ³ だが、アリスインターナショナルやケルピーなど他の会社を通して 45 万 m ³ 輸出。うち中国 30 万 m ³ 、日本 13 万 m ³ 、韓国 1 万 9 千 m ³ 。
SIGMA FOREST	エゾ松(10%)、カラ松(90%)	ナホトカ	自社伐採。6 万 m ³ 。日本 90%、他韓国。
SILVER LINE	カラ松、エゾ松	ナホトカ	

SMENA TRADING	エゾ松(10%)、カラ松(90%)	アムール諸港、ワニノ、ウラジオストック	97万 m ³ 。中国 53万 m ³ 、日本 33万 m ³ 、韓国 10万 m ³ 。シベリア材の取り扱いも始める(ウラジオストック出し)。
SULUK	カラ松、エゾ松、白カバ	ウラジオストック	12万 m ³ 。中国 9万 6千 m ³ 、日本 2~3万 m ³ 。
TERNEYLES	エゾ松、カラ松、ベニ松、広葉樹、製材、集成材、チップ	ブラスタン、アムグ、スベトラヤ、ザラトヤ	自社伐採。120万 m ³ 生産、輸出 77万 m ³ 。うち日本 40万 m ³ 、中国 15万 m ³ 、韓国 15万 m ³ 。サルマガ林区などで FSC 認証(139万 ha)。輸出量は 60万 m ³ 、うち日本 30万 m ³ 。製材会社アーオーブラスタン、集成管柱 STS テクノウッド、広葉樹 PTS ハードウッドなどがある。
TERNEYLES STORY	広葉樹(ナラ、タモ)丸太メイン、ナラ、タモの製材、フリー板	ブラスタン	10万 m ³ 、日本 7千~8千 m ³ 。
TORITON	エゾ松(60%)、カラ松(40%)	ソフガヴァン	26万 m ³ 。日本 6万 m ³ 。
TYNDALES	カラ松	ナホトカ	32万 m ³ 。中国 18万 m ³ 、日本 10万 m ³ 。
VANINOLESEXPORT	エゾ松、カラ松	ワニノ	4万 5千 m ³ 。韓国 3万 8千 m ³ 、日本 6千 m ³ 。
VEGA	カラ松、エゾ松、製材品	ワニノ	20万 m ³ 。カラ松中心で 4,3m など乱尺も伐採。カラ松は日本、エゾ松は韓国。
VODOLEY	カラ松、エゾ松	ワニノ	自社伐採。カラ松は 4,3m の乱尺
VOSKHODLESOROM	エゾ松、カラ松	ワニノ	
VOSTOKLES	エゾ松	沿海州材	
YUMAKS-DV	エゾ松、カラ松	アムール諸港	10万 m ³ 、中国 90%。
ZEYSKIY LPK	カラ松、エゾ松	ポストチヌイ	22万 m ³ 。ティンダレスのカラ松の輸出。中国 16万 m ³ 、日本 6万 m ³ 。カラ松は日本、エゾ松は中国、韓国へ

出典: 木材・建材ウイクリー

表 2-5-3. 北洋材丸太(広葉樹含む)商社別輸入量 (単位:千 m³)

出典:木材・建材ウイクリー

	2000年	01年	02年	03年	04年	05年						
1	日商岩井	645	日商岩井	749	日商岩井	605	708	双日	1,114	双日	05年	
2	伊藤忠商事	441	伊藤忠商事	438	住友商事	399	伊藤忠商事	603	伊藤忠商事	943	伊藤忠商事	711
3	ニチメン	426	ニチメン	400	伊藤忠商事	383	住友商事	378	住友林業	482	住友林業	457
4	住友商事	343	住友商事	329	ニチメン	373	ニチメン	327	林ベニヤ産業	435	住友商事	344
5	丸紅	273	南州産業	326	住友林業	275	住友林業	300	住友商事	293	林ベニヤ産業	317
6	ジャパンアドバン	265	ジャパンアドバン	228	ジャパンアドバン	261	林ベニヤ産業	257	丸紅	282	丸紅	236
7	南州産業	263	林ベニヤ産業	216	林ベニヤ産業	260	丸紅	228	日本製紙木材	250	ホンダトレディング	209
8	トライアード	260	ホンダトレディング	216	ホンダトレディング	226	ジャパンアドバン	227	ホンダトレディング	242	日本製紙木材	196
9	オリエント	244	丸紅	212	富山港北協	210	富山港北協	204	ジャパンアドバン	224	ジャパンアドバン	165
10	林ベニヤ産業	210	住友林業	204	南州産業	194	王子木材緑化	203	トライアード	185	富山港北協	138
11	富山港北協	182	富山港北協	201	丸紅	184	ホンダトレディング	203	富山港北協	172	トライアード	138
12	ホンダトレディング	166	トライアード	160	トライアード	158	トライアード	193	王子木材緑化	159	王子木材緑化	134
13	住友林業	156	日本製紙	113	日本製紙	119	日本製紙木材	109	石甚	105	石甚	86
14	江間忠木材	153	江間忠木材	103	ユアサ商事	104	ユアサ商事	102	ユアサ商事	99	アサノ	81
15	ユアサ商事	141	ユアサ商事	103	王子木材工業	95	インターアクト	77	通善商店	95	三菱商事	79
16	日本製紙	125	三菱商事	93	通善商店	78	光和物産	69	光和物産	69	通善商店	65
17	豊田通商	96	通善商店	91	江間忠木材	72	通善商店	67	インターアクト	68	ユアサ商事	57
18	ハタトレディング	95	インターアクト	71	豊田通商	63	豊田通商	55	豊田通商	49	アルファトレディング	46
19	三菱商事	87	豊田通商	69	三菱商事	50	江間忠木材	40	プリローダ	49	ベクトル	35
20	三井物産	87	ハタトレディング	66	インターアクト	47	ベクトル	38	三菱商事	41	アプト・シンコー	33

第三章 ロシア極東地域における違法伐採対策、森林認証制度への取組み

3-1. ロシアにおける違法伐採対策、森林認証の概況

3-1-1 違法伐採問題

世界の森林の25%に相当すると言われる広大なロシアの森林地帯における伐採の違法性が指摘されるようになったのは、ソビエト連邦崩壊後のことである。急速に浸透する資本主義経済、体制変換による林政の乱れ、民主化の波を受けて加速した民間セクターでの環境保護団体による活動など幾つかの要因が重なることで、違法伐採の問題は国際的な関心と呼ぶものとなった。しかしながらロシアが国家としてこの問題の重大さを認識し、後述する国家行動計画案のような取組みを始めたのは、ごく最近のことである。

後述するロシア連邦森林局により発表された違法伐採取締りを目的とした航空・衛星モニタリングの結果では、国内において最も伐採が集中する7地方のうち、最も違反が多かったとされるのは、イルクーツク州、クラスノヤルスク地方、ハバロフスク地方であり、前二者は、東シベリア管区に、後者は極東管区に位置する。これに衛星による調査では発覚しにくい、損害額と生態系の破壊という点では甚大な被害がある、沿海地方での高級樹種の違法伐採を加えると、東シベリアから極東におよぶ地域が抱える違法伐採の問題の深刻さが分かる。

本調査における聴き取りにおいても指摘されたことだが、これらの地方の違法伐採を助長しているのは、その地勢的な条件によるところが大きい。東シベリアおよび極東における木材生産は、隣国である日本の木材需要に応え続けてきたと同時に、国境を接し高度経済成長を続ける中国の木材輸入の急増がさらなる加速要因となっている。このような条件に国内での政治体制の混乱と法施行の不十分さ、蔓延する汚職腐敗文化、未開発の村落における貧困などの要素が加わり、違法伐採は複合的な社会問題となっている。

3-1-2 違法伐採対策

近年のロシアにおける政府レベルでの違法伐採への対策は、違法伐採および流通の存在すら公式には認めなかった以前とは違い、違法伐採問題が確かに存在し、国家にとって解決すべき問題だという認識に基づき、国際的な枠組みにおいても推し進められるまでになった。その代表的なものが、ENA FLEG (Europe & North Asia Forest Law Enforcement and Governance = 欧州・北アジアにおける森林法の施行とガバナンス)のプロセスであり、2005年11月にはサンクトペテルブルグにおいて閣僚会合が開催され、閣僚宣言と行動計画が合意されている。このプロセスのステアリング委員会 (International Steering Committee) は、ブルガリア、カナダ、フィンランド、ドイツ、日本、カザフスタン、ポーランド、ロシア、トルコ、英国、米国、EU、世界銀行の各代表者により構成されており、政府や国際機関だけではなくNGOや民間セクターも参加し透明性の確保に配慮されている。

この ENA FLEG の会合での決定を受け、ロシア連邦森林局は、2006 年 1 月から「違法伐採および木材の違法流通に関する国家行動計画」の実現に踏み出した。

具体的には違法伐採対策の一環として、2004 年末から同局により実施されていた「航空機および人工衛星による遠隔モニタリング」を発展させ、国際的な検査機関とも協同して、これまで不可能とされていた実質的な違法伐採量の算出に乗り出した。ロシア連邦森林局局长、ワレリー・ロプシュキンにより伝えられた 2005 年度のモニタリングの結果によれば、乱伐により国家財産へもたらされた損害は、47 億ルーブルに及ぶと公表されている。2005 年に行った遠隔モニタリングは、最も集中的に伐採が行われているロシアの 7 つの地域、アルハンゲリスク州、イルクーツク州、クラスノヤルスク地方、ハバロフスク地方、沿海地方、ペルムスキー地方、コミ共和国の約 5300 万 ha を対象として行われた。この違法行為の性質と規模は、森林で働く伐採業者が無秩序な伐採を行っている実態を明らかにした。とりわけ詳細な調査が行われた地域では、11,500ha の稚樹林と人工林が伐採され再生不能になっており、伐採が行われた場所には 664,400m³ の木材が投棄されていたとされる。違法伐採の総量は、正式に登録している伐採業者の間だけでも約 120 万 m³ にのぼる。この航空・衛星モニタリングは、ロシアの違法伐採の総量が総伐採量の約 10～15% の約 1900 万 m³ におよぶであろうと予測したこれまでの調査の結果を裏付けるかたちとなっている。

現在のところ、上記の遠隔モニタリングの結果のみに立脚して罰金を請求する法規はないため、罰則を適応するためには地上調査が不可欠となっている。2006 年 8 月 15 日付けでロシア天然資源省が発表したところによれば、2006 年前期において地上調査により確認された違法伐採が原因となった森林の損失額は、43 億ルーブルに上り、2005 年の同時期より 10 億ルーブル多い。航空機および人工衛星による遠隔モニタリングで確認されている他の違反を含めると、総額で 90 億ルーブル以上の損害が予想され、記録された違法伐採の件数は、6930 件で、2005 年の同時期より 403 件多い。違法調達木材量は、35 万 8700 m³ に上るとみられている。

今後、モニタリングは、ロシアにおいて集中的に伐採が行われている地域である 16 地方に拡大、約 1 億 ha 以上を対象として行われ、その後の 2 年間で伐採地全域をカバーする予定である。このために割り当てられる連邦の予算は、2 億ルーブルと目されている。連邦森林局によれば、モニタリングに必要な多額の費用は、取り締まった違法伐採の罰金により賄われることが期待されている。

このモニタリングのプロセスと平行して、同局は国家行動計画の枠組みにおいて、違法伐採を根絶すべき施策として、それを引き起こす要因の分類を行い、分析している。そこでは当該の計画案策定者らにより要因が 3 つに分類された。

- 第一には、社会・経済的な条件。つまりロシア国内、国外から木材に対する安定的な需要がある場合、違法伐採による収益率が高い場合、森林資源が豊富な地域にする住民の生活レベルが低い場合が挙げられる。
- 第二には、法的な要因。すなわち、森林法、刑法、行政法、税関法の不備。
- 第三には、法による管理とその施行のレベルが低い場合である。

それゆえに国家行動計画を実行する際の効果は、経済政策と国家安全に責任を負う全省庁、所轄官庁の協力が不可欠とされる。これを実現し、木材の伐採と搬出、運搬、加工、製品化といった過程全体を厳しい管理の下に置くことが期待されている。

3-1-3 森林認証制度

ロシアにおいて最も広がりを見せている民間のボランタリーな認証制度は **FSC** (Forest Stewardship Council、本部ドイツ、ボン) であり、ロシア国内にも 4 つの直系ワーキンググループを持つ。その本部はモスクワで、この他にコミ地区、クラスノヤルスク地区、極東地区ワーキンググループがある。現在ロシア国内には、FSC の FM 認証林が 35 箇所、総面積は、1282 万 ha に及び、CoC 認証は、38 件が記録されている(件数は、2007 年 2 月現在。認証受領者のリストは付属資料 3「ロシア FSC-FM 35 社」、付属資料 4「ロシア FSC-CoC 38 社」を参照)。ロシアにおける FSC 認証は、認証材の需要が高いヨーロッパ諸国に市場を持つロシア西部の木材業者の間で広がり、極東地域で認証を受けている企業は現在でも 1 社だけである。これらの企業では、自社商品へ付加価値を与えるという意図が環境配慮の意識に優先する傾向にあるものの、認証を取得した大手企業による森林経営が、違法伐採の横行すると言われていたロシアの森林セクターにおいて理性的な経営形態を実現し始めたのも事実である。隣国である中国の木材需要が拡大し、ロシアの対中国向け木材輸出も増加するなか、199 件の CoC 認証企業を有する中国からの認証要求も近年になり増え続けている。

ロシア国内のボランタリーな認証制度の流れとしては、FSC の他に PEFC がある。

PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes) は、ロシア国内では二つの別々の機関が主導となり推し進められてきた。一方は、木材業・輸出業者連盟であり、もう一方は天然資源省である。この PEFC と FSC には極めて異なった性質の認証である。FSC は、世界的に共通である原則と基準を持ち、保護価値の高い森林の認定と環境に配慮した保全と自然利用システムの創出が考慮されている。

これに対し PEFC は、各国で個別に策定された森林認証制度の審査や制度間の相互承認を推進するという目的のため、立脚する原則や基準も様々である。PEFC は各国に一団体のみ、自らのシステムを採用する認証機関を承認しており、その認証システムは、森林所有者と林業者の利益を考慮されたものとなっている。

ロシアでは、木材業・輸出業者連盟が主導した、ボランタリーな森林認証国民会議がまず PEFC から正式認可を受けた。ロシア天然資源省が主導するもう一方の組織は、森林の所有者である国家の利益を確保するため、前者の会議への認可の正当性を批判し、このためにロシアにおける PEFC の発展は停滞し続けた。先ごろの PEFC による発表では、この二つの組織は、合同へ向けた合意書に署名したとされる。しかしながらこの二つの組織からは、この合意に関するいかなる公式な発表も出されていない。真相は明らかではないが、この二つの組織が別々に策定した基準が統一され、ロシア国内で PEFC 認証制度が機能し始めるまでには、まだ時間が必要だろう。少なくとも、この基準に沿って森林経営に対する審査を行うことができる独立した審査員の確保が不可欠である。当面は、この二つの組織がそれぞれの基準をいかにして統一するかが焦点となるであろう。

FSCは、今後3年間でロシア連邦における認証林の面積を、2200～2400万haまで拡大することを計画している。また、2006年7月17日の報道では、ロシア連邦森林局、FSC、ロシア森林認証国民会議は、森林利用および木材・木材製品の運送に携わる諸機関を監視する情報システムの創設に関して協働すると発表した。この情報システムは、ロシア天然資源省が2006年にロシア連邦政府の承認を申請する予定であり、木材の違法伐採と違法流通の防止に関する国民行動計画の一環としてなり得るものである。ロシア連邦森林局局長のワレリー・ロシュプキンは、ロシア連邦の森林セクターにおけるボランティアな森林認証の普及が、違法な木材流通量の減少に直接的に寄与していることを強調した。「木材製品市場において透明性と環境的責任を勝ち取るためには、すべての関係機関の力を結集することが不可欠である、と発言している。この国家行動計画という連邦レベルでの取組みを軸として進められる、違法伐採対策と森林認証取得の推進という動きが、今後森林法典の変更、体制の変換という大きな変革の上で実質的にどのような役割を担うかが注目される。

3-2. 地方政府機関による地方レベルでの違法伐採対策、森林認証制度への取り組み

3-2-1 沿海地方における違法伐採対策

沿海地方は、大陸性気候がその領地のほとんどを被うロシア連邦において、温帯性気候がみられる数少ない土地であり、その恩恵に与った豊かな森林が広がる。この地方を流れるウスリー川にちなんでウスリータイガと呼ばれる森林地帯には、針葉樹と広葉樹が混交して生育している。この豊かな森林資源のため、同地方は常に違法伐採の問題に悩まされてきた。針葉樹がほとんどであるロシアの他地域と異なり、この地域には高級樹種であるヤチダモ、モンゴリナラ、チョウセンゴヨウマツが分布する(付属資料5「アムール・シホテ・アリニ生態区の植生」を参照)。このことが第一章で取り上げたような間伐に伴う問題を生む要因になっていると同時に、中国と国境を接しているという地勢的条件が、盗伐材の流通を容易にしている。また、皆伐が基本である針葉樹林と異なり、択伐される広葉樹の違法伐採の発見はより困難であると言える。

上記のような条件下において沿海地方の違法伐採対策は開始された。沿海地方森林局は、1997、98年に「認証」制度を導入し、合法性を証明するために伐採証明書にホログラムを付加し、木材自体にもサインを付けた。しかし規準が厳し過ぎたため、木材業者の間から批判が起こり、知事により取り消しの扱いを受けたため、結局「認証」は約2年間しか機能しなかった。この「認証」は道路を使って運送される木材に対しては効果的に働いたが、当時の関税局は非協力的であり、連邦の関税法で定められたこと以外の方策に取り組もうという姿勢がみられなかったため、税関所、鉄道上の税関ポイントではまったく機能しなかった。

その後1999年に政府令があり、モンゴリナラ、ヤチダモ、ハルニレ(その後、チョウセンゴヨウマツもこれに加わった)などの高級樹種にマーキングをする新たな取り組みが行われた。これは当時、盗伐が多かったことに起因する。この新たな取り組みでは、伐採地から貯木場までの過程も監視され、証明書がないと、そこから先へは送れないシステムになっていた。これには、MVD(ロシア内務省＝警察)も協力的で、道路における書類チェックを積極的に行った。その際にニセの書類(伐採証明書)、ニセのホログラムの発見も多々あった。しかしながらこの取り組みは、地方知事が交代した際に検察局により廃止に追い込まれた。

2002年から2004年にかけては、沿海地方政府に「高級樹種輸出委員会」が設置された。この委員会へは沿海地方森林局からの代表を含むメンバーが集まり、月二回書類チェックを行い、それぞれの伐採証明書を確認し、ニセ書類、同じ証明書の繰り返しの使用に対して厳しいチェックが行われた。しかしこの規準も極めて厳格であったため、企業にとっての負担が大きく、委員会は解散し、現在この証明システムは機能していない。

その後現在でも行われている合法性証明の取り組みが開始される。ここでの書類チェックは、広葉樹(高級樹種)の場合には、1)伐採証明書の写し(それぞれにホログラムが付く)、2)調書(ロシア語で「AKT」。伐採区域の情報と伐採量が書き込まれており、貯木場から木材を運搬するトラック一台一台に対して発行される)に対して行われる。針葉樹の場合は、伐採証明書(ホログラムなし)のみである。道路上の各チェックポイントでは、書面チェックを行い、記録を取り、重複を防ぐ努力が為されているが、総合的なデータベースはまだない。これがない限り、一度書類チェックを受けたポイントを次の再利用時には避け、別のポイントを通過するという使い回しが避けられない状況である。

上記のような違法伐採対策が行われる木材流通の過程には、利害が一致しない幾つかの連邦政府機関、地方政府機関、林産業者が関わっている。この各主体の関係に関しては、付属資料 6「極東森林分野の現状」を参照されたい。

伐採証明書に付けられるホログラムについて

伐採証明書は色違いで三種類発行される。一部は営林署の下に残り、もう一部は伐採業者への控え、最後の一部は、伐採地にて使用される。ホログラムは、木材運送の際、伐採証明書の写し一枚一枚に貼り付けられ、これが 7~8 m³ 毎(約トラック一台分)に一枚発効される。この伐採証明書の写しには、同じ数だけの AKT(調書)が添付される、つまり、その数だけホログラムが付いた伐採証明書ができる。警察が疑わしい書類を発見した際には、道路上の監視所から営林署へ確認の電話をすることになっている。警察は監視所において、そこを通過して運搬された木材および伐採証明書とホログラムの情報を記したデータブックを作っている。それにも係わらず違法に運送される木材は後を絶たない。

税関に隣接した貯木場では、税関職員たちが伐採証明書をチェックするが、輸出業者自身から提示するのが常となっている。このチェックは税関職員にとっては義務的ではない。AKT(調書)は、丸太にのみ付けられる。すなわち加工されると同時に、契約書とインボイス以外の書類は必要とされない。このため多くの伐採村には移動式の製材機がある。AKT(調書)は、施行されて既に 2 年間が経過した。そのおかげで違法材の流通が制限されるようになってはいるが、根本的な解決策にはなっていない。¹²

3-2-2 ハバロフスク地方における違法伐採対策

ハバロフスク地方は南北へ長く伸びているため、多様な植物相を有する。北部の山間部はツンドラが広がる。南へ行くに従いカラマツとシベリアマツによる林が散在しはじめ、草地や湿地帯などをともなったカラマツの森林になる(北部の 15%を被う)。モンスーン気候の影響を受けるアムール川流域では、カラマツ林へ次第にトドマツ、エゾマツなどのモミ・トウヒ類が加わる。東側のより湿潤な土地では、モミ・トウヒ類が優勢であり、カラマツは西側に植生する。

この地方は沿海地方と比較すると、高級樹種である広葉樹の割合が少ないので、小規模な盗伐、違法伐採の頻度は低い。しかしながら 45 の営林署を抱える広大な森林は、違法伐採および違法流通の統制管理の困難さを助長している。また同地方からの木材の最大の輸出港であるワニノ港周辺には、無数の輸出業者、サプライヤーが存在するため、出所の不明な木材を買い入れているケースも確認されている。

¹² 2006 年 10 月沿海地方ダレネレチェンスク営林署、アルベルト・クルグリャコフ氏へのヒアリングより。

このような広大な土地における違法伐採と違法流通を取り締まる目的で、ハバロフスク地方政府は、部署間横断ワーキンググループ (IDWG-Interdepartmental working group)¹³を設立した。このワーキンググループでは、FSC の認証審査機関である SGS 社の開発した IVLT (Independent Validation of Legal Timber)を受け入れ、その検査システムである VLTP (Validation of Legal Timber Program)を、違法伐採を解消するためのボランティアな合法性証明システムとして採用し、ハバロフスクにある FCC(森林認証センター)を本部として、2006年1月20日から正式に活動を開始させた。このシステムが ENA FLEG や EU FLEGT などの国際的な要求に応えられる商品を送り出すための輸出規制として働くことなどを目指している。

表 3-2-1. IVLT による第三者による合法木材と持続可能な森林運営の証明

<p>合法性を立証するプロセスはゆるやかで、キーとなる 2 つの段階、VLO (原産地の合法証明) と VLC (法律の遵守証明) から成り立ち、『第三者による合法木材の証明』(IVLT) を構成している。IVLT は、第 3 のオプションステージである CSP を経て認証に至ることができる。</p>	
<p>IVLT (第三者による合法木材の証明) ・ ・ ・ ・ ・ 必須</p>	
<p>第 1 段階 (VLO) 原産地の合法性証明</p>	<p>木材は、合法的に所有され、使用料が払われ、割当や他の規定が守られた産地から得られる。『原産地の合法性証明』が発効される。</p>
<p>第 2 段階 (VLC) 法律の遵守証明</p>	<p>森林管理が、土地使用权の協定や認可の状態を含む国内の法律・規定に従っているということの立証。『法律の遵守証明』が発効される。</p>
<p>↓</p>	
<p>Certification (認証) ・ ・ ・ ・ ・ 任意</p>	
<p>第 3 段階 (CSP) 認証サポートプログラム</p>	<p>生産者が、管理基準を「法律の遵守」から適当な国際的認証制度の原則と基準を満たすまでに推進させるための支援。進捗状況は、目標の達成計画に照らし合わせて監査されなければならない。</p>
<p>第 4 段階 (CSFM) 持続可能な森林管理認証</p>	<p>森林管理協議会 (FSC) のような、持続可能な森林管理のための認証制度による認証の取得。</p>

¹³ このワーキンググループは、ハバロフスク地方知事令により、ボランティアな森林認証をサポートする目的で組織された。グループには、森林への投資、マネジメント、モニタリング、管理に務め、連邦および地方の法規発展を責務とする連邦および地方政府の部、局、機関が参加している。

VLTP の枠組みにおける合法性証明は、段階的に管理される。第一段階では、法的根拠を証明する。すなわち生産者および生産品所有者の活動の合法性を、生産過程およびサプライチェーンに沿って証明する。第二段階では、法的コンプライアンスが証明される。すなわち、生産者および生産品所有者が森林資源を利用するための規範内で要求される連邦および地方の規準に従っているか、また木材製品輸送を登録し管理するシステムなどの必要とされる管理手段を有しているか、が証明される。**基本原則**は、SGS により森林モニタリングプログラムの枠組みで策定され、最小限の要求を有する**現行規準**において表される。その要求は、以下のよう特徴を持つ。

- (1) 検査可能な「合法性」基準を有する。
- (2) 本質的な（優先性をもつ）基準に焦点を絞ったものである。
- (3) ロシアおよび国際的なステイクホルダーの多くにとって受入れ易いものである。
- (4) 関係する連邦および地方法規および法行為に基づく、あるいはサポートされる。
- (5) ロシア連邦が批准する国際的な合意を反映したものである。

この現行規準には、木材製品の合法性を証明するための 9 つの原則（判断基準）がある。原則 1 から 4 までは上記の第一段階を証明するための要求を反映しており、原則 5 から 9 までは第二段階を反映している。

表 3-2-2. VLTP の 9 原則

第 一 段 階	1) 企業の法人（法的）資格、および企業活動の総体的合法性 2) 伐採地および森林資源に対する許可、およびそれらを利用する権利関係書類 3) 森林蓄積の分類およびリース期間 4) 企業による木材製品運搬における管理とモニタリングのシステム
第 二 段 階	5) 森林経営計画、伐採計画の合法性、およびプロジェクトと技術的書類作成の合法性 6) 森林ファンドにおける生産活動の合法性 7) 管理の連鎖（CoC） 8) 許容伐採量と割当て 9) 支払い状況と社会的責任

注：2007 年 2 月現在、VLTP 認証の第一段階（VLO）終了の認定を受けている企業は 6 社、第二段階（VLC）をも終了した企業は 3 社である。

表 3-2-3. SGS VLTP 合法的生産/ 第1段階/ 原産地の合法性証明 (VLO)

証書 No.	発効日	有効期限	会社名
SGS-VLTP/VLO-0001	2006.06.01	2009.06.01	Sredneamgunskiy LPKH
SGS-VLTP/VLO-0002	2006.09.11	2009.09.10	TIS
VLTP/VLO-0003	2006.10.18	2009.10.17	Culuk
VLTP/VLO-0004	2006.10.19	2009.10.18	Badzhalskiy LPKH-2
VLTP/VLO-0005	2006.11.10	2009.11.09	NO Chin
VLTP/VLO-0006	2007.02.01	2010.01.31	Yasen

出典:SGS

表 3-2-4. SGS VLTP 合法的生産/ 第2段階/ 原産地の合法性証明 (VLC)

証書 No.	発効日	有効期限	会社名
SGS-VLTP/VLO-VLC-0001	2006.09.01	2007.08.31	Sredneamgunskiy LPKH
VLTP/VLO-VLC-0002	2007.02.19	2008.02.18	Badzhalskiy LPKH-2
VLTP/VLO-VLC-0003	2007.02.20	2008.02.19	Culuk

出典:SGS

3-3. 木材業界による違法伐採対策、森林認証への取り組み

3-3-1 ダリエクスポートレス(DEL)による団体認証

ダリエクスポートレス(以下、DEL)は、極東の大手林産企業 30 数社による団体であり、2005 年のグループ企業による丸太、製材計の総木材輸出量は 540 万 m³ で、極東の総輸出におけるシェアは 46%にも及ぶ。この内、日本向けは、210 万 m³である。

2006 年 4 月 11 日にハバロフスク市で開催された日ロ木材会議において、DEL は日本木材輸入協会との間で覚書を交わし、日本側が求める合法性、持続性のある木材輸入に対応し、2010 年までに同団体のメンバーが取り扱う木材については全量合法性のあるものとするを発表。また、それまでの移行期間における合法性を確保するために、同団体メンバー内での内部審査、内部認証を 2006 年 7 月までに行うと公表した。

これらの取り組みは当初、FSC の認証機関である SGS 社と全面的にタイアップして行われるとされていた。SGS が自らの合法性証明システムである VLTP (Validation of Legal Timber Program) を規準として、DEL 団体内での最終審査機関となって合法性の確保を目指し、将来的に DEL メンバーの FSC 認証取得を推進するとされた。しかしながら 2007 年 2 月の段階で、SGS がこの内部審査のプロセスには参加していない。

DEL の団体認定は、DEL が作成した 78 の質問事項(付属資料7「ダリエクスポートレス内部認証(質問事項)」を参照)へグループ企業が回答し、DEL が諸企業への立ち入り検査も行った後に、DEL の印鑑と会長の署名が入った証明書が作成される、という流れで行われる。この証明書発行では、以下の三点、

- ①. 企業の法人資格に基づいた企業活動の合法性
- ②. 森林ファンドにおいて森林資源を利用する権利関係書類
- ③. 当該企業による管理システム、木材製品製造技術、良質な管理システム、持続的森林利用、木材製品の輸出に際したモニタリング

を証明するために、例えば①では、「会社名」、「法的所在地」、「企業の法的形態」など会社の法的地位についての質問が、②では、「リース契約の有無」、「リース契約の権利履行の如何」、「リース代金の支払い」などリースに関連した法的義務の確認、③では、「会社の管理構造」、「労働者の雇用と解雇システム」、「賃金支払いシステム」など管理の質的な側面への質問、およびこの他にも生産技術、品質管理制度、持続可能性、企業経営、輸出向け木材製品のモニタリングに関する質問がなされる。証明書の期限は、認定された日から 3 年間とされている。2006 年 11 月時点で認証を受けている企業は、テルネイレ社以下 5 社のみである。

上記の DEL による合法性証明のプロセスには、日本のグリーン購入法改正の動きに対応した木材業界団体による先進的な試みと言えるものであり、違法な企業活動を行う業者が多い当地方において、企業自体の法的ステイタスや経営責任を確認することで、出所の不明な木材製品と団体グループの製品の差別化を行い、価格形成の観点から市場原理に則って違法に調達された木材を排除しようとする動きとしては評価に値するものである。

しかしながら DEL による認証は、当初の意図していたような第三者機関による審査ではなく、団体の自主的な審査となるため、客観的な審査が十分に実施されるか今後の検証が必要である。また、書面による審査によって、伐採地での管理の質や持続的森林利用までをも証明することの限界も考慮しておく必要がある。

例として、DEL のグループ企業であり、上記の団体認証を受けているテルネイレス社は、テルネイ営林署管轄内の森林ファンドにおいて「身勝手な森林伐採」を行ったとして報道され、沿海地方自然利用監督局による監査の結果では 1680 万ルーブルに及ぶ損害額が算出されている¹⁴。この監査資料は現在、テルネイ地区検察局および沿海地方連邦安全局へ提出されている。

このような問題が起った際にも、ロシア側で認証の責任を負っているはずの DEL が問題の事実関係を確認し、公表するという役割を担っていないことに対しては不安が残るところである。

現時点では、ホームページ等を通じた情報公開が行われておらず、認定基準、手続き、審査方法、審査報告、認定企業名などに関する情報へのアクセスが困難である。

日本側としてはこの制度に基づく証明は、中国向け含む DEL メンバーの全ての輸出に対して行うように求めているが、現状では DEL 合法証明制度は、日本のグリーン購入法の要求に対して最低限対応するために作った制度と言う感は拭えない。

今後の改善に期待するとともに、日本側としても制度の検証と改善への要求、個別取引におけるより詳細な情報確認をするなどの対応をしていくべきだろう。

¹⁴ 2006 年 10 月 12 日にウラジオストクの報道機関「Echo-DV」による報道

DALEXPORLTLES ASSOCIATION
A NON-PROFIT ORGANIZATION

CERTIFICATE OF LEGALITY OF LOGGING AND EXPORT OF TIMBER

February 14, 2007
City of Khabarovsk

RIMBUNAN HIJAU INTERNATIONAL,
LIMITED LIABILITY COMPANY

TAXAPYER ID No. 2722027598
DALEXPORLTLES No. 2007/13

4 Dzerzhinskogo St.,
Khabarovsk, RUSSIA
TEL.: (4212) 74-96-61

Inspection has been carried out in the following areas:

- legal status of the company, general legitimacy of its operations;
- legal right to access forest lands and forest resources,
 - documented right to harvest wood;
- corporate management system, logging technique,
quality management system, sustainable forest management,
monitoring of timer export

and it is hereby certified that the company has been found to meet the requirements of round timber logging and exporting legality.

A.N. Sidorenko, *(Signed)*
Dalexportles Association President

OFFICIAL SEAL: "DALEXPORLTLES ASSOCIATION, A NON-PROFIT
ORGANIZATION—CITY OF KHABAROVSK."

This certificate is valid until February 14, 2010



The document was translated at the Translations Department
of the Far-Eastern Chamber of Commerce and Industry, Khabarovsk, Russia
Hereunder I, Lyudmila S. Kolesnikova, Head of Translations Dept., FE CCI
do hereby certify that, to the best of my knowledge and belief,
the foregoing translation is correct and true to the original.

Lyudmila S. Kolesnikova (L. Kolesnikova)

This 22 day of February, 2007 Khabarovsk, Russia.

図 3-3-1. ダリエクスポートレスの団体認定証の例

3-4. 個別業者による違法伐採対策、森林認証制度への取組み

極東における森林認証への理解と需要は、自社製品の市場をヨーロッパに持つロシア西部と比較してかなり低い。しかしながら近年では、環境保護団体による森林認証制度の推進や隣国である中国からの要求に応じ、認証取得に乗り出す企業も次第に増えてきている。

このような状況において、沿海地方プラストゥン市に本社をもつテルネイス社は、かなり早い段階から認証取得へ向けた取組みを始めた。同社の社長であるシェルバコフ氏は、WWF ロシアなどの環境団体が催す環境に配慮した森林利用へ向けたセミナーなどへもしばしば参加し、ハバロフスク森林認証センター立ち上げの折も協力をしている。

同社は、沿海地方に 8 社の木材関連グループ企業を有し、2005 年には約 77 万 4000 m³ を輸出。このうち約 50 万 m³ が日本向けであった。グループの木材加工企業であるハルドウッド社とテクノウッド社の 2 社は、ロシアでは唯一の JAS 認定工場である。

上述した森林認証への取組みの結果、同社は極東地域で初めて、2004 年 11 月 16 日付けで FSC 森林認証制度の FM および CoC 認証を取得した¹⁵。認証林面積は 139 万 4488ha に及ぶ。

同社によるコンプライアンスや森林技術に関する取組みは、沿海地方のみならず極東全域においても先進的である。しかしながら、連邦政府機関による法の施行および監督が不十分な現状において、広大な伐採地および膨大な木材生産量を有する同社のような近代的な大企業体による事業には、常に危険性が伴われているのも実情である。本報告書 4-3 で挙げたようなケースは、損害額の大きな違法伐採であったが、広大な森林地帯においては行政や企業自身による監視の目が行き届かない可能性があることを示している。また、森林地帯に居住する先住民族など生活水準の低い伐採地近隣のコミュニティとの関係にもその影響は及んでおり、近代的な契約の概念や交渉術を持たない住民が企業体の資本力に任せた賠償金や援助政策に、自らの土地がもつ世界的・環境的なレベルでの意義を認めないままに手放してしまいう例も確認されている。今後、新森林法典が施行され、経済ベースの開発に拍車がかかると予想されているなか、このようなケースを回避するには、国際的な協力と基準の適応が不可欠となるであろう。

¹⁵ 審査機関は、ハバロフスク地方の合法性証明への取組みにも寄与している SGS である。

この他にも、幾つかの中小企業が認証制度に興味を持ち始めており、ウラジオストクの環境団体である BROC などとそのサポートにあたってはいるが、その数は多くない。その理由としては、現在ロシアにおいて優先的である FSC 認証の取得にかかる費用を捻出できないということが挙げられる。大手林産企業においてもそれほど普及していない現状から考えれば、当然と言えるかもしれない。また認証取得を困難にしているもうひとつの理由は、非認証材を買い付ける仲介業者、取引先に事欠かないということが挙げられる。最も顕著な例では、沿海地方のシベリア鉄道沿いで中国との国境付近にある街(ダリネレチェンスク市など)には、中国人のバイヤーがオフィスを開設しており、現金による買付けを常時行っている。市場全体と流れとしても現在、木材の価格決定権は、日本よりも中国へ移っており、日本側から認証の要求があっても、あえてそちらへ供給しなくても困らない事情が用意されている。サプライチェーンの不明瞭さが違法性の陰を落としていることは確かであるが、この地域における中国人業者とロシア中小企業(当然、大企業もではあるが、)の関係は成熟しつつあり、今後はロシア国内に中国籍企業による加工工場の建設も加速すると言われている。欧州企業が中国の加工業者に対して FSC 認証材を要求するようになってきているように、中国を巻き込んだ形でロシアの認証取得を支援していく必要がある。

3-5. NGO、消費者による違法伐採対策、森林認証制度への取り組み

極東地域における民間の団体による違法伐採への取り組みが開始されたのは、ソビエト連邦が崩壊した 1990 年代初頭にまで遡る。森林の専門家やジャーナリストなどが中心となり、環境的な側面から、それまで行われてきた皆伐など森林経営における不備を指摘、盗伐や違法流通などの存在を国内外にアピールし、諸外国の環境団体や研究機関と協力して問題点を検討、解決法の提示に務めてきた。現在、極東地域において精力的な活動を行っているのは、WWF ロシア極東支部と環境団体 BROC であり、この他にも幾つかの小規模な団体が研究、広報活動を行っている。

上述したような環境団体による問題点の指摘、批判という役割は、近年では企業との積極的な協働へと移行する傾向があり、その方法のひとつとしての森林認証制度や環境的観点から持続的な自然利用の推進という方策が提示されている。このような例としては、1999 年に WWF ロシアが主導となって発足された「環境に配慮した木材業者協会」が挙げられる。

同協会には、ロシア国内の林産企業 27 社が所属し、5 社が入会のプロセスにある(付属資料 9「WWF、環境に配慮した木材企業協会」を参照)。同協会会員の目的は、「ロシアの自然遺産を次世代に残すため、環境に配慮し、社会的に開かれ、経済的に発展力のある森林管理を実現すること」、とされており、「企業の環境政策の発展と森林認証制度の原則の適応が、企業イメージを向上させ、輸出製品の競争力を高め、投資を呼び込む最良の材料となり、自然保護の関心、生物多様性および森林再生に応える」ものとする。同協会への加入は WWF ロシアとの合意に基づき、企業の森林経営に対する書類審査を経た末、WWF により会員として承認される。

環境団体によるこのような取り組みは、未だ成熟しない市場経済の上に成り立ち、多分に違法性を含む林産業の担い手たちに、同協会の戦略的な目的にもあるような森林認証の経済効果を提示することで自然保護へも目を向けさせようという試みであると言える。そのような意味において、この種の取り組みは、より近代的な企業経営へのプロセスとして注目される。

3-6. 日本の改正グリーン購入法に対する関係者の反応

本聞き取り調査は、日本のグリーン購入法改正と施行に伴い、木材の生産国であるロシア側において林政、木材流通に関わる各主体の反応を確認するため、2006年10月に行われたものである。しかしながら、この時期に調査を行ったことは、ロシア側の状況を考慮すれば、幾分不適切であったとも言える。その理由としては、まず2007年初めから発効すると言われている新森林法典の存在が挙げられる。調査が行われた時期は、どの関係機関もこの新法制定により再編され、新たな政策が打ち出されるのを待っている状態であり、木材輸出先である日本の国内法の改正を受けて新たな取り組みを始められる状況ではなかった。またこの新森林法典を受けた林政の改革、関係諸機関の改編は、これまでの基盤を根本的に変えるものであるため、沿海地方の各政府機関へ聞き取りした際にも言及されていたことだが、林政における新たな取り組みの一切が行われていないことをも意味していた。この様に、この聞き取りが2007年1月1日から発効した新森林法典が、まだロシア連邦国会院さえ通過しておらず、それがいつ承認され、施行されるかも全く予測ができない時期に行われたことは、注記しておかなければならない。

沿海地方にある連邦出先機関との会合では、自地方の木材の輸出先である日本において木材調達に関する法が改正され、発効したにも関わらず、2006年10月現在でもグリーン購入法について全く認知していないケースが非常に多く見受けられた。また、連邦出先機関および地方政府機関の関係者へは、日本側からの明確な要求(今後の協力や、グリーン購入法対応のための協同など)がない限りこちらの意図を伝えるににくい傾向がある。ロシア側としては、法への対応は、日本からの具体的な方策を提示された時にのみ開始されるものである。この度の一連の会合に、殆どの関係者が快く応じてくれたのは、協同の取組みという枠組みにおいて、これが日本側からの歩み寄りであると先方が認識してくれたことによる。今回築かれた関係は、「具体的な協働への第一歩」という意味を持つ時のみ有益なものとなりうると言えるだろう。

以下に、改正グリーン購入法と合法性証明に対する取組みについて、今回聞き取りを行った各者の反応を記載する。

レス・エクスポート社

沿海地方クラスノアルメイスキー地区ダリネレチェンスクに加工工場を持つ木材業者。ナラ・タモを用いた家具部材生産と同時に丸太輸出も行う。

グリーン購入法に関して

2006年の4月に改正され、10月1日付けで発効したことは知っているが、自社として、これに合わせた対策は取っていないし、日本側の取引先からも何も言って来ていない。

合法性証明への取組み

- ・会社としては現在FSCのCoC認証取得の準備に入っており、一年後の取得を目指している。恐らく、審査機関はSGSになるだろう。
- ・最近では、中国側の取引相手もFSC認証を要求してくることがある。

しかしながら、極東地域において現在、FSC 認証を取得しているのはテルネイス社のみであり、森林認証制度への取組みが促進され、合法性証明が確立されるには、ここではまだまだ時間がかかるであろうし、現在のロシアの状況がそれを許さないであろう。

沿海地方森林局

ロシア連邦天然資源省下、連邦森林局の地方出先機関。

グリーン購入法に関して

全く知らない。今、説明を聞いた限りでは、伐採、仲介、輸出の過程に大きな影響を及ぼすであろうと感じられる。

現在、森林局は、立木の販売と伐採地における伐採業者の管理、監視に従事しているが、この管理が不十分であることは自覚している。これまでも言われてきたことだが、учет (監査、調査) は、広大な土地の一部を対象として行わざるを得ないので、管理も実質的には部分的なものになっていると言えるだろう。森林局としては、上記の他に、森林火災時の消火活動、植林などにも従事しているので、木材の流通の管理を十分に行う余裕がない。

合法性証明への取組み

現在、沿海地方で行われている書類チェックは、広葉樹(高級樹種)の場合は、1) 伐採証明書のコピー(それぞれにホログラムが付く)、2) AKT (調書) — 伐採区域の情報と伐採量が書き込まれており、貯木場から木材を運搬するトラック一台一台に対して発効されるもの。針葉樹の場合は、伐採証明書のみである。道路上のひとつひとつのチェックポイントでは、書面チェックを行い、記録を取り、重複を防ぐ努力が為されているが、総合的なデータベースはまだない。これがない限り、一度書類チェックを受けたポイントを次の再利用時には避け、別のポイントを通すということが可能である。つまり、一貫したシステムが不可欠。

沿海地方自然利用監督局

ロシア連邦天然資源省下、連邦自然利用監督局の地方出先機関

グリーン購入法について

当該の法律については知らないが、合法性を証明する書類が必要というのであれば、何らかの協会や会社をつくって、書類にスタンプを押せば、それが本当に合法性を証明していなくても通ってしまうのではないか？新しい書類が一枚増えるだけで、実際に合法性を証明することは無理なのではないか？

同局にとっての合法性確保に関する主な業務

- ・自然保護区の管理 (контроль) と監督(надзор)。この機能は新森林法典制定後も変わらず残るであろう。保護 (охрана) を行うのは、それぞれの自然保護区などに設けられた保護機関 (штат) が行うので関知しない。
- ・沿海地方自然利用監督局には、現在 53 人が勤務。そのうち 11 人が森林の分野に従事。森林分野では、レッドデータブックや、特定自然保護区 (ザポベドニク、ザカズニクなど) の仕事、環境アセスメントなどを行う。このアセスメントは、天然資源すべての開発に際して行われる (水産資源、森林資源、地下資源)。森林の分野

に関して言えば、「伐採計画」をアセスメントする権利をもつが、その機能の一部は、今後地方政府へ移されることになる。

沿海地方自然利用監督局からの提案

- ・日本において、海域の保全、自然保護区の監督にあたっている政府機関と情報交換を行いたい。
- ・どのようにして保護区の監督を行い、保全に取り組んでいるのかを参考にしたい。

沿海地方自然利用局

沿海地方政府下の機関。局内に林業局をもつ。

グリーン購入法に関して

基本的なことは知っているが、これを実現するメカニズム(仕組み、プロセス)が分からない。日本側はどうやってこれを実現するつもりなのか？またどうすることをロシアに望んでいるのか？

(※ここでこちら側からグリーン購入法の概要と合法性確認のための取り組みを説明)

もし、プロセスに第三者として何らかの機関が必要だというなら検討するし、NGOの参加が必要ならばこれも検討する用意はある。いずれにしても日本側として沿海地方政府と協同するつもりがあるならその準備はある。

ダリエクスポートレス

極東地域の大手木材業者 30 数社が加盟する木材業協会。

認証と合法性について

そもそも認証と合法性は別物である。認証とは合法性へ与えられる証明書のことを意味しており、主に環境的な観点に基づく。合法性に関して言えば、認証が与えられていなくとも合法である場合もあるだろう。私たちはこれまでも合法に業務を行ってきたし、環境法以外の基準＝税法やその他の法の基準をも満たしてきた。私たちは企業なので、そもそもは価格形成の観点からこれらの基準を満たそうと努力する。つまり他社が私たちより安い価格で製品を出しているということは、何らかの法的基準を満たしていない場合が多いと言える。それは一義的に違法行為を意味する場合もあるし、合法性確保のために投資していない、ということも意味する場合もある。この様な場合、私たちは価格形成の観点からそのような企業を批判する。DELはこれまでもこのような方法により、価格形成の観点から合法性の確保を進めてきた。だからこの度の日本側の動きは、我々にとっては歓迎すべきものである。なぜならそれが価格形成に対して影響力を及ぼすからだ。違法行為を行う企業がいなくなれば、価格も安定すると考える。

まとめ～課題と対策

本調査を行っている現在、ロシアの地方林政は急激な体制変換の中にある。2007年1月1日の新森林法典施行後、これまで連邦森林局下の組織であった営林署が2月1日から丸ごと地方政府の配属へと変わり、現在まで続いてきた森林管理、経営の基盤が更新されたことにより、主体となる各地方政府はその変化に対応するのに精一杯で、現時点では隣国である日本の法改正に合わせて積極的な取組みを開始する状態にはない。しかしながら、本報告書において概観された木材原産国としてのロシアの現状およびその諸問題を踏まえた上で、早期に対応策を検討することが非常に重要になるであろう。以下に、その問題点のまとめと対策事項を挙げる。

課題～ロシアにとっての「違法材」、「合法性」、「持続可能性」とは

本報告書を通して明確にされたことには、ロシア木材産業が現在も発展途上の状態にあるということであり、このような発展途上の意識が他にもないロシア側政府機関や木材業界の中に深く根付いているということである。現在、プーチン大統領により言及され、推し進められている木材加工業の推進、および丸太輸出関税率の段階的引き上げは、このような状況認識とその打開策の表れに他ならない。これを中心として林政の体制変換をみると、それが表面的な地方分権の深層に流れる強力な中央による統制の実現であると捉えることもできる。個別の森林の管理、経営を当該の地方政府機関へ委ね、中央は連邦レベルでのデータ管理体制の強化、および加工業の推進政策に従事、他方では各地方にある連邦出先機関である関税局において輸出をコントロールするというように。これにより現在の問題点である、木材生産に際した開発能力の低さ、流通における盗伐材などの混入による市場の不安定さ、森林税や輸出関税のごまかしや未納入の問題などの解決を図るのである。

このような観点からみると、極東地域はロシア西部の諸地域と比較しても未発達な要素が多い。そこでは「違法伐採問題」とは、盗伐材や不正流通などにより国の財政的にいかなる収入にもならないものを指すのであり、同じ問題に着眼しているとしてもサプライチェーンを辿った先にある木材産地の社会的、環境的状况をも考慮したものではない。この点において、ロシアの林政が保証する「合法性」とは、経済原理に基づいたものであり、森林の「持続可能性」とは、異なる地平にあるものと言えるだろう。わが国として「合法木材」を求めていくのであれば、どのような合法性を言っているのか、明確なクライテリアが必要であろう。その際のクライテリアは、言及するまでも無いが、「持続可能な森林管理」やその上位概念である「持続可能な開発」の実現へ近づけるものでなくてはならない。

今日、ロシアの木材資源を巡っては、中国の激増する需要と日本の堅実な需要に加え、好調な欧州市場、高度成長にある中東やロシア国内からも需要が増加しつつある。一見すると広大な森林資源が存在するとはいえ、長い更新年月を要するロシアの森林は、これら需要の急激な増大に耐えられず、各地で荒廃・劣化が進んでいる。アクセス可能で良質な資源を有する森林の多くは既に開発されており、生産・流通コストも上昇を続けていくだろう。

対策～「持続可能性」を考慮した木材生産・取引のために

現在の極東の事情を考慮した場合、「持続可能性」を考慮した木材生産と取引の可能性は、加工業の推進と企業レベルでの森林認証の普及に関連してはいるが、重要であるのはこの前者から後者への移行の過程へ如何にして関わるかではないだろうか。今後、市場が成熟してゆくに従い、国家による統制と異なるレベルで必要となってくるのは、個別の地方政府による現場の事情に通じた取組みであり、これと平行した民間業者レベルでの公正な木材取引市場の形成であろう。とりわけ、中小の木材企業が公正なビジネスができるような取引環境の整備が求められる。違法伐採対策が大手企業を利得するだけでは困窮する伐採村の状況は一向に改善されず、地方の隅々まで網の目を張り巡らせている中国バイヤーとの不透明な取引は資源を使い尽くすまで無くならないだろう。

本調査による聴き取りなどを通して実感されたのは、既に合法性証明の手順や制度が幾つも開発、適用され、その取組み自体を精査することで「合法性」や「持続可能性」を確保しようとする他の木材生産国とは異なり、この公正な木材取引市場の形成自体に木材輸入国として積極的に参加し得る可能性である。ロシア(とりわけシベリア以東)が十分な加工施設を持たない「原始的」な木材生産・流通構造から脱却しようとしている現在、生産国の動きに能動的に対応し、林政の主体となった地方政府や業者へ対する直接的な働きかけや対話を、政府、業界・個別企業レベル、そして市民レベルで定期的に行っていくことが、安定的な供給を確保しながら輸入国側にとっての「合法性」を確保することへつながって行くだろう。

行政レベルでの対策

2007年1月から新森林法の施行と地方分権プロセスの開始により大幅な変革期に入っており、法規則の改正状況やガバナンスの変革プロセスを定期的に調査・分析していくことが必要である。また、そのためにも主要な地方政府レベルとの積極的な情報交換が必要であるとともに、日本の政府調達政策への理解も広げていく必要がある。その上で、日露間の木材流通を共同でモニタリングしたり、森林認証制度の普及を進めるなどの具体的プロジェクトも有効だろう。その際、ロシアに対してはITTOやODAを通じた支援が出来ないことから、AFPの場を積極的に活用して民間・市民の主体的な対策を推進するよう支援していくべきだ。同時に、ロシア材の最大の輸入国として、最大の製品輸出国として重要なプレーヤーである中国の問題を考えることは不可欠である。ロシア、中国ともに透明性や民主性に欠け、腐敗レベルが高い国々であることから、実際の企業間取引や市民社会を通じた民間・現場レベルでの対策が適切に行えるような環境作り、支援が必要である。日本としてはENA FLEGのプロセスに積極的に関与するなど、ロシア、中国と日本と言う北東アジアでの違法伐採・違法木材流通対策を共同で行える枠組を目指したい。

業界レベルでの対策

ダリエクスポートレス(DEL)による団体認定は、極東地域の大手木材企業の社会的責任レベルの底上げにつながる重要な第一歩であるが、現状では不十分な部分が多くあることは認識しておかなければならない。また、DEL認定会員以外の業者からの購入においては利用できない。とりわけ書類の確認だけでは解決困難な現場レベルの問題があることを理解し、改善を働きかけていかなければならない。当面、DEL認定で対応するとしても、本来目的である持続可能性(環境、社会、経済面含む)へ向けて、伐採地までのサプライチェーンの遡及確認、伐採地での森林管理の確認(森林計画、環境アセス、貴重種のモニタリングと保護、先住民への配慮、の有無など)は不可欠であり、情報の透明性と信頼性、説明能力を高めるよう、供給者に対して需要側が粘り強く協力していくことが求められる。混乱期の続くロシア林産業において、最もアカウントブルな方法はFSCであり、それを需要者として要求し続けていくこと、その際、協働していく姿勢を示すことが必要だろう。

そのために輸入側としても、ロシアの森林法改正や行政改革などに関する情報収集を行うとともに、サプライヤーや個別取引ごとに確認すべきチェックリストを整備し、リスク評価とモニタリングができる調達システムを社内に確立するべきだろう。

市民レベルでの対策

非常に複雑なロシアの木材生産や流通の実態を理解し、対策が有効に機能しているかどうかを評価するためには、現地の社会背景や社会構造、ビジネス慣行に精通している市民社会による独立した調査が必要である。また、違法伐採や環境へのリスクを事前に回避できるよう、保護価値の高い森林や貴重生物種、先住民の生活圏の把握やリスクマップ作成なども研究機関や NGO の役割が期待される。さらに、木材業界と市民社会の協働による森林認証の促進や合法証明制度の開発、そして、コミュニティベースの林産物(非木材林産物含む)の直接取引の推進も重要な対策だろう。とりわけ後者は、森林認証制度やサプライチェーン管理の推進では大手ビジネスに有利になりがちで、小さな伐採村の林産業は漏れてしまう恐れがあることから非常に重要である。違法伐採問題の真の解決のためには、伐採村レベルでの貧困対策と持続可能な森林管理の実現が不可欠である。

参考文献

「Лесной комплекс Дальнего Востока России, Аналитический обзор (極東ロシアの木材産業、分析的概観)」2005年、A.S.シェインガウス著

「Fire management in high biodiversity value forests of the Amur-Shikhote-Alin ecoregion」2005年、A.S.シェインガウス編

「Правоприменение и управление в лесном секторе России: взгляд гражданского общества (ロシア森林セクターにおける法施行と管理: 市民社会の視点)」2005年、IUCN

「Незаконная заготовка, транспортировка и торговля древесиной в Хабаровском крае (ハバロフスク地方における違法木材調達、運搬、取引)」2005年、A.コトロバイ著

「Аналитическая справка об экспорте лесоматериалов через таможи ДВ региона в 2005 г. (2005年極東地域の税関を通過して輸出された木材に関する分析)」2006年、極東関税局

「Лесные поселки и малый лесной бизнес Дальнего Востока в 2002-2005 гг. (2002年～2005年における極東の伐採村と小規模木材ビジネス、)」2005年、Forest Trends-BROC 発行、A.V.レベデフ著

「Status and Trends in Forest Products Exports from the Russian Far East and Eastern Siberia to China」2004年、Forest Trends – Pacific Institute of Geography

「собственные исследования в 2005-2006 гг (2005年～2006年における独自の調査資料)」BROC

「The Russian Far East」、2004年、Josh Newell

「木材建材ウイクリー」2006年4月24日号他、日刊木材新聞社

ロシア国内の聴き取り先：

沿海地方森林局(2006年10月06日、Tsigelnuk A. I.)

沿海地方自然利用監督局(2006年10月09日、Voitovsky V.T.)

沿海地方自然利用局(2006年10月10日、Karchagin P.G.)

極東関税局(2006年10月09日、Gribova.E.)

レス・エクスポート社(2006年10月5日、Kolyukhov. A.)

ダリエクスポートレス(2006年10月13日、Sidorenko. A.N.)

参考報道記事

「森林フォーラム-ロシアにおけるFSCとPEFCについて」(2006年9月22日)、グリーンピースロシア

「日本人は沿海地域では合法材のみを買うと要求」(2006年4月12日)、EKHO-DV

「森林は伐採されるが、人工衛星が飛ぶ」(2006年6月22日)、ロシア新聞(Российская газета)

「ロシア連邦森林局 2006年上半期における違法伐採他の森林法違反取締りの結果を公開」(2006年8月15日)、ロシア天然資源省

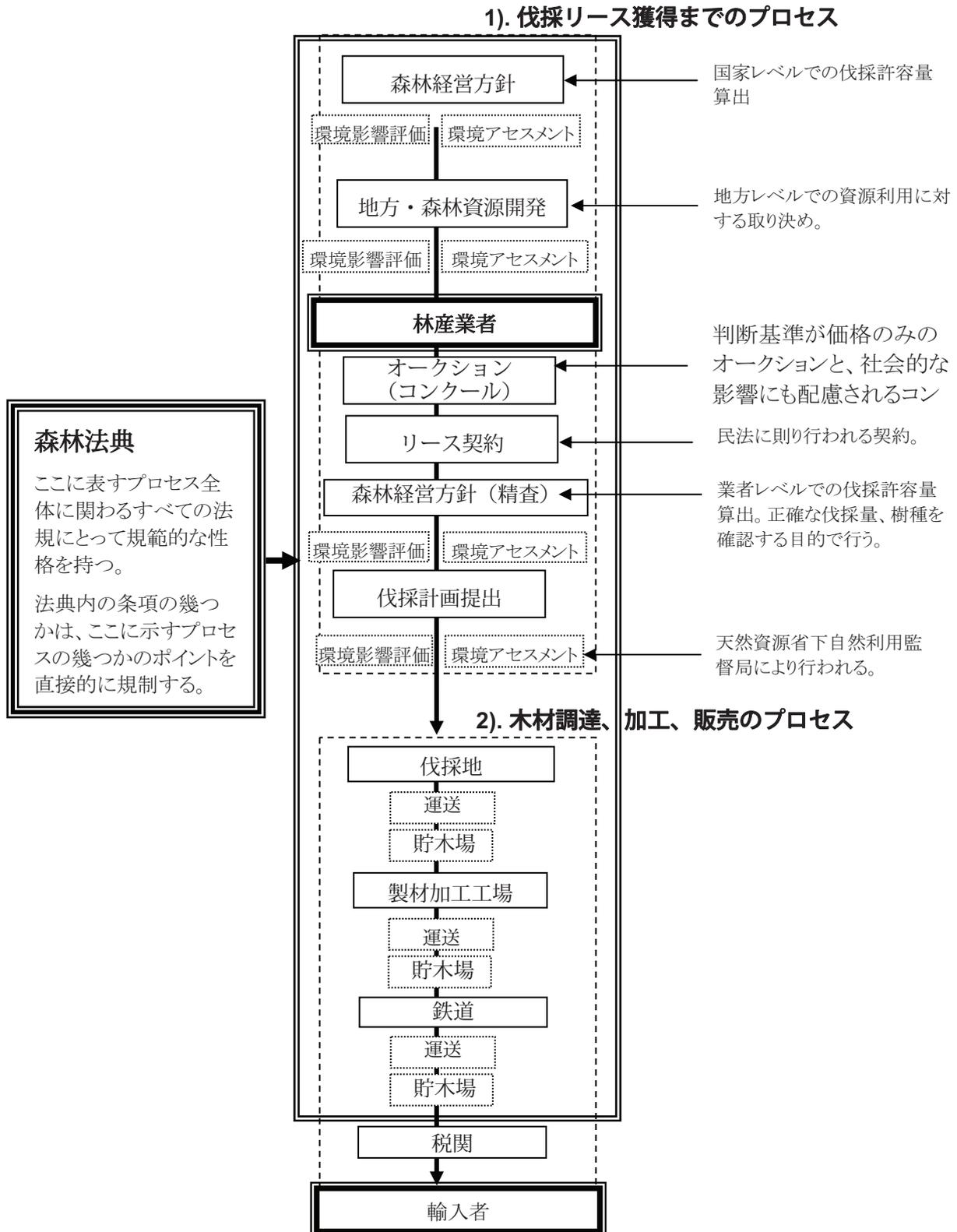
「ロシア連邦森林局、FSC、ロシア森林認証国民会議は、森林利用および木材・木材製品の運送に携わる諸機関を監視する情報システムの創設に関して協同すると発表」(2006年7月17日)、ロシア天然資源省

付属資料 リスト

付属資料 1	森林経営プロセスにおける法関係図	p.2-4
付属資料 2	違法行為発生ポイント	p.5
付属資料 3	ロシア FSC－FM 認証企業 35 社	p.6-11
付属資料 4	ロシア FSC－CoC 認証企業 38 社	p.12-16
付属資料 5	アムール・シホテ・アリニ生態区の植生	p.17
付属資料 6	極東森林分野の現状	p.18
付属資料 7	ダリエクスポートレス内部認証(質問事項)	p.19-23
付属資料 8	WWF、環境に配慮した木材企業協会	p.24
付属資料 9	新ロシア森林法に関する批評	p.25-27
付属資料 10	ロシア連邦森林法典 2006、と法令「ロシア連邦の森林法の制定 について」についてのコメント	p.28-32
付属資料 11	「ロシア沿海地方の木材生産・供給企業の責任度の評価」 (WWF)	p.33-35
付属資料 12	ロシア法規則類収集文書一覧	p.36-37

付属資料 1

森林経営プロセスにおける法関係図(全体図)



国家レベルでの伐採許容量算出

地方レベルでの資源利用に対する取り決め。

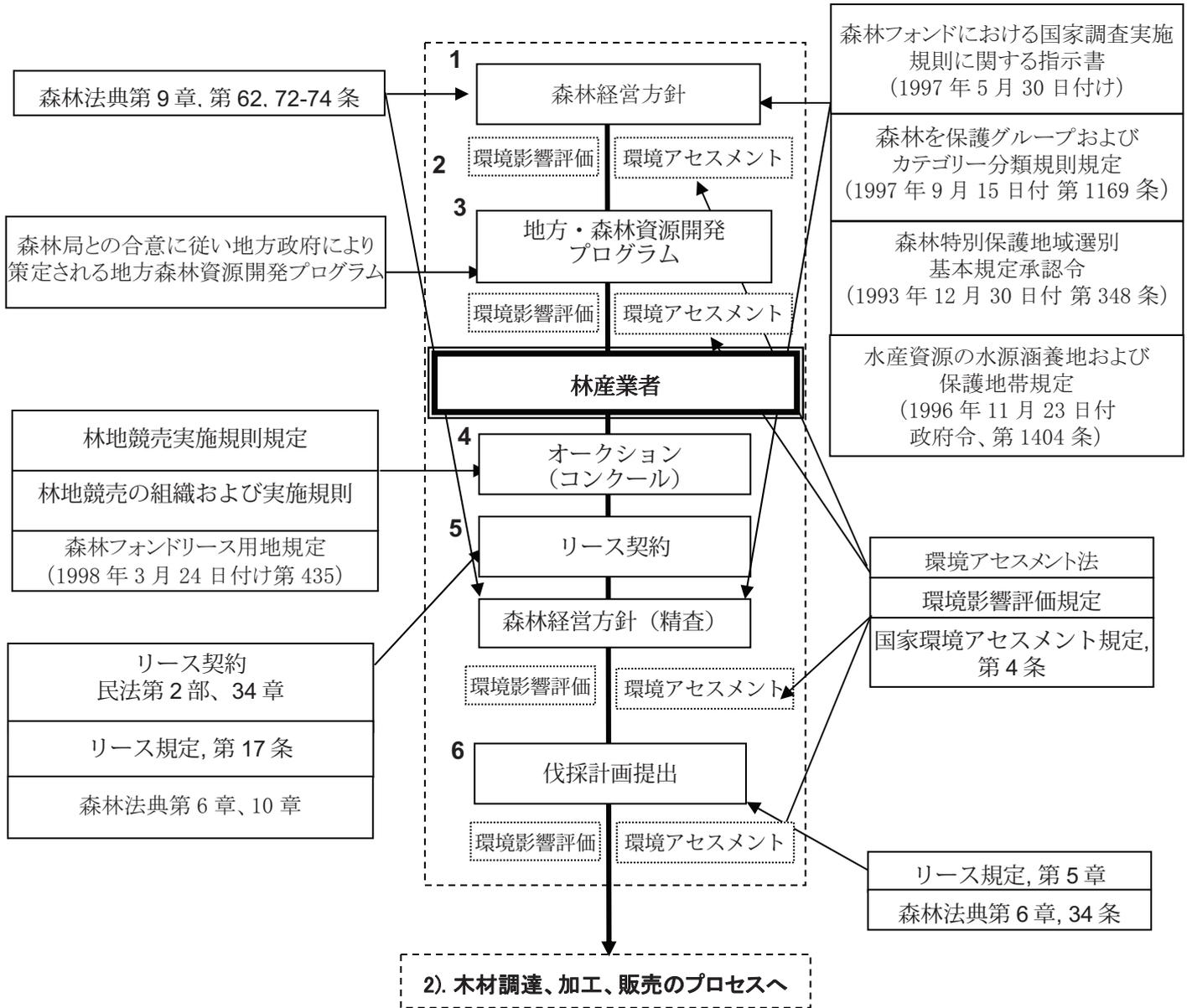
判断基準が価格のみのオークションと、社会的な影響にも配慮されるコン

民法に則り行われる契約。

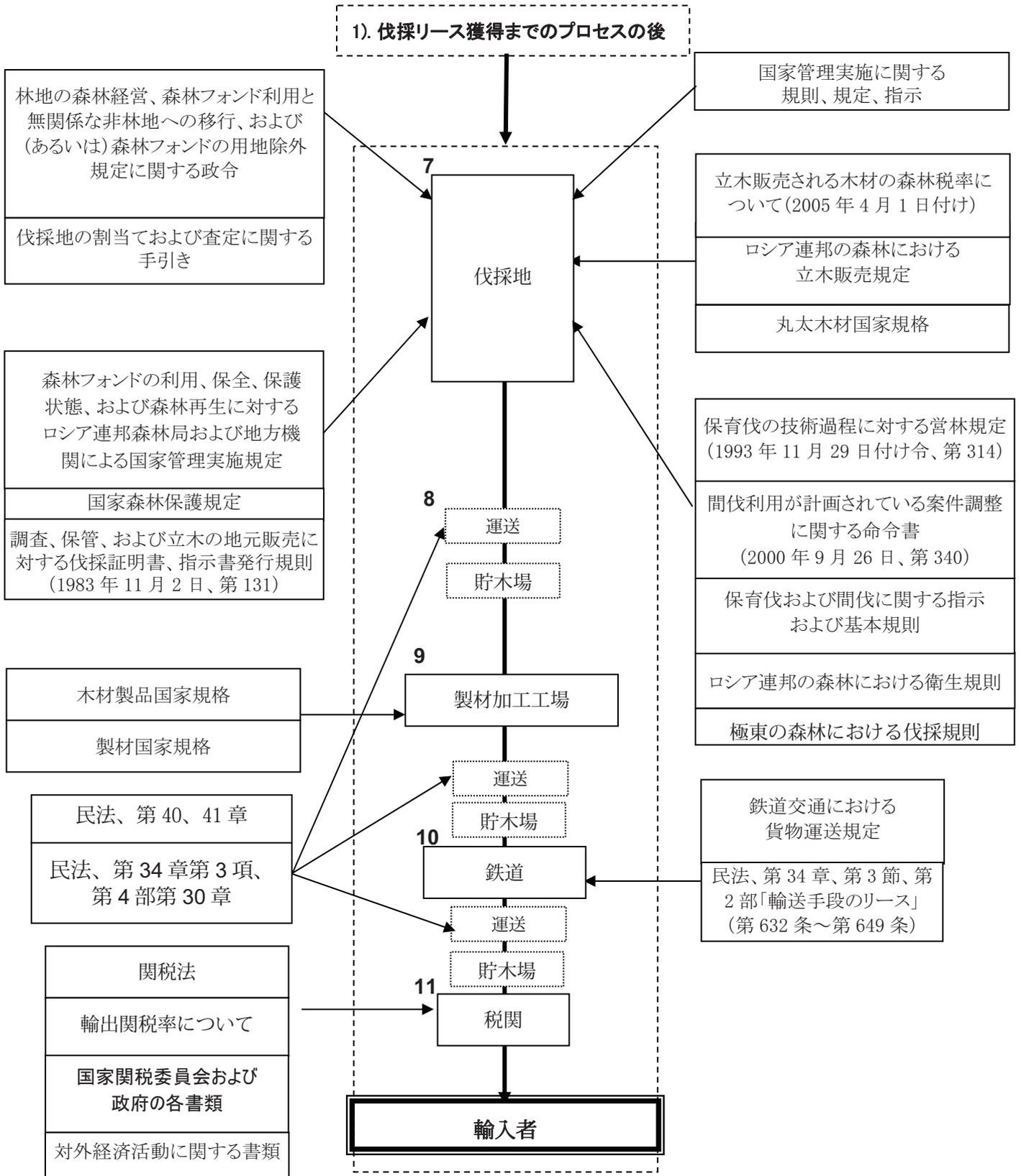
業者レベルでの伐採許容量算出。正確な伐採量、樹種を確認する目的で行う。

天然資源省下自然利用監督局により行われる。

1). 伐採リース獲得までのプロセス



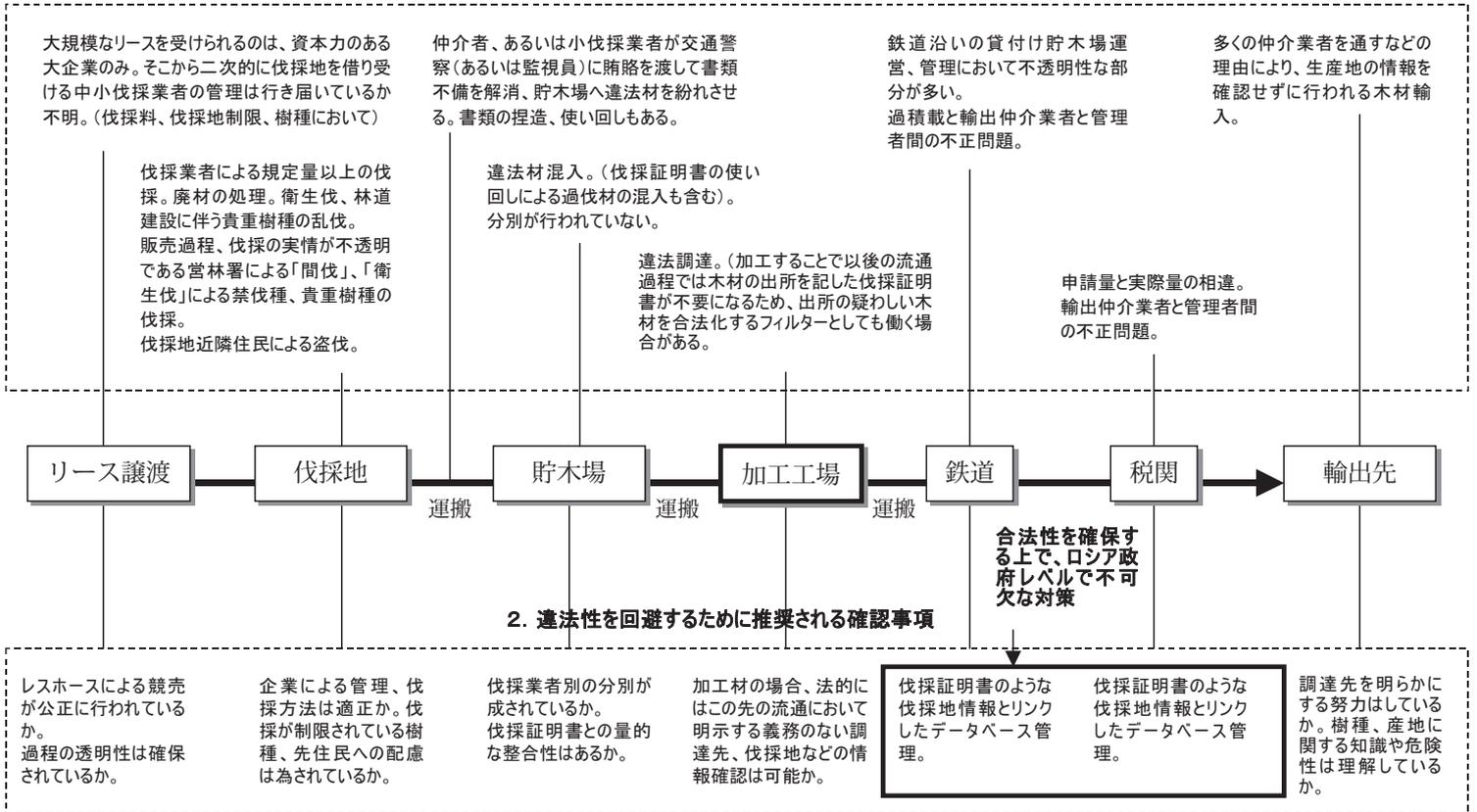
2). 図1-2 木材調達、加工、販売のプロセス



付属資料 2

違法行為発生ポイント

1. 目下の違法誘発要素



作成：FoE Japan

付属資料 3

ロシアFSC-FM 認証企業 35 社(2007 年 2 月時点)

ULIL	FSC code:GFA-FM/COC-1219
Country:Russia	Continent:Europe
Address:Mira str. 1, 665718 Irkutsk Region, Bratsk	
Issue Date:24.02.06	Expiry Date:23.02.11
Area:1055759 ha	Managed as:Semi-Natural and Mixed Plantation & Natural Forest
Species:Pinus sylv., P. Abies, Betula spec, Populus spec.	
Novoyeniseisky Forest Chemical Complex	FSC code:SA-FM/COC-1357
Country:Russia	Continent:Europe
Address:1, 40 Let Oktyabrya str, Lesosibirsk 6, Krasnoyarsk,Krai,663131	
Issue Date:26.04.04	Expiry Date:25.04.09
bbbArea:49333 ha	Managed as:Natural
Species:Picea abies and Abies sibirica, Pinus,sylvestris,larix sibirica	
Kosikhinsky Forest Enterprise	FSC code:SA-FM/COC-1181
Country:Russia	Continent:Europe
Address:Altai Region, Russia	
Issue Date:17.03.00	Expiry Date:14.11.09
Area:32712 ha	Managed as:Natural
Species:Silver birch (Betulus pendula), Scots pine (Pinus sylvestris), Birch, Pine, Aspen	
a)Holz DAMMERS GmbH Arkhangelsk, b) HDM Holz-DAMMERS GmbH Moers	FSC code:IMO-FM/COC-2099
Country:Russia	Continent:Europe
Address:Postfach 101580, D-47405 Moers / b) Leninstr.1103, RF-16062 Arkhangelsk	
Issue Date:22.12.00	Expiry Date:31.12.06
Area:65905 ha	Managed as:Semi-Natural and Mixed Plantation & Natural Forest
Species:Pinus sylvestris, Picea abies, Populus tremula, Betula sp	
JSC Cherepovetsles	FSC code:GFA-FM/COC-1346
Country:Russia	Continent:Europe
Address:Lenina str. 80, Cherepovets, 162600 Vologda Region	
Issue Date:03.07.06	Expiry Date:02.07.11
Area:300000 ha	Managed as:Semi-Natural and Mixed Plantation & Natural Forest
Species:Picea abies, pinus spp., betula pnd, populus trm	
JSC Zalazninsky Lesokombinat	FSC code:GFA-FM/COC-1305

Country:Russia

Continent:Europe

Address:Krivtsova str. 6, Omutninsk, 612740 Kirov Region

Issue Date:09.11.05

Expiry Date:08.11.10

Area:48615 ha

Managed as:Semi-Natural and Mixed Plantation & Natural Forest

Species:Pine, spruce, birch, aspen, linden

IlimSeverLes LLC

FSC code:GFA-FM/COC-1286

Country:Russia

Continent:Asia

Address:Koryazhma 165651, Arkhangelsk Region

Issue Date:04.10.06

Expiry Date:03.10.11

Area:1677413 ha

Managed as:Semi-Natural and Mixed Plantation & Natural Forest

Species:Picea abies, pinus spp., betula pnd, populus trm

JSC "Leskom"

FSC code:CU-FM/COC-803673

Country:Russia

Continent:Europe

Address:58, 4 Promishlennaya str.167981 Siktivkar M. Chovyu

Issue Date:03.11.05

Expiry Date:03.11.10

Area:78362 ha

Managed as:Semi-Natural and Mixed Plantation & Natural Forest

Species:Spruce Pine Birch Aspen

Avtodorles Ltd.

FSC code:GFA-FM/COC-1257

Country:Russia

Continent:Europe

Address:Belyaeva str. 53, 161440 Nikolsk, Vologda Region

Issue Date:16.03.06

Expiry Date:15.03.11

Area:35183 ha

Managed as:Semi-Natural and Mixed Plantation & Natural Forest

Species:Betula spec, P. abies, Pinus sylv., Populus spec.

JSC Terneyles

FSC code:SGS-FM/COC-1925

Country:Russia

Continent:Europe

Address:692152, Primorskiy krai, Terneiskiy region, Plastun, Central st., 1

Issue Date:16.11.04

Expiry Date:15.11.09

Area:1394488 ha

Managed as:Natural

Species:Spruce, Korean pine, larch, cedar, fir, birch, oak

IlimSibLes Ltd.

FSC code:GFA-FM/COC-1192

Country:Russia

Continent:Europe

Address:P.Box 318, 666684, Irkutsk Oblast, Ust Ilimsk

Issue Date:22.08.05

Expiry Date:12.08.10

Area:1589944 ha

Managed as:Semi-Natural and Mixed Plantation & Natural Forest

Species:Spruce, fir, pine, larch, cedar, birch, aspen

Toimales JSC "Solombala Sawmill"

FSC code:GFA-FM/COC-1173

Country:Russia

Continent:Europe

Address:Dobrolyubova str. 1/1, Arkhangelsk

Issue Date:17.10.05

Expiry Date:16.10.10

Area:166379 ha

Managed as:Semi-Natural and Mixed Plantation & Natural Forest

Species:Pinus sylv., P. Abies, Betula spec, Populus spec.

JSC Nimengales

FSC code:**GFA-FM/COC-1151**

Country:Russia

Continent:Europe

Address:164920 Nimenga, Onega District

Issue Date:06.04.05

Expiry Date:05.04.10

Area:187000 ha

Managed as:Natural

Species:Pine, spruce, birch, aspen

CJSC Bely Ruchey

FSC code:**GFA-FM/COC-1120**

Country:Russia

Continent:Europe

Address:Sovetskaya 2, pos. Depo, Vytegorsky r-n, 162940 Vologda Region

Issue Date:21.07.04

Expiry Date:20.07.09

Area:398000 ha

Managed as:Semi-Natural and Mixed Plantation & Natural Forest

Species:Pine, spruce, birch, aspen

JSC Svetoserskles

FSC code:**GFA-FM/COC-1114**

Country:Russia

Continent:Europe

Address:Kholmogorsky r-n, Svetly, 164557 Arkhangelsk Region

Issue Date:13.08.04

Expiry Date:12.08.09

Area:171900 ha

Managed as:Semi-Natural and Mixed Plantation & Natural Forest

JSC Maloshuyka

FSC code:**GFA-FM/COC-1078**

Country:Russia

Continent:Europe

Address:Onega District , Arckangelsk District, JSC Maloshuyka, 164920 Maloshuyka

Issue Date:03.06.03

Expiry Date:02.06.08

Area:336445 ha

Managed as:Semi-Natural and Mixed Plantation & Natural Forest

Species:Pine, spruce, birch, aspen

JSC PLO ONEGALES

FSC code:**GFA-FM/COC-1277**

Country:Russia

Continent:Europe

Address:3 Sharevskogo Str., 164840 Onega, Arkhangelsk Region

Issue Date:12.12.05

Expiry Date:11.12.10

Area:1133451 ha

Managed as:Semi-Natural and Mixed Plantation & Natural Forest

Species:Spruce, fir, pine, larch, cedar, birch, aspen

Shalakushales LPH

FSC code:**SW-FM/COC-1510**

Country:Russia

Continent:Europe

Address:Oktyabrskaya 4, Shalakusha village Nyandomskij Rayon, Arkhangelsk Oblast, 164210

Issue Date:18.05.05

Expiry Date:17.05.10

Area:274172 ha

Managed as:Natural

Species:Aspen Populus tremula Birch Betula pendula Birch Norway spruce Picea abies Spruce Scotch pine pinus silvestris

STF Strug ZAO

FSC code:SW-FM/COC-283

Country:Russia

Continent:Europe

Address:Kholokhinskaya 18, Strugi Krasnye Pskovskaya Oblast, 181110

Issue Date:01.08.03

Expiry Date:31.07.08

Area:22504 ha

Managed as:Natural

Species:Alder Alnus incana Alder Alder Alnus glutinosa Alder Birch Betula spp. Birch Norway spruce Picea abies Spruce Quaking aspen Populus tremuloides Aspen Scotch pine pinus silvestris

Priluzje Leskhoz Model Forest (Komi)

FSC code:SW-FM/COC-242

Country:Russia

Continent:Europe

Address:67 Mira Street 168130 Obyachevo, Priluzkii Raion Komi Republic

Issue Date:01.03.03

Expiry Date:29.02.08

Area:794409 ha

Managed as:Natural

Species:

Lesinterkom OOO

FSC code:SW-FM/COC-2073

Country:Russia

Continent:Asia

Address:4, Tsentralnaya street, Obyachevo, Priluzje region Komi Republic

Issue Date:02.11.06

Expiry Date:01.11.11

Area:6903 ha

Managed as:Natural

Species:Aspen Fir Abies spp. Fir Norway spruce Picea abies Spruce Scotch pine Pinus sylvestris silver birch betula pendula

Lesoval OOO (FM)

FSC code:SW-FM/COC-2072

Country:Russia

Continent:Asia

Address:Lesnaya 2/4 Syktyvkar 167026

Issue Date:01.11.06

Expiry Date:31.10.11

Area:53215 ha

Managed as:Natural

Species:Aspen Birch Betula pendula Birch Norway spruce Picea abies Spruce Scotch pine Pinus sylvestris

Swedwood Tikhvin LLC

FSC code:SW-FM/COC-2042

Country:Russia

Continent:Asia

Address:Shvedskiy proezd No 15 Tikhvin, Leningradskaya oblast, 187550

Issue Date:09.10.06

Expiry Date:08.10.11

Area:161329 ha

Managed as:Natural

Species:Aspen Populus tremula Birch Betula spp. Birch Norway spruce Picea abies Spruce Scotch pine Pinus sylvestris

Swedwood Karelia LLC

FSC code:SW-FM/COC-2041

Country:Russia

Continent:Asia

Address:Ul. Sovetskaya 11 Kalevala, Respublika Karelia, 186910

Issue Date:09.10.06

Expiry Date:08.10.11

Area:514695 ha

Managed as:Natural

Species:Aspen Populus tremula Birch Betula spp. Birch Norway spruce Picea abies Spruce Scotch pine Pinus sylvestris

Madok GmbH

FSC code:SGS-FM/COC-0849

Country:Russia

Continent:Europe

Address:RUS-174260 Malaya Vischera, ul. Lesosgotoviteley 2

Issue Date:03.12.01

Expiry Date:03.12.06

Area:31200 ha

Managed as:Semi-Natural and Mixed Plantation &
Natural Forest

Species:Scots pine, Norway apruce, Birch, Aspen

Luzales OOO (FM)

FSC code:SW-FM/COC-1733

Country:Russia

Continent:Europe

Address:M. Chovyu Syktyvkar, Komi Republic, 167005

Issue Date:30.12.05

Expiry Date:29.12.10

Area:36169 ha

Managed as:Natural

Species:Aspen Populus tremula downy birch Betula pubescens Norway spruce Picea abies Spruce Scotch pine Pinus sylvestris

OAO Belozersky lespromkhoz

FSC code:SGS-FM/COC-1828

Country:Russia

Continent:Europe

Address:161200, Vologodskaya oblast, Belozersk, ul.3 Internatsionala, 2

Issue Date:25.08.04

Expiry Date:24.08.09

Area:221492 ha

Managed as:Natural

Species:Spruce, pine, birch, aspen.

Ust Pokshengskiy LPH

FSC code:SW-FM/COC-1509

Country:Russia

Continent:Europe

Address:Lesnaya Str. 6, Yasnyi Pinega region, Arkhangelsk Oblast, 164628

Issue Date:17.05.05

Expiry Date:16.05.10

Area:236541 ha

Managed as:Natural

Species:Aspen Populus tremula Birch Betula pendula Birch Norway spruce Picea abies Spruce Scotch pine pinus silvestris

Komilesbiznes OOO

FSC code:SW-FM/COC-1499

Country:Russia

Continent:Europe

Address:52 Centralnaya Street Pomozdino, Ust Kulomskij rayon, Komi Republic, 168090

Issue Date:03.05.05

Expiry Date:02.05.10

Area:62727 ha

Managed as:Natural

Species:Aspen Populus tremula downy birch Betula pubescens Norway spruce Picea abies Spruce Scotch pine pinus silvestris
Siberian larch Larix sibirica

OAO Kai

FSC code:SW-FM/COC-1379

Country:Russia

Continent:Europe

Address:Novaja 1, Village Chus Verkhnekamskiy raion Kirov Oblast, 612 836

Issue Date:12.08.04

Expiry Date:12.07.09

Area:124203 ha

Managed as:Natural

Species:

OAO Zelennikovskoye

FSC code:SW-FM/COC-1572

Country:Russia

Continent:Europe

Address:Zelennik village , Verkhnetoyemskiy Raion Arkhangelsk Oblast, 165517

Issue Date:13.07.05

Expiry Date:12.07.10

Area:89872 ha

Managed as:Natural

Species:Aspen Populus tremula Birch Betula pendula Birch Norway spruce Picea abies Spruce Scotch pine pinus silvestris

Velskoye LPP

FSC code:SW-FM/COC-1543

Country:Russia

Continent:Europe

Address:Velsk-1, Stantsiya Vaga, Nizhny Sklad Arkhangelsk Oblast, 165151

Issue Date:13.06.05

Expiry Date:12.06.10

Area:68035 ha

Managed as:Natural

Species:Aspen Populus tremula Birch Betula pendula Birch Norway spruce Picea abies Spruce Scotch pine pinus silvestris

OAO Lesosibirsky LDK-1

FSC code:SGS-FM/COC-1987

Country:Russia

Continent:Europe

Address:662543, Krasnoyarsky krai, Lesosibirsk-3, ul. Belinskogo,16-?

Issue Date:30.12.04

Expiry Date:29.12.09

Area:219155 ha

Managed as:Natural

Species:Spruce, pine, larch, cedar, birch, aspen.

STF Strug in Pskov Model Forest (Pskov)

FSC code:SW-FM-283F

Country:Russia

Continent:Europe

Address:Kholokhinskaya 18, Strugi Krasnye Pskovskaya Oblast, 181110

Issue Date:01.08.03

Expiry Date:31.07.08

Area:18440 ha

Managed as:Natural

Species:Alder Alnus incana Alder Alder Alnus glutinosa Alder Birch Betula spp. Birch Norway spruce Picea abies Spruce Quaking aspen Populus tremuloides Aspen Scotch pine pinus silvestris

Koigorodskiy Leskhoz FGU

FSC code:SW-FM/COC-1860

Country:Russia

Continent:Europe

Address:6 Naberezhnaya Street p. Koidin, Koigorodskiy Rayon, Komi Republic, 168183

Issue Date:20.04.06

Expiry Date:19.04.11

Area:613301 ha

Managed as:Natural

Species:Aspen Populus tremula Birch Betula spp. Birch Norway spruce Picea abies Spruce Scotch pine Pinus sylvestris

付属資料 4

ロシアFSC-CoC 認証企業、全 38 社(2007 年 2 月時点)

Bijskaia Mebelnaia Fabrika FSC code:GFA-COC-1304

Country:Russia Continent:Europe
Address:Matrossowa Str., 30, Bijsk 659316, Altai Region
Issue date:31.01.06 Expiry date:30.01.11
Products:Laminated wood made of birch

Finleskom FSC code:SW-COC-1580

Country:Russia Continent:Europe
Address:pr. Bumazhnikov 2/2 Syktyvkar, Komi Republic, 167026
Issue date:19.07.05 Expiry date:18.07.10
Products:Saw logs Pine and spruce saw logs Logs - plywood Birch and pine logs

ICE Titan Ltd. FSC code:SW-COC-1718

Country:Russia Continent:Europe
Address:Office "Titan", Pomorskaya 7 Arkhangelsk, 163 000
Issue date:12.12.05 Expiry date:11.12.10
Products:Pulpwood Spruce, pine, birch, aspen Saw logs Pine and spruce

JSC " Belozersky Lespromkhoz " FSC code:SGS-COC-2080

Country:Russia Continent:Europe
Address:161200, Vologodskaya oblast, Belozersk, ul. 3-Internationala, 2
Issue date:22.03.05 Expiry date:21.03.10
Products:Production of sawn timber, plates

JSC "Arkhangelsk PPM"/JSC "Arkhum" FSC code:SW-COC-1789

Country:Russia Continent:Europe
Address:1, Melnikov street, Novodvinsk Arkhangelsk region, 164900
Issue date:21.02.06 Expiry date:20.02.11
Products:Pulp Sulphate pulp - bleached hardwood 12000

JSC Cherepovetsles FSC code:GFA-COC-1259

Country:Russia Continent:Europe
Address:Lenin str. 80, 162600 Cherepovets
Issue date:31.05.05 Expiry date:30.05.10
Products:Round wood, sawn timber and chips from spruce, pine, aspen and birch

JSC Fanplit FSC code:GFA-COC-1292

Country:Russia Continent:Europe
Address:Komsomolskaia Str. 2, 156961 Kostroma
Issue date:01.11.05 Expiry date:31.10.10
Products: Birch plywood, particleboard

JSC Onega Sawmills	FSC code:GFA-COC-1194
Country:Russia	Continent:Europe
Address:Gutina str. 2, Onega-2, 164842 Arkhangelsk Region	
Issue date:14.10.05	Expiry date:13.10.10
Products:Spruce and pine sawn timber and chips	
JSC Solombala Sawmills	FSC code:GFA-COC-1154
Country:Russia	Continent:Europe
Address:Dobrolubov str. 1/1, 163012 Arkhangelsk	
Issue date:11.01.06	Expiry date:10.01.11
Products:Spruce and pine sawn timber, chips, saw dust	
Koilestrans OOO	FSC code:SW-COC-1816
Country:Russia	Continent:Europe
Address:Ul. Naberezhnaya 70, selo Koigorodok Koigorodskiy rayon, Respublika Komi, 168170 RUSSIA	
Issue date:07.03.06	Expiry date:06.03.11
Products:Logs Sawlogs spruce, pine Logs - pulpwood Birch, Aspen, Spruce, Pine Logs - plywood Birch logs for plywood production	
Komiles OAO	FSC code:SW-COC-1645
Country:Russia	Continent:Europe
Address:Ul. Kuratova 83 Syktyvkar, Komi Republic, 167982	
Issue date:27.09.05	Expiry date:26.09.10
Products:Pulpwood Pine, spruce, birch, aspen	
Komilessnab OOO	FSC code:SW-COC-1562
Country:Russia	Continent:Europe
Address:29 Shkolnaya Street Syktyvkar, Respublika Komi, 167009	
Issue date:06.07.05	Expiry date:05.07.10
Products:Logs - pulpwood Logs - softwood	
Kosikha and Nalobikha Sawmills	FSC code:SA-COC-1137
Country:Russia	Continent:Europe
Address:contact addres: Swallowfield, Eastergate Lane, Eastergate, Chichester West Sussex, PO20 6SJ, United Kingdom	
Issue date:17.03.00	Expiry date:13.11.09
Products:Round and sawn timber of Birch, Pine, Aspen produced by the Kosikhinsky Forest Enterprise sawmills	
Kotlas Pulp & Paper Mill	FSC code:GFA-COC-1285
Country:Russia	Continent:Europe
Address:Koryazhma, 165651 Arkhangelsk Region	
Issue date:09.03.06	Expiry date:08.03.11
Products:Pulp, paper, cardboard	
Kustyshev NM	FSC code:SW-COC-1267
Country:Russia	Continent:Europe
Address:Ul. Rucheynaya 5 Vukhtym, 168131 Priluzskiy Rayon, Komi ,	
Issue date:12.07.04	Expiry date:11.07.09

Products:Lumber softwood, undried Logs - pulpwood Aspen and birch Saw logs - softwood Spruce and pin

Lesoval OOO

FSC code:SW-COC-1807

Country:Russia

Continent:Europe

Address:Pervomaiskaya 114 Syktyvkar, Republic of Komi, 167000 RUSSIA

Issue date:02.03.06

Expiry date:01.03.11

Products:Firewood various species and quality 1000 Logs pine and spruce saw logs 43000 Logs - pulpwood Spruce, pine, birch, aspen logs 70000 Logs - plywood Birch logs plywood grade 6000

Lesresurs OOO

FSC code:SW-COC-1956

Country:Russia

Continent:Europe

Address:Kuratova 4, office 305 Syktyvkar, 168105 RUSSIA

Issue date:19.07.06

Expiry date:18.07.11

Products:Firewood various quality and species Saw logs pine and spruce saw logs Logs - pulpwood Spruce, pine, birch and aspen pulpwood Logs - plywood Pine and birch plywood logs

Novoyeniseisky Forest Chemical Complex (NE FCC)

FSC code:SA-COC-1351

Country:Russia

Continent:Europe

Address:1, 40 let Oktyabrya str., Lesosibirsk-6, Krasnoyarsk krai, 663131, Russia

Issue date:25.03.04

Expiry date:24.04.09

Products:Sawn timber

OAO Lesosibirsky LDK-1

FSC code:SGS-COC-2025

Country:Russia

Continent:Europe

Address:662543, Krasnoyarsky krai, Lesosibirsk-3, ul. Belinskogo,16-?

Issue date:04.02.05

Expiry date:03.02.10

Products:Production of sawn timber, plates

OAO Noshulskij LZK

FSC code:SW-COC-1073

Country:Russia

Continent:Europe

Address:Sovetskaja str. 33, Noshul, Priluzhskij reg., Republic Komi, 168150,

Issue date:15.08.03

Expiry date:14.08.08

Products:

OJSC "Mondi Business Paper Syktyvkar"

FSC code:SW-COC-1815

Country:Russia

Continent:Europe

Address:2, Bumazhnikov pr. Syktyvkar, Republic of Komi, 167026 RUSSIA

Issue date:07.03.06

Expiry date:06.03.11

Products:Firewood various quality mixed species Logs Saw logs pine and spruce Logs - pulpwood spruce, pine, birch and aspen for pulp production Logs - plywood pine and birch for plywood production

OJSC Pulp and Cardboard Mill (OAO)

FSC code:EP-COC-R380057

Country:Russia

Continent:Europe

Address:1 Mira ul., Bratsk town Irkutsk region 665718

Issue date:17.10.06

Expiry date:17.10.11

Products:Bleached sulfate softwood pulp of mark "Super-Extra" Bleached sulfate hardwood pulp of mark "Super-Extra" Linerboard of mark KA

OOO IlimSeverLes

FSC code:GFA-COC-1226

Country:Russia

Continent:Europe

Address: Betriebsleitung OAO Kotlassky CBK · Korjaschma, 165651 Archangelsk Oblast

Issue date: 31.01.06

Expiry date: 30.01.11

Products: Round wood

OOO Luzales

FSC code: SW-COC-1040

Country: Russia

Continent: Europe

Address: Sovetskaya str. 1 Obyatchevo, Republic Komi 16813,

Issue date: 01.08.03

Expiry date: 31.07.08

Products: Logs 330000 Lumber 10000, wood chips FSC pure

OOO LZK Lunvozh

FSC code: SW-COC-1625

Country: Russia

Continent: Europe

Address: 14 Yuzhnyi per. Murashi, Kirov oblast, 613710

Issue date: 12.09.05

Expiry date: 11.09.10

Products: Lumber Pine and spruce sawn wood 500 Logs - pulpwood Pine, spruce, aspen and birch Logs - softwood Pine and spruce saw logs

OOO Mag

FSC code: SW-COC-1595

Country: Russia

Continent: Europe

Address: 1 Trudovaya Ulitsa Obyachevo, Priluzskiy rayon, Respublika Komi, 168130

Issue date: 02.08.05

Expiry date: 01.08.10

Products: Lumber (softwood) Logs - plywood Logs - hardwood Logs - softwood

OOO Verkhnyaya Lopya

FSC code: SW-COC-1590

Country: Russia

Continent: Europe

Address: Izyashor Priluzskiy rayon, Komi, 168130

Issue date: 28.07.05

Expiry date: 27.07.10

Products: Lumber (softwood) unseasoned Logs - pulpwood Logs - plywood Logs - softwood

Priluzles LZK OOO

FSC code: SW-COC-1800

Country: Russia

Continent: Europe

Address: Tsentralnaya 4, Obyachevo Republic of Komi, 168130 RUSSIA

Issue date: 27.02.06

Expiry date: 26.02.11

Products: Logs unprocessed tree stems 50800

Sawmill 25" JSC

FSC code: SW-COC-1716

Country: Russia

Continent: Europe

Address: Ul. Postysheva 26 Arkhangelsk, 163025

Issue date: 12.09.05

Expiry date: 12.08.10

Products: Lumber Spruce and pine lumber

Severniy les OOO

FSC code: SW-COC-1801

Country: Russia

Continent: Europe

Address: Kuratova 18, office 5 Syktyvkar, Republic of Komi, 167000 RUSSIA

Issue date: 27.02.06

Expiry date: 26.02.11

Products: Firewood various species and quality 2000 Logs pine and spruce saw logs 12000 Lumber Spruce and pine, various dimensions and quality 3500 Logs - pulpwood birch and aspen pulpwood logs 33800 Logs - plywood Birch plywood grade logs 3000

Severniy LES OOO

FSC code: SW-COC-1817

Country: Russia

Continent: Europe

Address: Internatsionalnaya 157, ofis 203 Syktyvkar, Republic of Komi, 167000 RUSSIA

Issue date: 07.03.06

Expiry date: 06.03.11

Products: Logs Spruce and pine saw logs 26500 Logs - pulpwood deciduous and coniferous logs for pulmill 80500

Syktyvkar Plywood Mill

FSC code: SW-COC-1254

Country: Russia

Continent: Europe

Address: 66 Ukhtinskoye shossee Syktyvkar, 167026

Issue date: 24.06.04

Expiry date: 23.06.09

Products: Plywood birch, pine and mixed natural and coated plywood 130000

Sysolskiy LK OOO

FSC code: SW-COC-1814

Country: Russia

Continent: Europe

Address: Sovetskaya 13 a, Vizinga Sysolskiy rayon, Republic of Komi, 168100 RUSSIA

Issue date: 07.03.06

Expiry date: 06.03.11

Products: Logs - pulpwood spruce, pine, birch, aspen 40000 Logs - plywood birch and pine plywood logs 2000 Logs - softwood spruce and pine saw logs 12000

Timber Production Pricebatch Ltd.

FSC code: SA-COC-1138

Country: Russia

Continent: Europe

Address: contact address: Swallofield, Eastergate Lane, Eastergate, Chichester, West Sussex, PO20 6SJ, United Kingdom

Issue date: 17.03.00

Expiry date: 13.11.09

Products: Small wooden items including hairbrushes, combs, soap dishes, ash trays, massagers and cosmetic sundries

Topaz OOO

FSC code: SW-COC-1813

Country: Russia

Continent: Europe

Address: Internatsionalnaya 108, office 403 Syktyvkar, Republic of Komi, 167000 RUSSIA

Issue date: 07.03.06

Expiry date: 06.03.11

Products: Firewood mixed species various quality firewood 1000 Logs - pulpwood spruce, birch and aspen pulpwood logs 12100 Logs - plywood Birch and pine logs for plywood production 700 Logs - softwood Spruce and pine sawlogs 1700

Vizindor OOO

FSC code: SW-COC-1818

Country: Russia

Continent: Europe

Address: Ul. Naberezhnaya 23, selo Vizinga Sysolskiy rayon, Republic of Komi, 168100 RUSSIA

Issue date: 07.03.06

Expiry date: 06.03.11

Products: Lumber (softwood) Spruce and pine lumber 12000

VM Invest Ltd.

FSC code: GFA-COC-1296

Country: Russia

Continent: Europe

Address: Novy Arbat 21, 119019 Moscow

Issue date: 17.11.05

Expiry date: 16.11.10

Products: Various round wood

Yaspoles OOO

FSC code: SW-COC-1828

Country: Russia

Continent: Europe

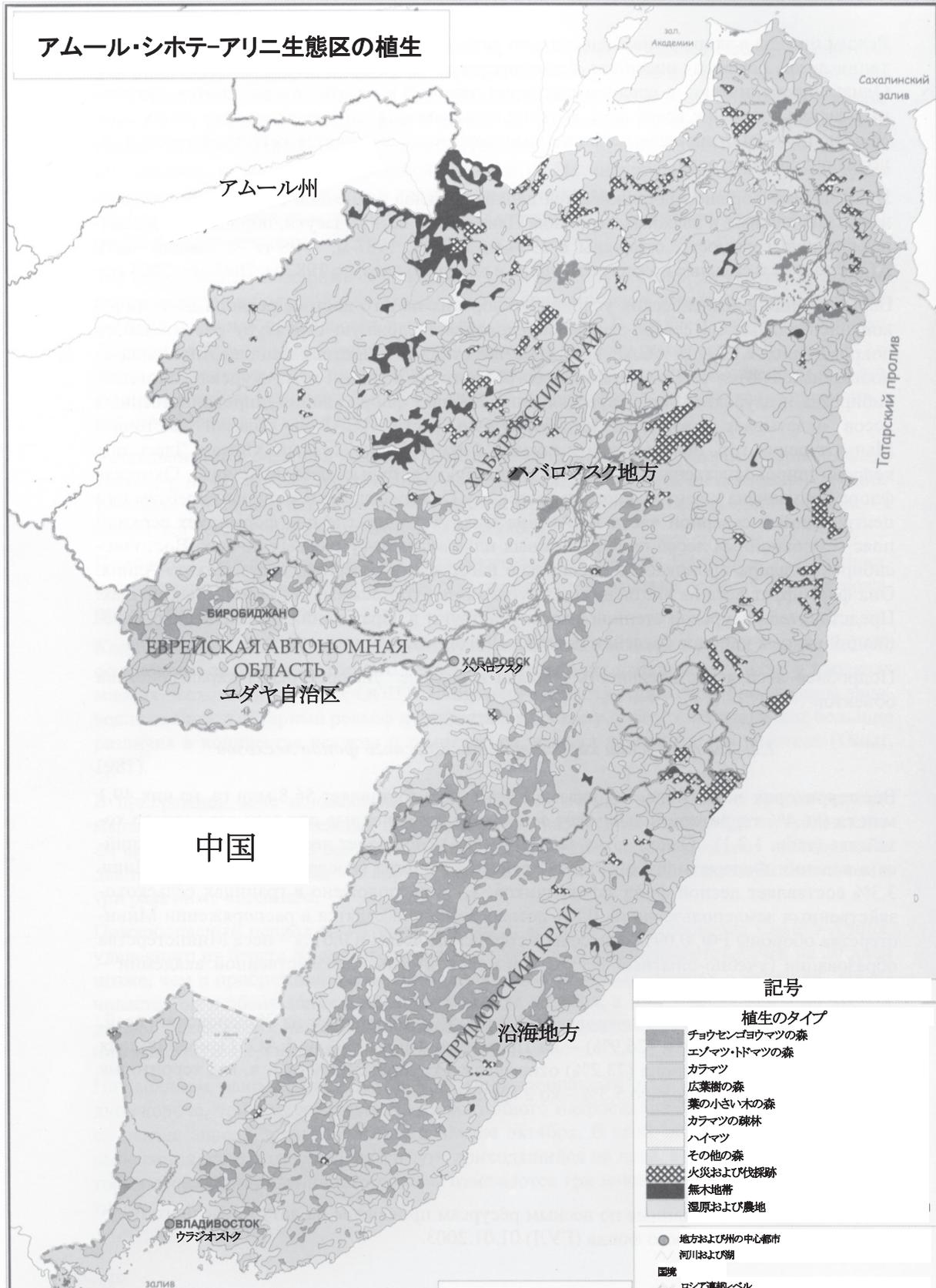
Address: Ul. Karla Marksa 197, office 509 Syktyvkar, Republic of Komi, 167000 RUSSIA

Issue date: 15.03.06

Expiry date: 14.03.11

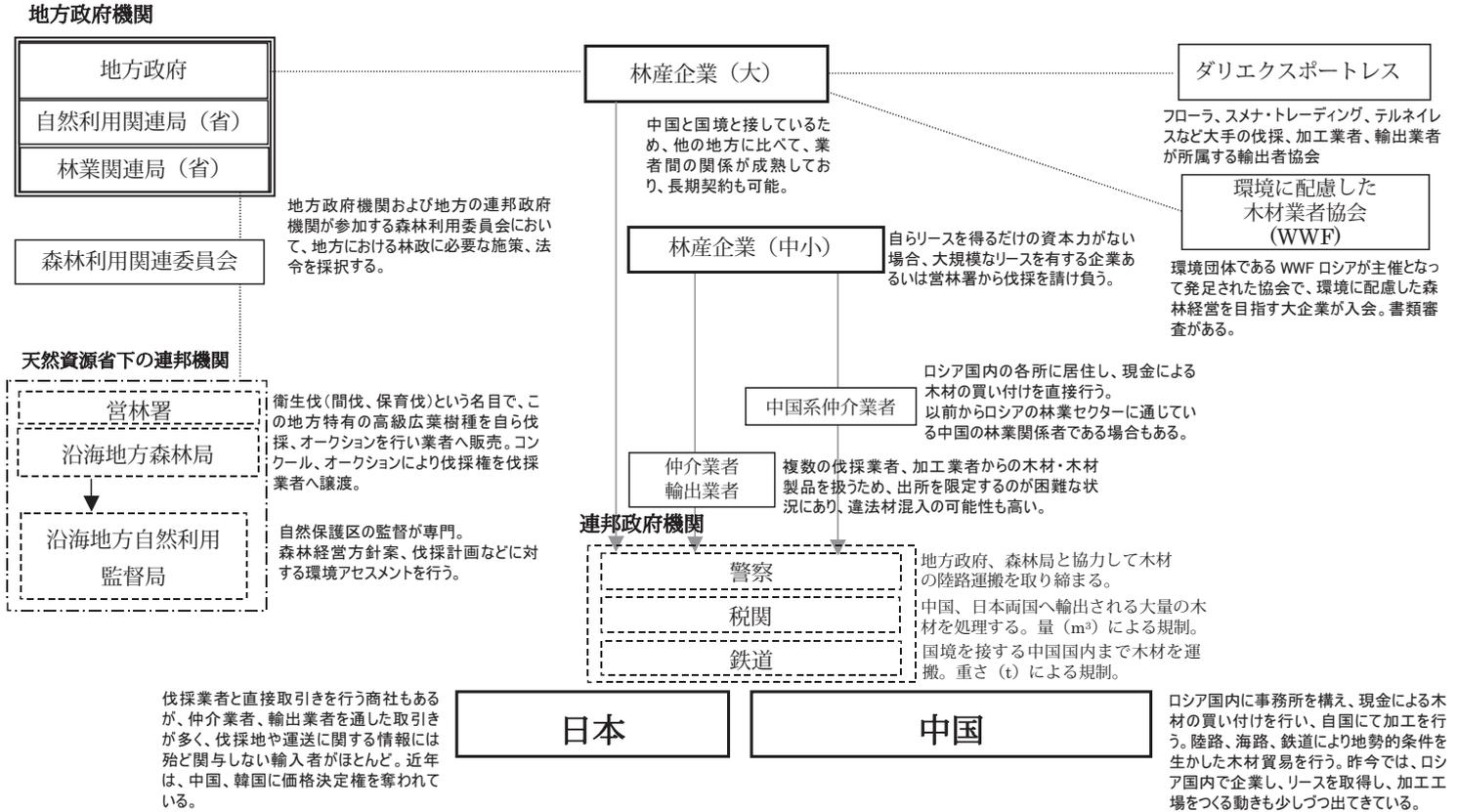
Products: Logs pine and spruce saw logs 11000 Logs - pulpwood pine, spruce, birch, aspen 29000 Logs - plywood birch plywood grade logs 5000

付属資料 5



付属資料 6

極東森林分野の現状



作成：FoE Japan

付属資料 7

ダリエクスポートレス内部認証(質問事項)

Проект (1-я редакция, 22.08.2006 г.)

РЕЗУЛЬТАТ АУДИТА

Аудит ДЭЛ ЭКСПЕРТИЗА АССОЦИАЦИИ ДЭЛ ЛЕГАЛЬНОСТИ ЭКСПОРТА ЛЕСОПРОДУКЦИИ	
--	--

1. Юридический (законный) статус компании, общая легитимность деятельности.	
1.1. Наименование предприятия или компании	
1.2. Юридический адрес	
1.3. Организационно-правовая форма собственности предприятия по ОКПОФ (ОАО, ЗАО, ООО, ЧП, дочерняя фирма и т. д.)	
1.4. Законный статут предприятия или компании – основной государственный регистрационный номер предприятия (ОГРН)	
1.5. Регистрация предприятия или компании – идентификационный номер налогоплательщика (ИНН)	
1.6. Род деятельности по ОКВЭД (ОКПО, ОКОНХ)	
1.7. Юридические документы предприятия и их регистрация	
1.8. Наличие или отсутствие долга по отчислениям в бюджеты всех уровней	
1.9. Анализ взаиморасчётов с бюджетами (акты сверки, акты из налоговых органов, справки)	
1.10. Своевременность уплаты налогов всех уровней – федерального, краевого, районного	
1.11. Наличие задолженности на дату проверки	
1.12. Размер задолженности по уплате налогов	

1.13. Величина начисления подходного налога и налога на имущество	
1.14. Своевременность уплаты налога на имущество	
1.15. Состояние уплаты арендных платежей, лесных податей, неустоек и штрафов	
1.16. Структура себестоимости по элементам затрат	
1.17. Годовой объём заготовки	
1.18. Годовой объём производства деловой древесины	
1.19. Годовой объём реализации продукции, всего	
1.20. Годовой объём реализации продукции, в том числе	
1.20.1. на внутренний рынок	
1.20.2. на внешний рынок	
1.20.3. на лесопиление всего	
1.20.4. из него для собственных нужд	
1.20.5. для продажи внутри страны	
1.20.6. для поставок на экспорт	
1.21. Наличие документов, подтверждающих законность приобретения круглого леса у других предприятий	
2. Доступ к землям лесного фонда и лесным ресурсам, документирование прав пользования	
2.1. Имеет ли предприятие договор аренды лесного фонда	
2.2. Выполнение условий договора аренды	
2.3. Уплата арендных платежей за пользование лесным фондом	
2.4. Наличие задолженности по оплате лесных податей	
2.5. План (проект) организации рубок главного пользования	
2.6. Предусматривает ли компания в своей работе политику содействия сохранению экологии	
2.7. Наличие планов противопожарных мероприятий	
2.8. Выполнение конкурсных условий и договоров аренды, предусмотренных при передаче лесосечного фонда	

3. Системы управления компанией, технология производства лесопроductии, система управления качеством, устойчивое лесопользование, мониторинг за движением лесопроductии на экспорт	
3.1. Структура управления компанией (предприятием)	
3.2. Организация приёма на работу и увольнения работников, система ведения трудовых книжек	
3.3. Действующая система оплаты труда	
3.4. Средняя заработная плата на предприятии	
3.5. Имеет ли предприятие (компания) сертификат международной организации по стандартизации (iso 14001)	
3.6. Сертифицирован ли заготавливаемый предприятием круглый лес, независимой международной организацией (например fsc, pefc, mtcc, let, sfi и др.)	
3.7. Система учета движения лесопроductии	
3.8. Технология заготовки лесопроductии (сортиментная, хлыстовая)	При разработке лесосек используется технология с применением агрегатной техники: харвестер + форвардер; вальщик с бензопилой + форвардер; валочно-пакетирующая машина + скидер; бензопила и трелёвочный трактор. Раскряжёвка на сортименты на верхних складах: РС-200; РС-2200 с харвестерной головкой. Использование технологий регламентируется «Руководством по применению многооперационной колёсной техники на лесосечных работах а различных лесорастительных условиях» (приложение 3.1.).
3.9. Соблюдение правил и технологии заготовки (наличие актов приёма лесосек, размеры предъявленных неустоек)	Лесозаготовительные работы организуются по «Лесоводственным требованиям к технологическим процессам лесосечных работ» Федеральной службы лесного хозяйства России (приложение 3.2.) и «Положению по контролю за выполнением лесохозяйственных требований при рубках главного и промежуточного пользования в лесах Дальнего Востока» (приложение 3.3.). Разработка лесосек производится согласно «Положения по организации и проведению лесозаготовок на крутых склонах в лесах северного Сихотэ-Алиня» (приложение 3.4.), а также с согласно «Приморской технологии лесосечных работ, обеспечивающая сохранение подроста и молодняка» (приложение 3.5.). Общий размер неустоек, выявленных при освидетельствовании лесосек за 2005 г. составили 3312,4 тыс. руб., т. е. 7,4 руб./кбм или 550 руб./га.
3.10. Оборудование мест разделки хлыстов на сортименты средствами сортировки по размерам, по качеству	Раскряжёвка хлыстов на сортименты производится на верхних складах, сортименты укладываются в штабели. С погрузочных площадок древесина отгружается на автомобильный транспорт и вывозится в порт-пункты. Разгруженная с автомобилей древесина в порт-пунктах сортируется по породам и укладывается в штабели-накопители.
3.11. Каким образом предприятие избавляется от отходов производства	Очистка лесосек от порубочных остатков производится согласно «Положения по очистке мест рубок в лесах Приморского края» (приложение 3.6.). Отходы производства, образующиеся в п. Пластун, вывозятся на оборудованный по противопожарным требованиям полигон отходов.
3.12. Соблюдение требований пожарной безопасности	Выполнение противопожарных мероприятий при лесосечных работах производится согласно приложений к договорам аренды, планов рубок главного пользования и ведения лесного хозяйства, а также «Правил пожарной безопасности в лесах Российской Федерации».

3.13. Соблюдений требований санитарных правил и охраны труда	Все лесозаготовительные, погрузочные, лесотранспортные и складские работы на предприятии осуществляются и контролируются согласно действующим правилам по охране труда, разработанным технологическим картам, инструкциям и приказам предприятия.
3.14. Механизм самоконтроля деятельности предприятия в соответствии с природоохранным государственным законодательством и местным самоуправлением по вопросам защиты окружающей среды	<p>На предприятии разработана и выполняется «Программа комплексного мониторинга ОАО «Тернейлес» по лесопромышленному и лесопользованию». Мониторинг проводится по следующим видам деятельности:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Изъятие древесных ресурсов (заготовка, разделка, вывозка, площади пройденные рубкой); 2. Строительство и эксплуатация лесовозных дорог; 3. Лесовосстановление; 4. Защита леса от пожаров, болезней и вредителей леса; 5. Побочное пользование на арендной территории; 6. Природоохранные мероприятия; 7. Охрана труда и техника безопасности; 8. Работа с персоналом. <p>Результаты комплексного мониторинга ежегодно выставляются на сайт предприятия. На предприятии имеются проекты ПДС, ПДВ, лимиты на размещении отходов.</p>
3.15. Организация контроля за качеством лесопроductии	Качество разработки лесосек контролируется на лесозаготовительных участках техноруками и инженерами ПТО. Качество лесопроductии в порту контролируют инженеры по качеству. При обнаружении брака незамедлительно информируется руководство лесозаготовительного участка или поставщика лесопроductии. Бракованная продукция укладывается на арестплощадку, приглашается представитель участка или поставщика для решения вопроса по устранению брака.
3.16. Наличие на предприятии службы (официального ответственного лица) по обучению персонала действующим стандартам, правилам разделки хлыстов, обеспечению стандартами и поверенным мерным инструментом	На предприятии разработана система обучения и аттестации браковщиков-контролёров. Аттестация проводится ежегодно, протоколы хранятся в отделе кадров. Ответственными за качество обучения и аттестацию контролёров являются инженеры по качеству.
3.17. Наличие журнала проведения периодических проверок качества вырабатываемой продукции	
3.18. Паспорта сделки на продажу круглого леса, заготовленного предприятием	На 2006 г. на поставку лесопроductии на экспорт предприятием заключены контракты с фирмой Сумитомо: TER/06-0001, TER/06-0002, TER/05-0003, TER/06-0003, TER/06-0004, TER/06-0005. Все контракты, согласно законодательству, зарегистрированы в банке
3.19. Система учёта поступающей лесопроductии на экспорт	Предприятие ведёт продажи лесопроductии на рынках Японии, Республики Корея, Китая. Контроль за движением лесопроductии ведёт отдел сбыта, начиная с момента поступления её на сортировочную площадку. Данные о поступившей и принятой лесопроductии отражаются в ежедневной оперативной сводке порта. Исходя из этих сведений формируются судовые партии товара. Каждая судовая партия подтверждается аддендумом, в котором указывается номенклатура товара, его цена. Для сортировки, накопления и отгрузки лесопроductии ОАО «Тернейлес» имеет 4 площадки, расположенные в портах Пластун, Амгу, Светлая, Самарга. Технологический процесс работы порт-пунктов см. в приложении 3.7.

3.20. Ценовая политика на лесопroduкцию, продаваемую на экспорт в страны атр (японию, республику корея, китай и др. страны)	Коммерческий отдел предприятия занимается мониторингом ценовой информации. Данные собираются как из общедоступных источников, через данные предоставляемые ценовой комиссией ассоциации «Дальэкспортлес», а также предоставляемых нашими торговыми партнёрами. Согласование цен и их корректировка производится ежемесячно.
3.21. Сложившаяся по отгрузочным документам средняя цена продажи круглого леса на экспорт за отдельные периоды	Средняя цена круглого леса, поставленного на экспорт, сложилась в следующих размерах, долл. за куб. м: 1 квартал 2005 г. – 81, 1 квартал 2006 г. – 90, 2 квартал 2005 г. – 79, 2 квартал 2006 г. – 93. 3 квартал 2005 г. – 79, 4 квартал 2005 г. – 85.
3.22. Величина налогов на один куб. м заготавливаемой и реализуемой лесопroduкции	
3.23. План купли-продажи лесопroduкции торгующими предприятиями	План продаж формируется на основании плана производства. Пример, за 6 месяцев 2006 г., тыс. куб. м: План производства ОАО «Тернейлес – 184,7, План поставок комитентов – 120,0, Всего – 304,7. Отгружено круглого леса, включая остатки предыдущего года – 322,3.
3.24. Наличие у предприятия и торгующих компаний «экологического паспорта»	

付属資料 8

WWF、環境に配慮した木材企業協会メンバー27社

- [Ilim Pulp Corporation](#)
- [JSC Volga](#)
- [JSC Arkhangelsk PPM](#)
- [JSC Solombala Sawmill](#)
- [CJSC Kartontara](#)
- [JSC Solikamskbumprom](#)
- [JSC Terneyles](#)
- [Lesintercom Ltd.](#)
- [CJSC TAMAK](#)
- [JSC LHK Cherepovetsles](#)
- [JSC Northern Timber Partnership – Sawmill No. 3](#)
- [Dammers Ltd.](#)
- [CJSC Sawmill No. 25](#)
- [CJSC Lesosibirsk Sawmill No. 1](#)
- [Swedwood-Tikhvin Ltd.](#)
- [CJSC Fankom](#)
- [Siberian Silver Pine – Management Ltd.](#)
- [JSC Zalaznensky Timber Company](#)
- [CJSC VM-Invest](#)
- [Cardinal Ltd.](#)
- [CJSC Les Export](#)
- [Premium-Les Ltd.](#)
- [Eniseylesozavod Ltd.](#)
- [JSC Priozersky DOZ](#)
- [JSC Arkhangelsk LDK No. 3](#)
- [Technoclassic Ltd.](#)

付属資料 9

新ロシア森林法に関する批評

(タイガレスキューネットワークによる森林法へのコメント、仮訳)

2007年1月

ロシア新森林法が1997年の旧森林法に代わって2007年1月1日から発効した。新森林法は、5万人以上の森林資源の利用者と産業森林を扱う企業、(ヨーロッパの領土と比較して)10億ヘクタール以上の領土を有するロシア連邦内の全ての森林に対して適応され、20万人に雇用を与える。

新森林法は、森林の経営および管理において旧森林法とは全く別のものであり、重要な修正が施されている。この点や他の関連事項は、森林の管理および保全に関わるすべてのセクターから強く批判されてきた。

当該法に関する重要点および問題点の要約は以下の通り

地方分権化: 森林管理は連法から地方レベルに地方分権化されている。地域の森林管理の構造を組織する方法は、国家レベルでは依然として完全なものにされていない。多様な地域モデルは、森林法を履行するためにはさらなる副次的な法が必要となるであろうし、途上の段階である。地域での管理計画はまだ練り上げられていないので、依然として評価することはできない。森林法はすでに発効しているのであるが、木材、水、非木材林産物、鉱物、生物多様性を含む天然資源に基礎を置いた森林経営と総合的な森林管理はそれが現れるまでは無秩序の傾向を提示するであろう。

私有化: 森林法は森林の私有化を認めている。この法は、森林の所有権と土地の保有権とを関連付けている(森林の生態系を二次的に重要なものとしかみない)。しかし、いかに森林法と土地法が関連付けられるかを明確にしておらず、農業及び都市における森林利用や森林の土地保有権を有する土地以外での植林地の問題は定義されないままになっている。

地域住民の権利: 森林法は、森林地帯での伝統的な生活を行う先住民や地域の社会に関する憲法上の権利を十分に保障していない。

森林利用タイプの新しい分類: これは、ロシアの分類制度をより国際的な制度と一致させる一方で、保全されてきた森林のタイプにおける幾つかの分類はもはや存在せず、従ってそれらの保全が維持できなくなるであろう。

森林資源利用のタイプの列挙: これには、鉱物資源の採取、建設工事、道路、パイプラインを含めることまで拡大している。この法では、多くの部分で産業の増強および森林利用領域の拡大に焦点があてられている。森林地帯での建設や開発に関する規制は、非常に減少してきている。

環境影響評価: これは、森林地帯でのいかなる開発に対しても、森林法の下ではもはや必須の要求ではない。

一般参加:1条7項は森林経営に関する意思決定に際して、市民及び市民社会の参加について言及しているが、これ以降の文書では他のいかなる場所にも述べられていない。市民参加の仕組みは全体的に欠如している。

用語を定義する章や条文の欠如:どの章や条文でも、「森林」など文中で使用されている多くの用語に対する定義を載せておらず、従って多くの単語がこの法の様々な部分において様々な意味で使われている。このことは、森林法を履行するために立法される地方法において、定義上の大きな格差を生む結果にもなるだろう。その結果、地域相互の連携と管理を非効率的かつ無駄に複雑化し、ロシア連邦内の法律用語の定義が取ってつけたような体裁になるであろう。

一般人のアクセス:森林や森林利用に対する一般人のアクセスを規制する条項にも関わらず、野生の果実や木の実、きのこ、その他の非木材林産物を収穫する市民の権利を保障する仕組みは依然として曖昧であり、規定されていない。また森林利用において、根本的に異なる利害を有する森林資源の利用者間の利害衝突を解決する仕組みが存在しない。

森林の借地契約は10年から49年の間で認められている(採鉱やパイプラインのような技術的な利用は最低1年間の借用)。転貸も認められており、持続可能的に森林を利用するか借用の終了時にはしかるべき状態で引き渡すといった、不明確な義務がリース受領者に定められている。生物多様性の保全や社会的問題の解決に関するいかなる義務も欠如しているのは明らかである。

保護区:保護区の指定はより複雑化するだろう。地域的な境界をまたぐ地区は、複数の地域当局に統治されるだろうし、非林地が連邦レベルで管理される一方で、林地は地域レベルで管理されるであろう。保護対象の森林や保護区内の森林における伐採規制は大幅に減少し、唯一の規制として保護区や公園、都市の森林内での皆伐禁止だけが残されるであろう。森林タイプの再分類により、多くの現存する保護地は廃止されるか保護をより低いレベルに降格されてきている。

違法伐採:新森林法は、商業的な伐採ビジネスのための森林リースの機会を増加させることにより、貿易目的の非合法かつ破壊的な木材の伐採をも増やす一方、持続可能的に森林を管理するためのリース受領者の義務は少なくなっている。ロシアと中国間の木材取引は、すでに東部ロシアの森林破壊の主たる原因になっており、そのほとんどが非合法的あるいは半合法的に行われている。地方分権化された森林ガバナンスに向けた移行期間にある森林法自体が、非合法的な伐採や貿易が増加する環境を助長するだろう。

コミュニティに基づく小規模なビジネスは、大企業および外資系企業に有利である森林貸借の新方式に際してはうまくいかないであろう。森林貸借の一部がコミュニティに与えられることは示されていない。このことは、地域のコミュニティが林産業により持続可能的な生活を営む機会を、より少なくすることを意味するだろう。同時にこれは、ロシアの地方にある森林に依存した共同体における社会的・経済的問題をも付加することになるだろう。これは、貧困のために非合法的な森林活動(新森林法の条件下では当然ともいえる)の増加をももたらし得る。

過渡期:既存の貸借合意や伐採許可が段階的に廃止され、新法で簡素化される変遷過程で、困難な事態や規制が難しい状況が生じるであろう。森林管理構造の再編成は、地方での大量の失業とその結果生じる社会問題と違法伐採の増加の原因となり得るであろう。

結論

ダイガレスキューネットワークは、北方林地域に広がる 200 以上の民間 NGO のネットワーク(ロシアの約 25 団体組織を含む)であり、地域の共同体や現地の森林に頼っている国民の有効な権利を保障すべき森林法の失敗により、森林政策および森林管理における市民参加のための仕組みが用意されないことを特に懸念している。森林法はロシアが、ペテルブルグ宣言や生物多様性会議のような国際的な法的な約束や合意を実現させるキャパシティーがないことを表している。したがって、TRN は、国際的な共同体において多くの人により行われている、21 世紀の持続可能な森林の法的仕組みを実現させるための誠実な努力と正反対である、理解し難く、あいまいな森林法が発効した結果として、急速に展開しつつある緊急事態に対して国際世論の注目を喚起されることを望んでいる。

TAIGA RESCUE NETWORK

www.taigarescue.org

January 2007

付属資料 10

ロシア連邦森林法典 2006、と法令「ロシア連邦の森林法の制定について」 についてのコメント(シェインガウス博士、仮訳)

この法令が法典に対して短期間のみ施行されるものであっても、森林法務における新しい流れを解釈する際に原則的ともいえる要素を含んでいることから、両方は同時に検討されるべきである。

このコメントは、個人的に森林法務に携わった経験があり、森林資源利用に関する専門家として諸問題を検討した筆者の見地を反映していることは言うまでも無い。他の分野の専門家たちならば、この法令や法典に対して異なった解釈を与えるかもしれない。

この新法典は、多くの否定的な指摘を受けたが、当然ながら良い面もあり、議論を重ねることができる点もいくつか存在する。前法典から引き継がれている部分もあるが、新たに言い換えられるか、より良い言い回しを含んでいる部分もある。

前進した点の一つは、市民による森林への立ち入り制限と禁止に対し、法典(11条6項)に述べられている以外の理由を明確に禁じていることである。この制限と禁止は、法典中では特記されてはならず、詳細は今後のロシア連邦の決定に委ねられている。

保護区域や他の指定地域における木材加工場建設の禁止は有用である(14条2項)。

本法典 50 条中に記述されているセーフガードもよいが、前ハバロフスク地方森林法典に記載されていた方が、より良く明確な言い回しであった。

71 条 3 項は、ロシア連邦の民法上に記載される森林貸借制度と関連している。この項は、新規性を含んでいると言える。しかしながら、「この法典に記述されていない限り」という記述は、他の分野の法典よりも民法が優先されることになるため、不適切である。

新時代の合意形成のあり方を取り決める特権について記述している第 72 条 5 項もまた前進である。しかし、法典としては、最終的決定の段階に言及し、新しい貸借協定を調節するだけでなく、貸借を自動的に延長できる優先権を与える必要がある。管理により前向きな結果が得られた場合、貸借を延長できる権利が貸借人に与えられる、「グリーンリース」(カナダの概念)は、最も適切な取り決めである。もし貸借人が全ての貸借条件を満たし続けた場合、貸借人と森林の所有者に平等の合意が得られるならば、その貸借は永続的になる。ただ、そのような基準はハバロフスク地方の前森林法に既に存在してはいた。オークション(競売)の方法については、前法典よりも具体的な表記がされている。その方法はより明確に、透明性のあるものとなり、入札の手順、入札段階の最大数、森林の賃貸合意と立木購買契約のドラフトを明示しなければならない(79 条 6 項)。オークションの入札に参加するために支払いを行うことは、明確に禁止された(80 条 1 項)。オークションに負けた者への前払い金の返還義務、オークションの結果公表の義務を課したこともまた前進と言えるであろう。

しかしながら、不運にもこの法律には前進した点よりも、議論すべき後退した点のほうが多い。

まず、法律が規定する範囲が決定されていない。森林法務は森林関係を規定している、とかかれているだけである。(3条、1項)。しかし、どのような状況で、いつ適応されるのか、どれくらいの範囲をカバーするものなのか、などパブリックリレーションズの定義については述べられていない。特に、土地の保有期間に関しては、疑問点が多い。保有期間の制限は、法典の規範をより正確に形づくるものである。現時点では、特に森林の農地利用や土地保有期間外のプランテーションなどについて、曖昧さが多く存在する。6条は土地法で知られている基本的なことの繰り返しに過ぎず、状況を明らかにできてはいない。

この法典は、全て初めから書き上げられたようなものである。森林利用や森林管理の理論や森林法の施行において、長期にわたり、特に1990年代に得られた教訓の多くは全く参照されていない。既に数十年前に当たり前のことになっている基本的概念や基礎的な理論の総体的な分類は全く顧みられてはいない。

例えば、皆伐、段階的伐採、択伐、という三つの主伐形式の分類は、ロシアにおける森林の理論や施行において、一般的に認知されているものである。現在、現場レベルの林業機関で用いられている段階的伐採という概念は、新法典には皆伐と選択的伐採しか含んでいないために廃止されることになる。

主伐と間伐の分類もまた廃止されている。このような分類は、国際的な林業分野に存在しており、経済的、組織的に有意義なものである。この法律によれば、主伐、すなわち、成熟した森林での伐採のほとんどは商業目的であるが、間伐は、林業施行目的である。現在この法典上では、「木材の伐採」、または単なる「企業活動」のみである(29条1項)。更に、第64条は状況をますます混乱させている。この条項によると、「保育伐」や土壌保全の方法の一つである「部分的な伐採や低木の伐採」は間伐と同意義として扱われている。森林植生/生物群集と、生物群集が生息、または生息していない土地の集合体としての森林の解釈については長年にわたる苦心が重ねられてきた。このような概念は1997年の法令により、修正されているし、土地法でも森林ファンドを特別なもの、また、運営上の基盤として、土地とは切り離して扱っているので衝突はない。新森林法典は、5条において生態系は少なくとも土壌の表層土と底土、すなわち土地の上層部を含んでいるものとして定義することで、その法的な正当性を維持している。しかしながら、法典中に直接的な記述はないが、森林と土地は区分されている。

更に5条では、森林の扱い方について述べてはいるが、法の対象物としての森林の概念を提示してはいない。この新法典では、独自の方法による新しい森林の分割法を導入している。その分割法は前法典よりも適切であり、国際的な傾向に沿っている。またこの法典では、ロシア国内では一般化・習慣化されていたが、他の地域の者には分からなかった、番号による森林のグループ分けを廃止している(10条)。しかしながら、この廃止された「森林グループ」という用語の代わりになる新しい用語は提示されていない。「森林利用の種類」という新しい用語は間接的に挿入されている(1条9項)。このような用語は説得性に欠けるが、連邦森林局は「利用別の森林種」といった曖昧な表現で既に使用している。これは語源学的にも正しくない。正確な用語を使用する必要がある、それは確実に出てくるだろうが、それは恐らく非合法的、あるいは半合法的なものになるであろう。

前述された全てのことは明らかに、法典の中で使われている用語と規範についての特別な章または条文が欠落していることが原因となっている。正確な用語集の欠落は、法律が違った解釈をされる多くの矛盾や可能性があることを決定づけている。将来的に、施行の進行のペース、特に、司法面において、これらの不確かさが、多くの困難を引き起こすだろう。不運にも、いくつかの単語の概念が提示されている箇所でも、それらは混乱を招くだけになっている。

例えば、「森林用地・区画」に関する重要な用語は、67条、69条、そして92条を参照に7条に記載されている。しかしながら、これらの条項は技術的な手続きのみに宛てられており、「森林用地・区画」という概念の本質については語られておらず、それ自体が状況をますます分かり難くしている。

「森林資源」の概念もまたこの法典にとって、重要である。1条4項では、「森林」と「森林資源」を同じものとして扱っている。その場合、5条の「森林資源」は表土を含む土壌とすべての植生を含んだ生態系となる。詰まるところ5条では、森林は森林資源などの資源であると直接的に定義しているのである。しかし、他の「森林資源」の概念が後の部分で他の条項において出現してくる。11条では、市民は食物や非木材林産資源を収穫する権利を持つということを規定している。すなわち、この条項中の森林資源は原料と同等であるということである。12条3項では、森林資源の加工について、原料には適用できるが、生態系には適用できないとみなしている、など、その他もろもろ枚挙にいとまがない。

ロシアや国際的司法、生産や科学的な論文において定着している「Лесопользование (lesopolzovanie) (森林利用)」や「Деревостой (drevostoi) (林分)」などの概念は、この法典には存在していない。同時に、「Насаждение (nasazhdenie)」は広く使われているが、しばしば誤用されている。

「Насаждение (nasazhdenie)」は、既にある概念を根拠とすれば(例えば森林辞典、1986、モスクワ、2巻中など)、低木や草、きのこなど、すべての植生を含んでおり、と「phytocenosis」の概念と変わらない。この場合、「Насаждение (nasazhdenie)」が8章で記述されているオークションという形態で、一体どのように売買され得るのかは理解不可能である。また、「Насаждение (nasazhdenie)」は他の章と項に記載されているところでは、とても奇妙な性質をもち、様々な手順により実現される。

通俗化された、不明確な用語も導入されている。例えば、管理や統計の制度においては、「木材加工産業」という正しい標準用語を使用しているが、この法典は「森林加工産業」という用語を使用している。法典が森林を生態系と捉えていることを考慮すると、生態系を加工することなど不可能である。同時に、「森林法典の制定について」という法は、他の法令において、「森林の浮送」という俗語を「木材の浮送」へと、正しく変更させている。

法令は、「Эксплуатация 開発」という用語を、森林の産業や商用利用に限定している。これは、言語学的に正しくない。なぜならば、「開発する」という意味は、実務目的で体系的に利用すること(ロシア語複合辞書、モスクワ、2001)だからである。ゆえに、道路や水路の保護やリクリエーション目的での利用もまた「開発」である。つまり、保護財や生態的な資産の「開発」、ということである。このような理由から、「開発」という用語は除外されるべきであり、森林資源や機能の(様々なもの:木材や食物)目的の利用(utilization)と言う必要がある。

この法典は、森林複合管理のための調和的で明確なシステムを含んでいない。それは何よりもまず、権限の分与に関係している。管理の効率における基本原則とは、管理者の権限の範囲が、管理対象の範囲に対応していなければならない。その原則がこの法典では成立していない、つまり、権力は中央に依然として残っているにも関わらず(81項第42項)、昨今の森林管理の改革によれば、事実上の権限はロシア連邦構成主体(地方政府)へと委譲されるのであるが、その権限は82条の8ヶ条で規定されているのである。8項目が追加された83条が、この状況を少しではあるが改善してはいる。

森林管理の主体は、現在「Лесничество (lesnichestvo)(山林区)」(23条)であるが、法典中にその概念や規模は規定されていない。「Лесничество (lesnichestvo)」は、ロシア帝国時代に、基本的な森林管理の主体であった。しかしながら、1917年の10月革命後、国の管理状況、経済、森林セクターが変化し、さらに複雑化した。この法令が90年前の管理の枠組みに戻ってしまった理由は、よくわからない。また、1759箇所あった「Лесхозы (leskhozes)(営林署)」は、法典には明記されず、連邦政府から、地方政府の所属となった。それらは法人資格を持たない7743の「Лесничество (lesnichestvo)」に分割された。このように新法典は混乱を招いている。

新法典は、森林の貸借または林分の売買契約の「決定権の売買」という新しい概念が導入されてはいるが(第6～8章)、「森林資源利用の権利」は明記されていない。利用者にとっては、後者のほうが重要であるにも関わらずである。この法典には、森林から生産された製品が所有者から利用者に移る場合、という重要な事例についても定められてはいない。法典は、この場合に民法を参照するように指示しているのみである(第20条)が、民法でもこの点については同様に明確にされていない。

この法典における「利用権」という概念の欠落は、利用権の転用や禁止についての説明の欠如の原因となっている。前法典では転貸を禁止していたにもかかわらず、この法典では転貸について何も述べていないため、その状況も不確かである。「契約の成立について」という法令においては又貸しを自明のこととして扱っている。見たところ、この法令はこの十年、つまり、古い森林法典が効力をもっていた時期と、新しい法令が施行された現在においても、まったく変わっていない民法上の又貸しの概念を根拠としている。法典には、森林のロットや区画におけるリース貸借人の森林経営活動について記述されている。しかし、この法典では、誰が森林経営の費用をまかなうのか明記されていない。もし、貸す側が施行の費用を出資し、その費用をオークションの開始価格や賃貸費用に含ませるとしたら、それはあまり賛成できない。森林経営対策の必要性は、ロットや区画によって全く異なり、また、費用もまたかなり異なるものだ。

森林での鹿の放牧を含む牛の放牧や牧草の草刈りは以前から、副次的利用として考えられてきた。法典では、これらを農業・畜産(25、38条)のカテゴリーに変更した。それはそれで意味はあるのかもしれないが、農業・畜産だけでなく、森林借地の農業的利用をも規定する必要がある。現法典の形式は、国の土地借地制度の概念へ混乱を招いている。

森林の警護、保護、そして森林再生に関する特別な章があるにも関わらず、法典は森林保護制度の法的基盤を規定していない。この法典には、統合的な生物的現象としての森林に対するアプローチが存在しておらず、1条に挙げられる「強化された事項」である各条項もこの状況を打開する助けにはなっていない。

法典中の全ての文章は、巧妙に、伐採者の側が優先されたアプローチが見え隠れする。それは特に12条、1項、不適切な森林の開発に関する論述のところに顕著である。この項において際立つ森林産業は、定式化自体を付けたし可能で際限のないものへ変え、木材利用を他の森林利用の方法に比べて、優先的な位置に設定している、つまり、有無を言わず、この法典を伐採優先へと方向付けているのである。高品質な木材の必要性の強調(同じ条の3項)、例えばハイグレードな伐採の実行などがこの法典の策定者の意図を完全に暴露している。同じ条の5項は、総合的な「アプローチ」(どうして「利用」ではないのか?)について記述してはいるが、その内容は明らかではなく、不完全な個所も見受けられ、報告された対策条項は包括的ではないため、策定者の意図を正当化し得るものではない。

このように大規模な林業施行行為である伐採を、「挽き、伐り倒し、伐り出す過程」(第 16 条)としてのみ捉えることは、生物学的な、生物圏上の役割や森林の要素を理解しない者、このような要素について考えない者、そして森林を伐り出されずにある木材の束としか見ない者を作り出す可能性がある。

新法典の多くの点は、1997 年の法典と比較しても、連邦政府の裁量を超えていると言える。この傾向は、森林警護や保護について記述された 3 章で特に顕著であり、基本的な必要事項についての記述がないにも関わらず、決定権を政府へと委ねている。これはこの法典が、政治的腐敗を作り出す可能性があることを示している。

1 条 7 項には、森林管理における「政策決定における市民と市民社会団体の参加」についてと述べてあるが、法典中のこれ以後の箇所では、この概念については一言も触れられていない。このような住民と市民団体の軽視は、現代において時代錯誤である。同じ項中の「ロシア連邦法により立法される規則と方式」にある参照は、十分ではないし、林業政策決定への市民の参加の可能性を開示してはいない。

法令は適切に構成されておらず、特に 2 章に同じ表現の繰り返しが多く存在している。この章では、企業利用や住民の生活的需要のための伐採について記述すべきであり、その後で個々の森林利用について述べるべきである。

投資について記述されている第 22 条など意味のない条項も存在する。第 14 条 14 項、第 25 条、第 46 条、13 項、81 条などで述べられている、一つの森林利用の方法としての木材加工過程の扱いだが、原料の加工は森林利用には該当せず、原料や木材加工は森林関係外の産業のカテゴリーに属するものであるため、この法令外で規定されるべきものだ。

一般的に、このように粗雑に形成され、自分本位に作られた森林法は、ロシア連邦、ソビエト連邦の森林法の歴史においていまだかつて存在したことはない。同法典に対する独立した反腐敗的で生態学的な審査は、施行にそぐわないとして個別に拒否されるであろうことは疑いもない。

1997 年の法典に対して、新法は直接的な施行ではないため、多くの規約条項に分離される。この法典の施行は、非難の嵐を招くであろう。法廷において法典を適用すれば、重大な問題や不公平な決定事項を生み出すことは明らかである。なぜならば、これまでに指摘してきたこの法典の内容の多くは、特に裁判官が森林の林業施行や生物圏での役割や森林部門の活動の改良・修正に詳しくない、ということとを考慮すると、場合によっては異なった意味に解釈される可能性が考えられるためである。

明確な制度や、法律上の森林管理構造の欠如は、法典そのもの、そして法典施行下での森林管理の認識を疑わしくさせることにつながる。

アレクサンドル・シェインガウス

農科学博士、教授

経済分野部長

経済研究所

極東支部

ロシア科学アカデミー

付属資料 11

WWF、ロシア沿海地方の木材生産・供給企業の責任度を評価¹

(WWF ロシアのニュースより翻訳)

2006年9月22日

WWFロシア極東支部は、沿海地方の木材関連企業の森林経営を評価し、その結果(スコアリング)を発表した。評価は沿海地方行政当局およびモスクワ国立森林大学の協力を得て実施され、これにより、ロシア極東地方のエコリージョンにおける持続可能な森林経営がいつそう推進されることを目的としている。

評価結果は2006年9月20日、FSC(森林管理協議会)認証木材の市場拡大を考えるウラジオストックでの国際的なワークショップの中で発表された。極東地域の木材企業や地方行政当局の代表者、WWF およびグローバル・フォレスト・アンド・トレード・ネットワーク(GFTN)のコーディネイター、日本、北米、中国、ロシア各国のFTN代表者などが、同ワークショップに参加した。

沿海地方の木材関連企業の環境保護の取組を点数評価するにあたり、WWF ロシア極東支部はモスクワ国立森林大学の有識者と協力し、まず質問表を作成した。沿海地方行政当局の天然資源局に公認されたこの質問表には、生態系保全、社会、経済の側面から90の指標が含まれる。これらの指標は、FSCの原則と基準を基に考案された。

評価は3つの手順すなわち、企業が回答した質問表のとりまとめ、実地の森林評価、点数付けという作業を踏んで完成した。点数により環境保護の取組レベルを、「高水準」、「中程度」、「低水準」および「不十分」のいずれかに判定した。質問表に回答したのは沿海地域の大規模な木材関連企業18社であり、合計すると同地域で生産される木材の70%の生産高を占める。

判定の結果「高水準」とされたのは、18社のうち、テルネイレ社のみであった。「高水準」レベルとは、森林経営が国際的な基準を満たし、FSCにより認証されていることを意味し、テルネイレ社だけがこれを満足していると判定された。「中程度」、「低水準」はそれぞれ5社と8社。「不十分」とされたのは、4社だった。

「最高水準の環境保護責任を持つと評価されたことは、テルネイレ社が現在同業他社との競争を有利に展開する要素になるでしょう。製品価格への転嫁はしていないものの、当社製品の市場拡大にとって強みになっていくと考えます。わたしどもは今後も木材を増産し、販売地域を拡大する計画です」テルネイレ社執行役員ウラジミール・シェルバコフ氏は語った。

「この評価は、ロシア極東地域から木材を輸入する企業が、適正なサプライヤーを探すためのガイドとしてもらうためのもの。合法かつ持続可能な森林経営の原則に適う事業者の生産した木材を輸入したい事業者に、活用してほしいと考えています(WWF ロシア極東支部森林プログラムリーダー、デニス・スミルノフ)」

¹ WWFJapan ホームページより。 <http://www.wwf.or.jp/activity/forest/news/2006/20061019.htm>

評価は今後も、最低年一回実施される予定である。それにより、評価に参加した企業が森林の利用や管理をどのように改善しているかの追跡が可能になる。また、ハバロフスク地方やアムール州、ユダヤ自治区など沿海地域以外の企業にも、評価対象を広げる可能性も検討されている。

沿海地方の木材生産者の森林経営評価結果

総合順位	企業名
「高水準」と判定された企業	
1	JSC Terneyles
「中程度」と判定された企業	
2	JSC Melnichnoe
3	JSC Amgu
4	JSC Roshinskiy KLPH
5	JSC Primorskie lesopromishlenniki
6	JSC Sorok perviy LPK
「低水準」と判定された企業	
7	LLC Kirovskles
8	LLC Vostochniy
9	LLC Dalnerechinskles
10	JSC Primorskiy GOK
11	CJSC Les Export
12	CJSC Chuguevskaya LPK
13	LLC Dal'wood
「不十分」と判定された企業	
14	LLC Klen
15	JSC EI'
16	PSMK Energiya
17	LLC Dalniy
18	LLC Ussuri

判定の解説

1. 「高水準」: 持続可能な森林経営を行っている木材企業。持続可能な森林経営の標準をほとんど全て遵守している。
2. 「中程度」: 比較的持続可能な森林経営を行っている木材企業。森林経営は許容レベル。企業は森林経営改善のために問題解決を行っている。また、持続可能な森林経営の標準に従う財源が十分あり、国際的森林認証を取得することを目標にしている。

3. 「低水準」:環境保護責任の取り方はやや低いが、状況改善に努力している企業。多くの指標は持続可能な森林経営レベルに適合していない。企業は森林経営レベルを改善し、そのための方策を講じる予定がある。
4. 「不十分」:環境保護責任の取り方がきわめて低い。指標のほとんどが持続可能な森林経営レベルに適合していない。環境に配慮した経営および環境保護に関する情報開示システムは、持続可能な森林経営標準に合致していない。

・評価に参加した企業 18 社(上記表、合計の木材生産高 230 万 m³/年)

・実施の審査後、評価に参加することを合意した企業4社(同 40 万 m³/年)

1. LLC Taegnoe
2. JSC Kavalerovskiy
3. LLC Chuguevskiy LPH
4. JSC Sergeevskiy lespromhoz

・評価に参加することに合意しなかった企業 23 社(同 50 万 m³/年)

1. CJSC Terneylesstroy
2. LLC Forest Star
3. LLC Primorskiy
4. LLC Pojiga
5. LLC Yappi
6. LLC Tis
7. LLC Araliya
8. LLC PPK Vostok
9. LLC Sihai
10. LLC Uliss
11. LLC Stroyenergoserbis
12. LLC Kvant
13. LLC Avtey
14. CJSC Sihote-Alin
15. LLC Stroyservis
16. LLC Olimp-plyus
17. LLC Dalnerechenskiy LK
18. LLC Evro-standart
19. LLC Germes
20. JSC Primsnabkontrakt
21. JSC Tayga
22. LLC Bikin
23. JSC Primorskiy DOK

以上総計 45 社

付属資料 12

ロシア法規則類収集文書一覧

1. 木材流通過程に関する法律リスト

資料番号	手続き	名称
1-1	森林経営計画	
1-1-1		森林法典第9章, 第62, 72-74条
1-1-2		森林ファンドにおける国家調査実施規則に関する指示書(1997年5月30日付け)
1-1-3		森林を保護グループおよびカテゴリー分類規則規定 (1997年9月15日付け第1169条)
1-1-4		森林特別保護地域選別基本規定承認令 (1993年12月30日付け、第348条)
1-1-5		水産資源の水源涵養地および保護地帯規定 (1996年11月23日付け政府令、第1404条)
1-2	環境審査関連	
1-2-1		環境アセスメント法
1-2-2		環境影響評価規定
1-2-3		国家環境アセスメント規定, 第4条
1-3	地方・森林資源開発プログラム	
1-3-1		森林局との合意に従い地方政府により策定される地方森林資源開発プログラム
1-3-2		ハバロフスク地方方策(沿海地方の地域プログラムにあたる)
1-4	オークション	
1-4-1		林地競売実施規則規定
1-4-2		林地競売の組織および実施規則
1-4-3		森林ファンドリース用地規定(1998年3月24日付け第435)
1-5	リース契約	
1-5-1		民法第2部、34章 リース契約
1-5-2		リース規定, 第17条
1-5-3	→1-1-1参照	森林法典第6章、10章
1-6	伐採計画	
1-6-1		リース規定, 第5章
1-6-2	→1-1-1参照	森林法典第6章, 34条
1-7	伐採地	
1-7-1		林地の森林経営、森林ファンド利用と無関係な非林地への移行、および(あるいは)森林ファンドの用地除外規定に関する政令
1-7-2		伐採地の割当ておよび査定に関する手引き
1-7-3		森林ファンドの利用、保全、保護状態、および森林再生に対するロシア連邦森林局および地方機関による国家管理実施規定
1-7-4		国家森林保護規定
1-7-5		調査、保管、および立木の地元販売に対する伐採証明書、指示書発行規則(1983年11月2日、第131)
1-7-6		国家管理実施に関する規則、規定、指示
1-7-7		立木販売される木材の森林税率について(2005年4月1日付け)

1-7-8		ロシア連邦の森林における立木販売規定
1-7-9		丸太木材国家規格
1-7-10		保育伐の技術過程に対する営林規定(1993年11月29日付け令、第314)
1-7-11		間伐利用が計画されている案件調整に関する命令書(2000年9月26日、第340)
1-7-12		保育伐および間伐に関する指示および基本規則
1-7-13		ロシア連邦の森林における衛生規則
1-7-14		ロシア連邦の森林における衛生規則(添付資料)
1-7-15		極東の森林における伐採規則
1-8	運送	
1-8-1	→1-5-1参照	民法、第40、41章
1-8-2	→1-5-1参照	民法、第34章第3項、第4部第30章
1-9	製材加工	
1-9-1		木材製品国家規格
1-9-2		製材国家規格
1-10	鉄道	
1-10-1		鉄道交通における貨物運送規定
1-10-2	→1-5-1参照	民法、第34章、第3節、第2部「輸送手段のリース」(第632条～第649条)
1-11	税関	
1-11-1a		輸出関税率について(2006年12月23日)
1-11-1b		輸出関税率について(2007年2月5日付け政令、変更点)
1-11-2		関税法
1-11-3		国家関税委員会および政府の各書類
1-11-4		対外経済活動に関する書類
1-11-5		新税関規制(変更点も含む)

2.新森林法典関連

資料番号	手続き	名称
2-1		新森林法典(2006年12月4日版)
2-2		森林法施行に際して(2006年12月4日版)
2-3		新森林法典案(第三読)
2-4		新森林法施行後の変更各法
2-5		新森林法典施行に伴う各法規改正案

3.関係書類

資料番号	手続き	名称
3-1	伐採地	
3-1-1		伐採証明書のサンプル
3-1-2		調書(アクト)のサンプル
3-1-3		銀行取引書のサンプル
3-1-4		丸太証書のサンプル
3-1-5		リスト(計算書)のサンプル

*斜体は入手が出来なかったもの

林野庁補助事業

合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業
ロシア極東における合法性証明の実態調査報告書

2007年(平成19年)3月

社団法人全国木材組合連合会

〒100-0004 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F

Tel03-3580-3215 Fax03-3580-3226

URL <http://www.zenmoku.jp>